

「電波利用料制度に関する研究会」報告書(案)に対する意見募集の結果

章	節	意見原文	意見提出者
32	制度 電波利用料制度 の性格	「基本的に負担額が使途に係る費用と同額となる現行の考え方を維持することが適当」との結論については、現行の考え方を「堅持」すべきと考えます。	KDDI株式会社
32	制度 電波利用料制度 の性格	今後も、電波利用料制度は、電波法に規定されている「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」という定義に則したものであるべきと考えます。	ジェイサット株式会社
32	制度 電波利用料制度 の性格	「公益事務による無線局の免許人等の受益と負担の関係が全体として保持され、基本的に負担額が使途に係る費用と同額となる現行の考え方を維持することが適当」とあるとの報告書案の結論に賛同いたします。負担額に関し一定の歯止めをかける観点から、電波法に規定されている電波利用料制度の定義が堅持されたことは適切と判断いたします。	株式会社ウィルコム
32	制度 電波利用料制度 の性格	電波利用料制度化の目的について、報告書(案)の第1章に記載のように、「電波利用料は、平成5年4月に制度化されたもので、電波利用の拡大に伴う電波監視等の電波行政事務の経費に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局の免許人等に対し負担を求めているものである」となっており、あくまで電波行政事務の経費の徴収という制度発足の趣旨を踏まえた上で、電波利用料制度の見直しを図っていくべきと考えます。	インテル株式会社
32	制度 電波利用料制度 の性格	歳入の抑制に努め利用料を減額することを考えるべき。 平成5年に電波利用料制度が導入されたときの使途は現在の「b群」に含まれる、電波の運用に関するものだけだったはずである。その後時代の変化により使途が増えたことは理解できるが、運用以外の本来一般財源でやるべきはずのことで、電波に関係があるということで利用料を財源としている傾向があるのはいかなるものであろう。たとえば電波の安全性に関する調査などはその必要性は認められるもの、利用料を財源とするのは適切とは思えない。人の健康に関する調査研究であり他省庁との連携も必要であることから一般財源がふさわしいのではないかと、あえて言えば、国家的事業であるはずのテレビ放送デジタル化に際し、アナログ周波数変更対策業務財源を、一般財源ではなく利用料に求めたことにも問題はなかったのか、考え直してみることも無駄ではない。また新施設2の「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」も国策である一大事業を成し遂げるためのものであり、本来一般財源にて行うものであると考える。「使途の追加に際しては、現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用料の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある。」との意見を尊重し、その時に必要な財源を、電波利用料の値上げによって賄うという今のやり方を改めるべきである。基本的には利用料の性格を、第1章2頁に書かれているように「マンションの管理費用」的なものも考慮すべきであり、歳入に関しきちんと精査し、利用料で負担するもの、一般財源で負担するものを明確に分け、歳入に見合った歳出を心がけ、歳出を減らすことによって利用料の減額を図り、事業者の負担を軽減させ、設備投資や番組内容の充実による国民への利便性を高めるべきと考える。	株式会社テレビ東京
32	制度 電波利用料制度 の性格	電波法第103条の2第4項の内容を拡大解釈に伴い、電波に対する誤解、使途拡大の懸念は予想されます。しかしながら、その予想に対し電波利用料金の性格付けを変更することは必ずしも有効とは思われません。昨今、RFIDやUWB等の活用による経済的な効果を期待する声が大きい中、電波利用料金の性格付けを変更することで、その経済効果の削減が予想されます。まずは一定期間の間、電波法の徹底的な遵守、及び電波に対する利用料の認識付けを広く行い、地盤を固める方が急に施行の段階に移るよりも理解を得られると思われれます。	個人
32	制度 電波利用料制度 の性格	今回の電波利用料制度の見直しで、無線通信分野の開発・普及支援活動資金について議論が行われており、この分野における資金が増えることを喜ばしいと感じる一方で、その財源については違和感があります。すなわち、本報告書(案)に記載されている、電波利用料制度に関する議論は無理があるのではないかと考えられます。具体的には、電波利用料制度を「クラブ財」(第3章、p.24)とすると、その経済的価値に応じて負担を行うべき(第3章、p.26)という論理のことに指しています。この論理のもと、電波利用料の適用領域拡大が行われることは危険なことだと考えます。 電波というものを考えてみると、根源的には、行政財産ではなく、公共のものであるということができそうです。そのような電波の根源的な性質を鑑みるに、そもそも「利用料」を徴収するという考え自体になじみにくいことを指摘した上で、報告書(案)の記載内容に沿ってもう少し詳しく意見を申し述べたいと思います。 本報告書(案)では、(本来排除性のない)「電波」そのものをクラブ財と呼んでいるのではなく、電波監視業務(「電波利用料制度」なるもの)の「排除性」をもってクラブ財と呼んでいます。そのうえで電波監視を、一般道路などの公共財と区別して受益ベースの利用料を正当化しています。そもそもこの対比自体、道路が一般利用者を対象としており、電波監視業務が(概ね)免許人を対象としている点で、不自然さを感じます。なぜならば、電波監視業務の恩恵を受ける免許人の先には、さらに一般の利用者がいるからです。また、電波監視ですら、直接的に電波を発信する者だけでなく、電波利用機器を一切持たない方にも恩恵をもたらすものだという点で、極めて公共財に近いものです。もし、他の行政分野に本報告書(案)にある電波利用料と同じクラブ財の考え方を適用すれば、霞ヶ関で特定の業界を担当している部署はすべからず、業界からの何らかの利用料を収入源としなくてはならないことになってしまいます。 このように広く国民全体が受益する公共財を維持するための費用は、取りやすい業界から特定財源として徴収するのではなく、一般会計から費用を獲得すべきです。一般会計からの財源確保が不可能な場合にやむを得ず特定財源(電波利用料)として徴収する場合でも、その用途は厳格に電波監視に限定されるべきであり、いざ知らずに拡大すべきものではないと考えます。	個人
32	制度 電波利用料制度 の性格	現行制度下で電波利用料の使途を広げることに賛成できない理由がもう一つあります。それは、電波利用料を特定財源(第3章、p.23)として総務大臣が決定するという仕組みにガバナンス上の大きな問題があることです。 本報告書(案)で述べられている電波利用料のような限りなく税に近い性質を持った財源は、「税」として、税制調査会等で議論をし、国会の審議を経て決定されるべきものだと考えます。特別会計制度改革、特殊法人制度改革、道路特定財源の一般財源化などの大きな流れの中で、逆行するような電波利用料制度の見直し案に危険を感じます。特定の財源から得た資金に、重要な情報通信技術開発・普及促進等の財源を依存する体質を作ると、将来に禍根を残すのではないのでしょうか？	個人
32	制度 電波利用料制度 の性格	電波法第103条の2第4項の内容を拡大解釈に伴い、電波に対する誤解、使途拡大の懸念は予想されます。しかしながら、その予想に対し電波利用料金の性格付けを変更することは必ずしも有効とは思われません。昨今、RFIDやUWB等の活用による経済的な効果を期待する声が大きい中、電波利用料金の性格付けを変更することで、その経済効果の削減が予想されます。まずは一定期間の間、電波法の徹底的な遵守、及び電波に対する利用料の認識付けを広く行い、地盤を固める方が急に施行の段階に移るよりも理解を得られると思われれます。	個人
32	制度 電波利用料制度 の性格	この制度の拡大は、実はますます公平性を欠くものになり、報告書にも電波利用料をマンションの管理費用ととえているが、実際は最上階に住むものだけがはくす笑むことになると推測する。国の一流機関として総務省の事業化の努力に期待する。	個人
33	制度 電波利用料制度 の考え方	「格差是正事業自体は、電波が届かないところに対して新たに電波が届くようにするという、一般に広く便益を与える、一般財源を使って行うべき事業と考えられるのではないかと」との意見に賛同します。電波利用料の使途は、無線局全体の受益を直接の目的として行う、事務の処理に要する費用の財源に充てるために、限定的に法定化されたもので、基本的なデジタルデバイス解消の事業は一般財源で行うことが適当と考えます。	かわさきコンシューマーネット
33	制度 電波利用料制度 の考え方	「電波利用料制度となるものについては、……、負担の担当が電波を利用する者間で納められるように設定されていることが重要である。」という記述については、今後具体的な額の見直しの検討を進める際に、総務省と各無線局免許人等との調整の中で設定されていくものと考えます。	ジェイサット株式会社
33	制度 電波利用料制度 の考え方	情報通信格差是正事業のうち不感地域等の解消を電力の小な無線局の増設で行うことにより電波の利用を拡大する事務を電波利用料制度とする研究報告書(案)に賛同します。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
34	制度 逼迫対策事業と無線局の受益及び負担の関係について	「そのような経済的価値の変動を勘案して無線局免許人等の負担の度合いを決めていくことには、十分な合理性がある」との結論については、勘案の具体的方法と根拠が示され、負担する免許人等の理解が得られることが必要と考えます。	KDDI株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
34	制度	受益と負担の関係について、「具体的な個々の事務の結果、反動的に特定の周波数について経済的価値が相対的に高まることは十分想定されるのであって・・・、そのような経済的価値の変動を勘案して無線局の免許人等の負担の度合いを決めていくことには、十分な合理性があると考えられる。」とありますが、そもそも特定の周波数について経済的価値が相対的に高まるような事務は、電波利用共益事務の定義に反するものと考えます。仮に受益と負担の関係を正すとすれば、その経済的価値が高まる特定の周波数を使用する無線局免許人等のみが、当該事務に係る費用を負担すべきと考えます。	ジェイサット株式会社
34	制度	経済的価値に応じた負担を求めた研究会報告書(案)に賛同しますが、利用額の設定に際しては事業者毎の負担及び使途について公平な見直しが必要と考えます。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
35	制度	4. 電波利用料の見直しが3年を待たずに変更できる仕組みの検討については反対である。 電波利用料は、利用者にとっては国からの賦課であり性格は異なるとしても、その実体は税と変わらなく、このような利用料の仕組みについては本来法改正によって行うもので、行政機関の裁量のみによって行うことは適当ではなく、現行どおり、電波利用料の見直しは電波法の改正により行うべきである。	㈱エフエム東京
35	制度	「電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み(例えば一定の料額に関しては、政令で定めることとする等)を検討していくことが必要である」との意見には反対します。 電波利用料の2007年度予算歳入額は653.2億円で、同様の制度があるアメリカの348億円やイギリスの304億円を大きく上回っています。その内、携帯電話事業者等の負担割合は全体の8割強で、実際は電話料金の一部として、一般利用者が年に1台420円を負担しています。消費者は、携帯電話を利用することで、電波利用料を負担しているという意識はないと思いますが、携帯電話料金の高額な使用料には不満をもっているのも事実です。また、直接消費者の負担に繋がる電波利用料が、現行の法改正を伴う制度から、政令の改正で対応できる制度に変更すれば、安易な値上げも懸念されます。電力使用料金制度のように、値上げを伴う場合には法改正を要し、値下げのみの改正であれば政令対応という制度もあります。同様な制度設計は可能と思われます。ご検討いただきたく要請します。	(社)消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
35	制度	電波利用料制度は幅広い国民等の負担のうえに成り立っている。料額の変更は、負担者が納得できるものであることが重要であり、迅速性の確保を理由に民主的プロセスが安易に省略されるべきではないと考える。電波利用料の料額変更は、従来どおり、国民の代表である国会による法律改正手続きを経て実施されるべきである。	(社)日本経済団体連合会
35	制度	「受益と負担が迅速に連動できる制度の導入」に関して、使途の範囲と料額の変更が連動できない現行制度を改善するものであることから賛成しますが、「電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み」の構築にあたっては、負担比率の決定が電波利用者間で納得できるような仕組みであるべきと考えます。	KDDI株式会社
35	制度	更にまた、迅速な対応が可能になるような仕組みの必要性を指摘されていますが、同じく国民の方々に最終的にはご負担をかけるものであることから、現行どおり、法律で規律することが望ましいものと考えます。	テレビ愛知㈱
35	制度	報告書案では、「電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み(例えば、一定の料額に関しては、政令で定めることとする等)を検討していくことが必要」と結論付けています。この点に関して、3年後の見直し以前においても、使途の変化に応じて電波利用料額の変更を行うべきであるとの趣旨は理解いたしますが、料額の増大は事業上大きな負担となります。この点を考慮いただくとともに、新たな使途が追加される場合は、その使途の内容を踏まえその受益に見合った負担割合となるよう、適正な料額設定をしていただくことが不可欠と考えます。また、一定の範囲の見直しでも、免許人の意見を述べる機会を与える等、オープンな形での変更手続きをお願いいたします。	株式会社ウィルコム
35	制度	使途の追加に伴い電波利用料に関わる歳入と歳出が相互に連動し、電波の経済的価値の変動に応じて無線局毎に負担比率が迅速に連動する仕組み作りの必要性については賛同しますが、使途ありきの仕組みとならないことが前提と考えます。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
35	制度	3. 料額の最終決定の仕組み (P.26 第3章第5節 受益と負担が迅速に連動できる制度の導入) 本報告書(案)では、電波利用料の料額について、「一定の料額については、政令で定めることとする」(P.36)とあるが、電波利用料は事業者のみでなく国民からも幅広く徴収するものである。現に、法律で電波利用料を定める仕組みがあり、これを尊重することが適切なのではないかと考える。	経済産業省
35	制度	3年ごとの見直しの合間の負担比率変更については、基本的に賛同いたします。但し、変更の際には、免許人の意見を盛り込む必要があると考えことから、新たな使途追加及び料額の変更については、意見募集の実施を要望いたします。また、電波利用料負担の一層の公平性を確保する観点から、変更後の料額が受益とのバランスを考慮した負担となることを要望いたします。	西日本電信電話株式会社
35	制度	公平な電波利用料負担の観点から、環境変化に応じて負担と受益の比率を迅速にバランスさせることについては基本的に賛同いたします。ただし、具体的に新たな使途追加による電波利用料の負担比率(料額)が変更される場合は、その時点での業界動向や環境の変化等を考慮するためにも、事業者からの意見募集の実施を要望いたします。	東日本電信電話株式会社
35	制度	電波利用料の3年ごとの見直しの合間に新たに使途を追加する場合に、電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組みを検討していくことが必要とされていますが、こうした仕組みを検討される場合には、使途の追加・拡大のみを前提とするのではなく、業務の収斂等による使途の縮小の可能性も含めた視点が必要と考えます。また、平成16年度の電波有効利用政策研究会の最終報告書において、負担額の歯止めとして、電波利用料の使途・料額は法律で規定することを基本とすることが適当との認識が示されているところです。今回提言されているような制度が設けられれば、使途の拡大と免許人の負担増を法律改正よりも容易な手続きで行うことが可能になるため、料額の高騰防止等の観点から、特に慎重な議論が必要です。仮にこうした制度を設ける場合には、その範囲や決定の透明性を確保する方策等が重要な課題になると考えます。	日本放送協会

章	節	意見原文	意見提出者
35	制度	電波利用料の3年ごとの見直しの間に、新たな使途を追加する必要性が生じた場合に、「当該使途により、逼迫帯域における安定的かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることに着目し、電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組みを検討していくことが必要」としている点について、前回平成17年度の電波利用料の見直しの際に、電波利用料の使途について「無限定に拡大すべきではなく、電波有効利用の促進に資する範囲とし、一定の歯止めを設けることが適当」との考えが示され、電波利用料の使途・料額は法律で規定することになったと認識します。今回の提言は、使途の拡大と免許人の負担の変更をより簡便な手続きで行うことを可能にするものであり、電波利用環境の変化に柔軟に対応することを目的としたものと考えますが、一方で、使途や料額のない顕著的な増大を招くことが懸念されるため、慎重な検討が必要と考えます。	(株)テレビ朝日
35	制度	「電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み(例えば一定の料額に関しては、政令で定めることとする等)を検討していくことが必要である」との意見には反対します。電波利用料の2007年度予算歳入額は653.2億円で、同様の制度があるアメリカの348億円やイギリスの304億円を大きく上回っています。その内、携帯電話事業者等の負担割合は全体の8割強で、実際は電話利用料の一部として、一般利用者が年に1台420円を負担しています。消費者は、携帯電話を利用することで、電波利用料を負担しているという意識はないと思いますが、直接消費者の負担に繋がる電波利用料が、現行の法改正を伴う制度から、政令の改正で対応できる制度に変更すれば、安易な値上がりも懸念されます。	かわさきコンシューマーネット
35	制度	一定の料額を政令で定めることは、値上げなど無線局免許人等にとって改悪となる料額の変更も、これまでよりも容易にできるようになります。料額については、これまでどおり電波法に規定すべきと考えます。	ジェイサット株式会社
35	制度	3年毎の電波法改正でなく、政令等によって「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」が検討されているが、電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できる反面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、原則として、現行どおり電波法で規定すべきと考えます。	テレビ山口株式会社
35	制度	電波利用制度における料額等は電波法で規定され、3年毎に見直されておりますが、その見直しの間に電波利用として「新使途」を追加する必要性が生じた場合においても、料額等はあくまでも電波法の改正によって行うことを将来にわたって堅持すべきであり、無線局毎の負担比率を迅速に連動させる仕組みとしての政令等による改正は可能にすべきではないと考えます。	株式会社さくらんぼテレビジョン
35	制度	電波利用料の使途については、その必要性や予算規模を十分精査すべきであり、いたずらに費用が拡大しないよう明確な歯止めが必要と考える。特に今回、3年ごとの電波法改正によらず、政令等によって電波利用料の料額を変更できる等の仕組み「受益と負担が迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向性が示されているが、これは電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できるとする半面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、原則として現行どおり電波法で規定すべきである。	株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送
35	制度	「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」には反対する。迅速に連動できるということは、新たな使途に関し、きちんとした検討、精査が行われない可能性がある。電波法改正によらず、利用料を改定できる制度の導入などまったく認めることはできない。現行どおり電波法で規定すべきである。	株式会社テレビ東京
35	制度	受益と負担を迅速に連動できる制度は、安易な総額拡大につながりかねないので、導入は慎重にすべきである。	株式会社宮崎放送
35	制度	今回、3年毎の電波法改正を待たず、政令等によって「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向性が示されているが、これは電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できるとする半面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、原則として、現行どおり電波法で規定すべきである。	株式会社大分放送
35	制度	受益と負担を迅速に連動できる制度の導入には慎重を期すべき(第3章・26頁) 「電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み」の導入が検討され、「例えば一定の料額に関しては政令で定めることとする等」との考え方が示されている。しかし、3年ごとの見直しを待たずに受益と負担を迅速に連動して変更することになれば、総額拡大の引き金になりかねず、また、無線局免許人は絶えず変動する電波利用料という経営上の不安定要因を抱え込むこととなる。電波利用料制度は、従来通り研究会等において慎重に検討し、負担者の意見も十分に尊重して、原則として電波法によって規定すべきである。	株式会社東京放送
35	制度	受益と負担を迅速に連動できる制度の導入には慎重を期すべき。電波法の3年ごとの見直しを待たずに、政令で、「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向性が示されているが、これは電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できるとする半面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、電波利用料制度は、従来通り研究会等において慎重に検討し、負担者の意見も十分に尊重して、原則として、現行どおり電波法で規定すべきである。	株式会社南日本放送
35	制度	法改正によらず省令で電波利用料が改定されてしまうと、突然費用が値上がりしてしまい、サービス契約時に想定していた費用で使用出来なくなるの分からない様では、安心して使用する事が出来ません。きちんと国会で議論を尽くしてもいいのに、総務省が一方的に費用負担額を決めるのは理不尽極まりないと思います。	個人
35	制度	法改正によらず省令で電波利用料が改定されてしまうと、突然費用が値上がりしてしまい、サービス契約時に想定していた費用で使用出来なくなるの分からない様では、安心して使用する事が出来ません。きちんと国会で議論を尽くしてもいいのに、総務省が一方的に費用負担額を決めるのは理不尽極まりないと思います。	個人

章	節	意見原文	意見提出者
35	制度	「電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み(例えば一定の料額に関しては、政令で定めることとする等)を検討していくことが必要である」との意見には反対します。 電波利用料の2007年度予算歳入額は653.2億円で、同様の制度があるアメリカの348億円やイギリスの304億円を大きく上回っています。その内、携帯電話事業者等の負担割合は全体の8割強で、実際は電話利用金の一部として、一般利用者が年に1台420円を負担しています。 消費者は、携帯電話を利用することで、電波利用料を負担しているという意識はまったくなく、現在も電波利用料が徴収されているとは思っていません。徴収されている事実も知らされていないのが現状です。そんな中、直接消費者の負担に繋がる電波利用料が、現行の法改正を伴う制度から、政令の改正で対応できる制度に変更すれば、安易な値上がりも懸念されます。	個人(消費生活相談員)
35	制度	料金設定の国会承認の継続の要望 【該当:第3章 26ページ】 電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み(例えば、一定の料額に関しては、政令で定めることとする等。)を検討していくことが必要であるとの見解が述べられています。しかし、それは安易な負担増を助長させることとなります。現状どおり、国会において料金設定が承認されるべきと考えます。	社団法人 電子情報技術産業協会
35	制度	<透明性向上への影響> 1、受益と負担が迅速に連動できる制度の導入については立法府のチェックがからず料金の改定、使途の拡大が安易に行われやすくなるので、透明性を確保する意味でも政令改正でなく、従来通り法律改正をすべきと考えます。	社団法人日本アパレル産業協会
35	制度	電波利用料の歳入と歳出とをバランスさせることに関連して、新たな使途を追加する場合に、26ページに「一定の料額に関しては政令で定めることとする」とあるが、これは歳出の拡大に関する然るべき審議を経ずに行えることも可能にするものであり、歳出が増加すれば歳入も増やすとの論理の基で、従来のような法改正を行わなくても政令のみで電波使用料を値上げしうることにも繋がる考え方である。無線の利用が幅広く浸透するなかで、料額の変更は社会・経済・生活の各面において、大きな影響を及ぼす恐れがあり、その変更については従来通り国会における法改正の審議を経ることが適当と考え、このような歯止めをなくすような考えは1項と同様の主旨で反対する。	情報通信ネットワーク産業協会
35	制度	受益と負担が迅速に連動できる制度の導入(第3章第5節、26頁)について 報告書(案)では、「使途の拡大に応じて負担を変更することに制約」があると、「拡大を前提」に提案されているが、同第3章第2節で報告されているように、「利用料が「共益的性質を持つクラブ財」とするならば、その使途は構成員たる免許人あるいはその裾野に広がる国民全体の意志が反映されるべき事項と考える。よって、「使途の拡大に応じて負担を変更する」ために法の改正を伴わない政令で負担を定めるのではなく、使途を定めるために「免許人または広く国民全体の意志を反映できる立法府での審議」を必要とする制度とし、使途と負担の両方を法改正により定めるべきと考える。	中部日本放送(株)
35	制度	「電波利用料から歳出されている電波有効利用等の研究は、本来電波は国民の財産という観点から、その研究に関する財源は、一般財源に求めるべきものである。 現在の利用料から有効利用のための研究への支出が容認されているのは、受益・負担関係が限定的かつ明確であるがゆえと考える。 ・仮に、電波利用料の負担者の拡大が行われる場合、受益者が負担をするという考え方の実質的な変更であり、電波利用料は「電波税」というべき内容に変質する事を認識すべきである。 ・実質課税であるならば、その実質に整合させ、利用料は法定されるのが「租税法主義」から求められる本来の姿である。 ・この観点から26第5節の記述を見ると、使途に関する規律なしに随時「実質増税」を自由に行えるフリーハンドを行政に与えるものとなる一方、不断の歳出削減等の歳出合理化努力を行政に求めるという認識が示されていない。 ・安易な支出規模拡大に歯止めが掛けられる制度的な保証が存在しない一方で、歳入を自由に歳出規模に連動させようとする制度の導入は歳出に規律を失わせ、制度として不適切である。 ・まず予算使途の拡大をベースとすることなく、電波利用と負担の公平性、研究内容、あるいは事業内容の十分な開示といった事に歳出規律に関する現行制度運用の見直しを十分に実施し納得いく事業展開を提示すべきである。	日本自動車部品工業会
35	制度	料金設定については、国会承認の継続を要望する。 「使途の拡大に応じて負担を変更する」ような仕組みの必要性について言及されているが、安易な使途拡大・安易な負担増を招く恐れがあることから、現状どおり国会承認の継続を要望する。	日本鉄鋼連盟
35	制度	電波利用料の3年ごとの見直しの合間に新たに使途を追加する場合に、電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組みを検討していくことが必要とされていますが、こうした仕組みを検討される場合には、使途の追加・拡大のみを前提とするのではなく、業務の収斂等による使途の縮小の可能性も含めた視点が必要と考えます。また、平成16年度の電波有効利用政策研究会の最終報告書において、負担額の歯止めとして、電波利用料の使途・料額は法律で規定することを基本とすることが適当との認識が示されているところですが、今回提言されているような制度が設けられれば、使途の拡大と免許人の負担増を法律改正よりも容易な手続きで行うことが可能になるため、料額の高騰防止等の観点から、特に慎重な議論が必要です。仮にこうした制度を設ける場合には、その範囲や決定の透明性を確保する方策等が重要な課題になると考えます。	日本放送協会
35	制度	「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」は慎重にすべき。 3年毎の電波法改正を待たず、政令等によって「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向性が示されているが、これは電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できるとする半面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、原則として、現行どおり電波法で規定すべきである。	日本民間放送連盟
35	制度	「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」は慎重にすべき。 電波利用料制度は、従来通り研究会等において慎重に検討し、負担者の意見も十分に尊重して、原則として電波法によって規定すべきである。	北陸放送株式会社
35	制度	引続き電波法で規定すべき(第3章・26頁) 3年毎の電波法改正ではなく、政令等により「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向性が示されていますが、これは電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できる半面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、現行どおり電波法で規定すべきと考えます。	毎日放送
35	制度	今回の報告書(案)では、3年毎の電波法改正を待たず、政令等により「受益と負担が迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向が示されています。これは使途の拡大と免許人の負担の変更を一層簡便な手続きで行うことを可能にするもので、電波利用環境の変化に柔軟に対応することを目的としたものと考えられますが、一方で、使途や料額のなし顔的な増大を招くことが懸念されるため、慎重な検討が必要と考えます。	名古屋テレビ放送(株)

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
41	使途	基本的な考え方	使途の追加に際して、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し予算規模が適正となるよう配慮するという基本的な考え方については、賛成します。むしろ、電波利用料の総額については、平成5年の制度施行開始時と比較して、現在はその10倍近くまで規模が拡大してきている事実があり、このまま使途の拡大路線をとるのではなく、総額の上限を設定する方法により、電波利用共益事務が現に電波利用料を負担している無線局免許人の共益に繋がる範囲で実行され、それらの事務の成果を確認しつつ取り進められることが重要であると考えます。	日本放送協会
41	使途	基本的な考え方	研究会では歳入・歳出の総額拡大が検討されているが、まず出来る限り総額の抑制に努めるべきである。	株式会社宮崎放送
41	使途	基本的な考え方	電波利用料制度は、概して逼迫している周波数帯に参入してきた携帯電話機能に混信等がないように監視をし、しっかりと無線局監理を実施することで始まったものと理解する。それが、過疎地への携帯電話のエリア拡大、地上放送のデジタル化への完全移行、国際競争力の強化、さらには電波の有効利用・利用料の公平性、などと言葉が飛び交い、まさに抽象的な言葉から、解釈が広がってきている。報告書の28ページの基本方針の中に、電波利用共益事務が「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」となっていますが、無線局全体と書くことにも広げすぎとの感じがします。 ・使途について納得できる範囲内と書かれているが、実際は声の大きな人の思いで決まってしまうのではないかと。研究会の中で、払わなければ免許を取り上げるだけです、とのコメントにもいささか高圧的な感覚を覚えました。	個人
41	使途	基本的な考え方	国民の財産である電波の有効利用に関し、その利用においてニーズが高まる中、ユーザー負担の軽減等に向けての検討がなされ、国民生活に大きな影響がないよう効果的な施策が実施されるべきである。	日本自動車部品工業会
41	使途	基本的な考え方	電波利用料の徴収に反対します。 電波利用料の使途の在り方 集めた財源は不法電波の監視だけでなく、地デジ移行費や研究開発などに不透明に使途が拡大される可能性がある。	本田技研工業株式会社
41	使途	基本的な考え方	電波利用共益費用は拡大傾向にあるが、必要性をよく検討した上で内容を見直し縮小を図るべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
41	使途	基本的な考え方	(修正案) 第4章 電波利用料の使途の在り方 第1節 基本的な考え方(P27) 使途の追加に際しては、現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある。	ソフトバンクモバイル株式会社
41	使途	基本的な考え方	「使途の追加に際しては、(中略)電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し」とありますが、平成17～19年度の電波利用共益費用と比べて、今回見直される平成20～22年度の総額は年平均約150億円増額となっており、拡大傾向にあります。使途は電波利用料制度に関する研究会第2回議事要旨にあるように「(電波利用共益費用の適正な使途とは)電波監視が典型である。これに対して、プラスアルファ的な受益をもたらす新しい使途については、利用料の使用に一定の歯止めがあることを理解すべきである」(第2回研究会議事要旨P1・構成員意見)と述べられているように、必要性をよく検討した上で内容を見直し縮小を図るべきであると考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社
41	使途	基本的な考え方	現在の電波利用料の体系では、PHSのようなマイクロセルは電波利用効率の高いシステムであるにもかかわらず、かえって基地局の数が多くなり電波利用料の総額が増える結果となります。基地局に関して、空中線電力等、エリアの大きさを考慮した算定方法を採用することが望ましいと考えます。 ・包括登録局である小型基地局について、無線局規模と比較し過度の料金とならないような配慮が望まれます。	株式会社ウィルコム
41	使途	基本的な考え方	「使途の追加に際しては現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある」とする基本方針については、3年毎の見直しの際に従前の使途を既成事実化することなく、使途の必要性、有効性、効率性を十分に検証の上、電波共益事務としてあるべき本来の使途の観点から、予算と規模等について整理されるべきと考えます。したがって、見直しにあたっては、これらが十分に考慮されることが電波利用料制度の健全な維持発展のために必要な事項と考えます。 また、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意されるためには、予算規模の適正化の具体的方策が示されるべきと考えます。	(株)テレビ朝日
41	使途	基本的な考え方	現在、わが国の電波利用料負担は653億円となっており、直近10年間でおよそ3.5倍に増加した。この結果、欧米と比べても突出した金額となっている。例えば、制度導入時の主目的である電波監視業務は歳出の1割強で、総合無線局管理システムの整備・運用を加えても歳出全体の4分の一以下に満たない。使途が安易に追加された結果が、今日の肥大化をもたらしたといえよう。 こうした状況のなかで、電波利用共益事務はさらに拡大傾向にあり、電波利用料の総額増加に歯止めがかかっていない。これは、わが国が目指す小さくて効率的な政府にも反すると考える。 これ以上の電波利用料の負担増大を避けるため、徴収総額の上限は現行水準を超えない旨を法律に明記するとともに、電波利用共益事務を抜本的に見直し、その縮減を図るべきである。	(社)日本経済団体連合会
41	使途	基本的な考え方	「使途の追加に際しては、現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある。」との結論については、3年毎の見直しの際に従前の使途を既成事実化することなく、使途の必要性、有効性、効率性を十分に検証の上、電波共益事務としてあるべき本来の使途の観点から、予算と規模等について整理されるべきと考えます。したがって、見直しにあたっては、これらが十分に考慮されることが電波利用料制度の健全な維持発展のために必要な事項と考えます。 また、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意されるためには、予算規模の適正化の具体的方策が示されるべきと考えます。	KDDI株式会社
41	使途	基本的な考え方	電波利用料の使途拡大について。 報告書(案)の第1章に記載のように、「電波利用料の使途については、平成8年には技術試験事務、平成11年には電波適へい対策事業、平成13年にはアナログ周波数変更対策業務(特定周波数変更対策業務)、平成16年には特定周波数終了対策業務、平成17年には電波資源拡大のための研究開発及び無線システム普及支援業務が各々追加された」というこれらの事実は、法令103条の二に、明確に電波の適正な利用の確保のための事務にかかる費用と明記されているものに対しての解釈の拡大を許しているように見受けられる。 そもそも、この制度は法令にて電波の適正な利用の確保に関して無線局全体の受益を直接の目的として行う「事務の処理に要する費用」の財源とされていることから、この法の趣旨に鑑み、法の定めるところの「事務の処理に要する費用」として必要とされる費用のみを徴収することを目指すべきである。	インテル株式会社
41	使途	基本的な考え方	ほとんどの無線局免許人等が、電波利用料制度を見直すたびに新しい使途が追加され、それにより電波利用共益費用の総額が増加となり、その結果、電波利用料の料額が値上げになることを危惧しています。むやみやたらと使途を追加するのではなく、その使途が電波利用共益事務の定義に則したものであり、無線局免許人等にとって本当に必要であり有効なものであるかどうかを厳選する必要があり、使途の追加及び電波利用共益費用の総額を決定するには電波利用料を負担する無線局免許人等のコンセンサスの取得が必要であると考えます。また、現行の使途についても、その必要性や有効性等を無線局免許人等の間で確認し、場合によっては縮小や削減を行って、電波利用共益費用の総額が現状を上回らないように努めるべきと考えます。	ジェイサット株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
41	使途 基本的な考え方	5 最後に、報告書案では、総額の拡大と、電波利用共益事務の拡大に対応して、迅速な対応が出来る仕組み作りの必要性が指摘されていますが、まず、電波利用料の歳入、歳出につきましては、最終的には何らかの形で国民の方々が負担することになることから、可能な限り現行水準以下に総額は留めるべきものと考えます。	テレビ愛知株式会社
41	使途 基本的な考え方	◆利用料額は、電波の有効利用の促進と利用料負担の公平性を確保する観点から算定すべきであるが、その前提として利用料の使途の効率化、見直しを図り、電波利用料の総額を現在の水準以下に抑制し、免許局等、利用者の負担総額を増やさない事が重要である。	トヨタ自動車(株)
41	使途 基本的な考え方	電波利用料の規模が、現行の約640億円から約760億円に拡大する見通しとなっていますが、今後の肥大化を抑制するため、キャップ制など何らかの手当てが必要と考えます。研究開発や技術試験事務については、透明性、実効性を高めるために、外部有識者による評価が行われているところですが、無駄な使途を防ぐためにも、なお一層のチェック、精査を要望します。	フジテレビジョン
41	使途 基本的な考え方	次期電波利用料の負担総額が、現行の約640億円から約740億円と約20%も増大していることに対し、免許人から「電波利用共益事務費が拡大傾向にあるが、内容を見直し、縮小を図るべき」、「使途を十分に限定し、負担額に歯止めをかけるべき」などの意見が出されていますが、これに対する議論がまだ十分に行われていないと考えております。個々の使途を見ていけば、「厳密な意味で、現行の「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」という定義に即したものに該当するかもしれませんが、結果として電波利用料の総額が約120億円も増えていることから、個々の使途についての必要額を再度精査いただき、必要最小限の額にとどめて頂きますようお願いいたします。	モバイル放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の総額抑制に努めるべき。 研究会では、総額640億円規模から760億円規模への拡大が検討されていますが、これにより無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、できる限り総額抑制に努めるべきです。 電波利用料の使途については、その必要性や予算規模を十分精査すべきであり、いたずらに費用が拡大しないよう、明確な歯止めが必要と考えます。特に今回、3年毎の電波法改正を待たず、政令等によって「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」を検討する方向性が示されていますが、これは電波利用環境の急激な変化に柔軟に対応できる反面、総額拡大の引き金にもなりかねないため、原則として、現行通り電波法で規定すべきであると考えます。 また、地上放送デジタル化への完全移行のための受信環境整備支援事業(仮称)のためのラジオ放送事業者への電波利用料負担増に関しては十分に配慮していただきたく思います。	株式会社エフエム大阪
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の抑制に努めるべきである。 総額640億円規模から、760億円規模への電波利用料拡大が検討されているようだが、無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、必要最小限の総額抑制に努めるべきである。 使途のあり方について、新たな使途の必要性は認めるが、研究開発等の費用は増え易いものであり、必要性の精査が十分行われなければならない。なお、新たな使途については、産業の活性化に結びつ性格のものであることから、国の一般財源からも負担すべきである。	株式会社山陰放送
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の総額抑制に努めるべき。 研究会では、総額の規模拡大が検討されているが、これにより無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、出来る限り総額抑制に努めるべきである。	株式会社大分放送
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の抑制に努めるべき(第4章・27～37頁) 報告書(案)では総額640億円規模から760億円規模への電波利用料拡大が検討されているが、無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、総額抑制に努めるべきである。	株式会社東京放送
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の抑制に努めるべき。 報告書(案)では総額640億円規模から760億円規模への電波利用料拡大が検討されているが、無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、総額抑制に努めるべきである。 電波利用料の使途については、いたずらに費用が拡大しないよう、明確な歯止めが必要である。「国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)」を「a群」として3か年合計で420億円を計上し、前3か年に比べ54%の増大を見込んでいる。その他国際標準化経費など研究開発費はともすれば肥大化しやすい性格のものであるため、必要性の精査を十分に行うよう要望する。 また、電波利用料を充当するからには常に詳しい成果報告が求められる。研究開発テーマの選定や期間と金額、開発成果が電波利用料負担者に公平に還元されているかなどについて、第三者機関に委託するなどして、適切なチェックを行っていくよう要望する。	株式会社南日本放送
41	使途 基本的な考え方	3. 電波利用料財源の総額が640億円から760億円へ拡大することが示されているが財源の使途についてさらに限定、圧縮すべきである。現今の行政改革の流れからみて一般財源でなく安易に電波利用料に依ることは避けるべきである。	㈱エフエム東京
41	使途 基本的な考え方	経済産業省は、周波数は我が国が世界最高のIT国家となるために重要なインフラであり、その逼迫状況を解消すべく有効利用を図るための制度改革を実施することは、我が国のIT産業の発展及び競争力強化の観点からも最重要事項と認識している。 このため、周波数の有効利用を目指し、「電波利用料制度に関する研究会報告書(案)」(以下、「本報告書(案)」)というを纏められた研究会の構成員各位に敬意を表したい。 しかしながら、経済産業省としては、電波利用料制度については、国民への影響を十分に配慮した上で決定することが重要と考えており、本報告書(案)に対して次の通り意見を申し述べる。 1. 電波利用料の効率化努力 (P.27 第4章 電波利用料の使途の在り方) 電波利用料の予算は拡大の一途であり、国民や中小企業を含めた産業界の負担軽減を目指すべきではないか。政府全体として厳しい財政支出の削減に取り組む中、電波利用料についても、制度本来の趣旨に立ち返った使途の明確化と効率化努力による電波利用料の歳出削減が必要ではないか。 地上放送のデジタル化に関する整備支援事業など歳出が増える要素は理解できるが、一般会計では長年にわたって歳出削減努力を続けていることに鑑みれば、電波利用料についても、利用者への負担を配慮し、その効率化努力をもって、まずは歳出削減に努めることが先決と考えられる。 なお、上記整備支援事業が、地上放送のデジタル化の完了を予定している平成23年度までの間に特有の、一時的な歳出増加を伴うものであるとすれば、歳入のピークを平準化するなど、国民負担を増やさないで対応を図る工夫も考えられるのではないかと。	経済産業省
41	使途 基本的な考え方	報告書には電波利用料財源の総額が640億円から760億円へ拡大することが示されているが、さらに厳密な査定を行い総額を下げるべきであると考えられる。また、今後についても、際限なく支出が拡大しない仕組みの導入が必須である。	広島エフエム放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	第4章 電波利用料の使途の在り方 第1節 基本的な考え方(P.27) (意見)研究会では電波利用料の歳入・歳出規模の拡大が検討されているが、これにより無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、出来る限り総額抑制に努めるべきであり、そうした観点からも電波利用料制度の運用は、原則として現行通り電波法で規定すべきと考える。	札幌テレビ放送㈱

章	節	意見原文	意見提出者
41	使途 基本的な考え方	受益と負担が不透明なままでの使途を拡大すべきではないと考えます 【該当 第4章 27ページ】 当初は不法電波の監視を目的としていましたが、現在の使途には研究開発費、デジタルディバイド解消の費用等にも電波利用料を充当するとしています。その結果、電波利用料は日本が654億円、米国が348億円、英国が304億円と、欧米と比べても我が国の電波利用料負担は突出しています。	社団法人 電子情報技術産業協会
41	使途 基本的な考え方	「電波利用料のこれまでの経緯」の表や本文に示されているように、平成8年以降5回にわたって、電波利用料の使途が拡大されており、当初は電波監視等の費用に当てられていたが、平成17年度には電波資源拡大のための研究開発や無線システム普及支援事業まで使途が拡大された。未利用の周波数等の研究開発や電波利用に関するデジタルディバイド解消が重要な施策であることは認識しているが、一方で現状での「使途の拡大」は、結果的に料額の高騰とワイヤレス産業の衰退を招くおそれをおおきく否定できない。また第2回研究会配布資料によれば、諸外国の同様の制度と比較しても、日本の電波利用料財源653億円は、米国346億円、英国378億円などと比較して突出して大きいという実態も報告されている。このような観点から、一般財源を使って行うものと、電波利用料財源を使って行うものとは明確に区分した上で負担を配分する必要があり、電波利用料の使途拡大については歯止めをかけるべきである。その意味で24ページに示されている「使途を十分に限定し、負担額に歯止めをかけるべき」という意見に賛成である。	情報通信ネットワーク産業協会
41	使途 基本的な考え方	総額の拡大を抑制すべき。 電波利用料の使途の在り方で、「使途の追加に際しては、現行の使途の有効性、効率性も確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることをしないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある」との記載がある。この基本方針に則り費用の拡大を抑えることに努めるべきである。	信越放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	報告書(案)において、「使途の追加に際しては、現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることをしないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮」と記述されており、弊社は、この電波利用共益費用の上限に対する考え方に基本的に賛同いたします。但し、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点、及び電波利用料の高騰を防止する観点から、使途は特定分野に偏ることなく、一層の効率化を図り、電波利用料の充当額は必要最低限であることを要望いたします。	西日本電信電話株式会社
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の総額抑制に努めるべき。 報告書(案)では総額640億円規模から760億円規模への拡大が検討されているが、これにより無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、総額抑制に努めるべきである。 電波料の使途についてはいたずらに費用が拡大しないよう、その必要性や予算規模を十分精査するとともに研究開発のテーマや成果を客観的に評価する仕組みを作るなど、効率的な運用を要望する。	静岡放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の「総額抑制」について電波利用料の使途・負担について、そのクラブ財的な性格からして、「総額抑制」に努めることが重要であると考えます。使途については無線局全体にとっての有用性・緊急性を充分配慮するとともに、その規模・時期性を精査し、その上限についても一定の歯止めが必要であると考へます。一方、負担については、3年毎の電波法改正をまたぎ政令などによって「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」を検討するという方向性が示されていますが、「総額抑制」ではなく、「総額拡大」となりかねないことが懸念されます。現行通り、電波法で規定すべきと考えます。	朝日放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	既存使途の拡充や新たな使途を追加する際は、使途総額が現状より大きく上回ることをしないよう留意し予算規模が適正となるよう配慮するのみに留まらず、現状より大きく上回ることをしないよう予算規模を精査できる仕組みの導入が必要であると考えます。また、この評価・精査の結果によっては当該使途が採択されないことも有り得ることを報告書で明確にすべきと考えます。	電気事業連合会
41	使途 基本的な考え方	「受益と負担を迅速に連動できる制度の導入」は、メリットもあるが総額拡大の引き金にもなりかねない危険性。原則として、現行どおり電波法で規定すべきである。 また、電波利用料の使途の拡大は無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、できる限り総額抑制に努めるべきである。	東海テレビ放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	電波利用料の総額抑制について。 電波利用料使途総額を、640億円から760億円に大幅に拡大する提案がなされているが、本来の電波利用料の目的に沿って必要性を充分吟味し、国策として一般財源で実施すべきもの、電波利用料で実施すべきものを明確に区分し、電波利用料の総額抑制を行うべきであり、受益者負担を前提に電波利用料負担を増やす事には反対する。 また、地上テレビ放送のデジタル化は、国策として進められており、2011年までの短期間に放送事業者は、大きな負担を強いられながらデジタル中継局建設を行なっている。このような状況の中で電波利用料の負担増につながる施策を行うべきではない。	日本テレビ放送網株式会社
41	使途 基本的な考え方	第4章27～37ページ「歳入・歳出の総額抑制に努めるべき」 歳入・歳出は、昨年度640億円とフランスに次いで高額になっており、さらに平成20～22年度は760億円規模への拡大が検討されているが、これにより無線局免許人の負担が増大するため出来る限り総額の抑制に努めるべきである。 特に電波利用料の使途については、いたずらに費用が拡大しないよう自らの歯止めが必要である。	日本海テレビジョン放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	特別会計の安易な拡大には反対する。 わが国全体として、特別会計については整理・統合を進めているところであるが、今回の報告書では、使途・予算の拡大を進めることにより当該特別会計の拡大を目指しているようにも読み取れる。 必要な特別会計であっても、その安易な拡大には反対する。	日本鉄鋼連盟
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の総額抑制に努めるべき。 研究会では、総額640億円規模から760億円規模への拡大が検討されているが、これにより無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、できる限り総額抑制に努めるべきである。 電波利用料の使途については、「現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることをしないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある」とされているが、いたずらに費用が拡大しないよう、明確な歯止めが必要である。特に電波資源拡大のための研究開発や国際標準化経費などは、もともと肥大化しやすい性格のものであるため、あらかじめキャップを設定したり、研究開発や標準化の成果をより客観的かつ厳格に評価するなど、効率的な運営に努めるべきである。	日本民間放送連盟
41	使途 基本的な考え方	歳入・歳出の総額抑制に努めるべき。 報告書(案)では総額640億円規模から760億円規模への電波利用料拡大が検討されているが、無線局免許人全体の負担が増大することに留意し、総額抑制に努めるべきである。 特に、新使途3b「国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)」を「a群」として3か年合計で420億円を計上し、前3か年に比べ54%の増大を見込んでいる。新使途としての必要性を否定するものではないが、研究開発費はともすれば野放図に増え易いものであり、必要性の精査を十分に行うよう要望する。また、研究開発投資に見合う成果が挙げられたか、その評価について第三者機関に委託するなどして、適切なチェックを行っていくよう要望する。	北陸放送株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
41	使途 基本的な考え方	費用の拡大には歯止めが必要(第4章・27～37頁) 電波利用料の使途については、“現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用料の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある”とされていますが、いざ知らずに費用が拡大しないよう、明確な歯止めが必要であると考えます。	毎日放送
41	使途 基本的な考え方	報告書(案)では、電波利用料の新たな使途を導入する上での基本方針について、「使途の追加に際して現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用料の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある」としています。基本方針に異存ありませんが、いざ知らずに費用が拡大しないように明確な歯止めをかける意味で、電波利用料の歳入、歳出双方が常に抑制される仕組み、構造を確保すべきと考えます。	名古屋テレビ放送(株)
41	使途 基本的な考え方	使途は厳しく律すべき 電波利用料の使途は安易に拡充すべきではない。むしろ従来の使途の対象範囲を適宜見直すと共に利用料額の縮減に充てることも検討すべきである。	讀賣テレビ放送株式会社
41	使途 基本的な考え方	2.「第4章 電波利用料の使途の在り方」について ◆電波利用料の使途として、公益費用に加えて、電波資源拡大のための研究開発やデジタルデバインド解消の使途とする際には、国と民間との役割分担、利用料充当の適否等を国民に明確に示すとともに、電波は国民共有の財産であるという観点からも一般財源との役割分担を整理・明確化し、国民の理解を得る事が肝要と思われる	トヨタ自動車(株)
41	使途 基本的な考え方	電波利用料の使途の拡大について(第4章 27ページ) 研究開発費、デジタルデバインド解消の費用等にも電波利用料を充当するとなっております。研究開発やデジタルデバインド解消のための費用は、本来的に一般財源によって手当てすべきものであり、特定の者の負担によって行なうべきものではないと考えます。	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
41	使途 基本的な考え方	・電波利用料使途の選定にあたっては、すべての電波利用料負担者に納得が得られるものとなるよう、公正性、透明性を確保し進められるよう要望します。 ・「携帯電話等のエリア整備の充実」「地上放送のデジタル化への完全移行」など、特定の事業者が直接的に受益を得るような使途は、「電波利用料の使途」に適切ではないと考えます。したがってそのような使途は、他の財源等で対応されるよう要望します。	全国電力関連産業労働組合総連合
41	使途 基本的な考え方	第3章 第3節 電波利用料の使途となるものの選定の考え方並びに第4節 逼迫対策事業と無線局の受益及び負担の関係について電波利用料の使途は電波法第103条の2第4項で「電波の監視他の事務、その他の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接目的として行う事務に要する費用(電波利用料)の財源に充てることとなり、特定の個々の無線システムの受益に結びつくような、具体的な使途内容にすべきではないと考えます。 したがって新しい使途内容の追加に際しては電波利用料の使途目的かどうかを十分検討する必要がある。電波利用料を情報通信格差是正事業等の使途に利用することは慎重を期すべきだと考えます。	中国電力株式会社
41	使途 基本的な考え方	情報通信格差是正事業については、電波法第百三条の二第四項に規定されている「電波利用料の使途は電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接目的として行う事務」であるという原則に基づき、特定事業者の無線局のみに受益がある使途と考えます。このため、情報通信格差是正事業である「携帯電話等のエリア整備の充実」、「デジタル中継局整備支援」、「辺地共聴施設のデジタル化支援」は、電波利用料の使途に該当しないと考えます。また、原則民間で調整し解決すべき「デジタル混信等対策」や視聴者へのサービス向上のために放送サービス提供者自身が対応すべき「デジタル受信相談体制の整備」も同様に電波利用料の使途に該当しないと考えます。つきましては、電波利用料の使途は電波利用料負担者の納得が得られるよう選定して頂きたいと考えます。	電気事業連合会
42	使途 携帯電話等のエリア整備の充実	使途1の無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備支援事業)について、電波利用料の使途とする観点について賛同いたします。	アイビーモバイル株式会社
42	使途 携帯電話等のエリア整備の充実	電波利用料からの新たな補助対象とする基地局施設(鉄塔、無線設備等)の整備追加については、研究会報告書(案)に賛同します。	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
42	使途 携帯電話等のエリア整備の充実	和歌山県は地形的に山間部を多く抱え、民間事業者の自主的なサービス展開が進まず、いわゆる情報格差「デジタル・ディバイド」が生じているため、その解消が喫緊の課題となっています。具体的には、携帯電話サービスについては、本県には約140の不感地区(集落)があり、これを解消するため「和歌山県携帯電話つながるプラン」を策定し(平成19年3月)、県が主体的に取り組み、補助事業その他の手法を用いて県内の不感地区解消を推進しているところ。無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備支援事業)を電波利用料財源により措置することは、情報通信格差是正を進める上で大きな効果があると認められ、特に条件不利地域を多く有する本県にとっては非常に有意義なものとして基本的に賛同します。ただし、携帯電話の鉄塔施設整備に関し、現行の「移動通信用鉄塔施設整備事業」では地方財政措置による市町村の実質負担軽減が認められており、「無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備支援事業)」においても同等の地方財政措置を継続して頂きますようよろしくお願ひ申し上げます。本事業の実効性は地方財政措置の有無により大きく左右されると考えており、廃止により市町村負担が増えるようなことがあれば携帯電話のエリア拡大が進まないことが懸念されます。	和歌山県
42	使途 携帯電話等のエリア整備の充実	電波利用料の使途については、全ての電波利用料負担者の納得を得ることが重要と考えます。「携帯電話等エリア整備の充実」については、特定事業者のみが直接的に大きな受益を得ることから、「電波利用料の使途」に該当しないものと考えられ、一般財源等で対応すべきと考えます。	東京電力株式会社
42	使途 携帯電話等のエリア整備の充実	・電波利用料の使途の中で、無線システム普及を図っているが、どの携帯電話でも使えるようになるのか疑問である。もしそうであれば、どの会社の携帯電話でも使えるエリアは同一になるはずである。携帯電話に関しては、各個人で料金を払っているわけで、もし仮に携帯電話会社が払っている電波使用料以外の経費で(例えばテレビ会社が払っている電波利用料)、携帯電話のエリアを拡大するのは、携帯電話会社にとってあまりにも都合が良いのでは。・電気通信事業者等から負担の公平性を確保する観点から国等にも電波利用料負担を求めるべきとの意見があるが、まさに本末転倒であろう。電気通信事業者にとって、払うお金が高いのか、自分たちだけが払うのが惜しいのか。負担と受益、いわゆる入り口と出口が、電波の有効利用、公平性などの観点から不可欠な携帯電話会社との思惑から、財源を他省庁に求めているのではないのか。(第2回研究会より) ・電波が届かないところに電波が届くようにすることに關しては、総務省は公共財で行う考えなのか。第2回の研究会の中で「20年度に要求しても財務省としては認めることができないことだと理解している」との総務省側のコメントがあるが、公共性が高く国として負担すべきとの説明が足りないのではないのか。総務省として他にも多くの事業があると思うが、何を優先しているのか疑問である。	個人

章	節	意見原文	意見提出者
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	地上放送のデジタル化は、国の施策として行われる事業であり、2011年までの限られた期間内に達成しなければいけないことから、「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業」として盛り込まれた①「デジタル中継局整備支援」②「辺地共聴施設のデジタル化支援」③「デジタル混信等対策」④「デジタル受信相談体制の整備」は、いずれも不可欠な支援事業と考えます。アナログ周波数変更対策業務により、130MHzの周波数帯域が新たに利用可能となりますが、実際にアナログ放送を終了するには、送信側ばかりでなく、受信側がデジタル放送を受信できる環境を整備することが前提となります。アナログ周波数変更対策業務と送受信環境整備支援事業は車の両輪であり、双方が行われて初めて130MHzの利用が可能となります。よって、「アナログ周波数変更対策業務と同様に周波数が逼迫している中で地上デジタル放送への移行がもたらす受益はさまざまな電波利用分野の無線局免許人全体が享受するものであることから、これは無線局全体の受益を直接の目的とするものと位置付けることができる」とした電波利用料の支弁理由は正当と考えます。	(株)テレビ朝日
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	「現在アナログ放送を視聴している視聴者がデジタル放送を視聴できるよう、辺地共聴施設のデジタル化対応やデジタル混信等への対応等デジタル放送の受信に関する視聴者からの相談に対応するもの」の施策は是非遂行を望みます。消費者相談現場でも、地上放送のデジタル化に関して、特に高齢者等から様々な相談が寄せられます。殆どの場合、正しい情報がないための不安や、テレビの受信状態が悪くなった等の不満です。中には高額なアンテナ工事の被害に遭いそうになったという相談まであります。地上放送のデジタル化が国策であるならば、それに伴う相談窓口は消費者の身近な地域に設置し、相談窓口情報は、テレビや行政の広報紙等での徹底を望みます。	かわさきコンシューマーネット
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	「現在アナログ放送を視聴している視聴者がデジタル放送を視聴できるよう、辺地共聴施設のデジタル化対応やデジタル混信等への対応等デジタル放送の受信に関する視聴者からの相談に対応するもの」の施策は是非遂行を望みます。消費者相談現場でも、地上放送のデジタル化に関して、特に高齢者等から様々な相談が寄せられます。殆どの場合、正しい情報がないための不安や、テレビの受信状態が悪くなった等の不満です。中には高額なアンテナ工事の被害に遭いそうになったという相談まであります。地上放送のデジタル化が国策であるならば、それに伴う相談窓口は消費者の身近な地域に設置し、相談窓口情報は、テレビや行政の広報紙等での徹底を望みます。	個人(消費生活相談員)
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	地上放送のデジタル化は、国の施策として行われる事業であり、かつ、2011年までの限られた期間において達成しなければならないことから、①「デジタル中継局整備支援」、②「辺地共聴施設のデジタル化支援」、③「デジタル混信等対策」及び④「デジタル受信相談体制の整備」については、必要な支援事業であると考えます。特に、③「デジタル混信等対策」については、デジタル混信が、周波数が逼迫している地上放送のサイマル期間中においてやむを得ず発生するものであり、無線局間の調整のみによって回避できず受信対策等が必要となることから、円滑なアナログ放送の終了に向けての有効な施策と考えられます。また、④「デジタル受信相談体制の整備」については、視聴者のデジタル受信を支援するための重要な施策であり、③の事業を効果的に行うための付随的な援助策であるとの認識に賛成します。したがって、これらの地上放送のデジタル化に資するための事業は、有限な電波資源の有効利用のための電波利用料の使途として適当であると考えます。	日本放送協会
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	電波法の改正により、現在の地上アナログテレビ放送は、2011年(平成23年)7月24日までに地上デジタルテレビ放送へ完全移行し終了することになっていますが、北海道内の中継局については、まだ、102箇所の中継局が「検討中」という状況です。国は、中継局の整備については、放送事業者の自助努力である。ただし、平成19年度に限って交付金を使用してきています。北海道は、ご承知のとおり広大な面積を有し、地域によっては山間部が多く、山陰や溪谷などの条件不利地域が点在しております。本別町は、平成3年度に「北海道電気通信基盤整備協会」が事業主体となり、電気通信格差是正事業により、北海道からの補助金と本別町が過疎債を借り入れ現在のアナログ中継局を整備いたしました。平成19年度「地域情報通信基盤整備推進交付金」を使用しての整備を予定していたところですが、途中、放送事業者の負担割合が大きく変化したことから、放送事業者が本別町デジタル中継局の整備を中止したところですが、テレビ放送は町民生活に大切で欠かせないものであります。今回の電波利用料制度に関する報告書案の「地上放送のデジタル化への完全移行」を実現するためには、現在の電波利用料を使用しなければ、地上放送のデジタル化への完全移行は不可能と考えます。放送事業者の経営努力は勿論ですが、電波利用料からの負担、さらには、国からの支援がなければ、本別町のような過疎地には中継局が整備出来ないと考えます。	北海道本別町
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	和歌山県は地形的に山間部を多く抱え、民間事業者の自主的なサービス展開が進まず、いわゆる情報格差「デジタル・ディバイド」が生じているため、その解消が喫緊の課題となっています。地上テレビ放送についても地形的な理由により県内約600の辺地共聴施設で全世界の約10%がテレビを視聴している状況であり、2011年7月に迫った地上デジタル放送への完全移行に向けて、早急な対策が求められています。「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」を電波利用料財源により措置することは、情報通信格差是正を進める上で大きな効果があると認められ、特に条件不利地域を多く有する本県にとっては非常に有意義なものとして基本的に賛同します。また、「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」において、辺地共聴施設のデジタル化支援が示されているところではありますが、例えば本県では隣接の大阪生駒局からのアナログ波を受信しており地上デジタル放送への完全移行後は受信が困難になる地域が多数存在し、その受信対策が課題となっています。については、こうした新たな難視聴地域における受信確保は国の責任において電波利用料を財源として対策を講じて頂きますよう併せてお願い申し上げます。	和歌山県
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	電波利用料の使途については、全ての電波利用料負担者の納得を得ることが重要と考えます。「地上放送のデジタル化への完全移行」については、特定事業者のみが直接的に大きな受益を得ることから、「電波利用料財源」に該当しないものと考えられ、一般財源等での対応すべきと考えます。	東京電力株式会社
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	電波利用料の値上げには強く反対する。(理由) 1. 総務省「電波利用料制度に関する研究会」報告書(案)の4点の新使途案のうち新使途2「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」を電波利用料財源として、放送事業者へ利益と負担の関係を生じさせることについては強い異論がある。報告書(案)は放送事業者が所有する無線局が排他性・非競争性を有するクラブ財的な性格であるとする前提だが、本件デジタル化への移行はそもそも国策によるものであり、国策に基づく排他性・非競争性であることは明らかである。 2. 「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」に必要な財源はその性格から、国の一般財源に求めるべきである。	[福島中央テレビ]
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	「新使途2 地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」に関する結論(施策4件の新使途化と総額225億円もの予定額)については、前回の法改正時に、無線局全体に利益があるものと考え方によってアナログ周波数変更対策業務へ1,800億円の投資が整理されてきていることから、新使途として認めるべきものではないと考えます。	KDDI株式会社
43	使途 地上放送のデジタル化への完全移行	新たな使途案として「デジタル中継局整備支援」、「辺地共聴施設のデジタル化支援」については、情報通信の格差を是正する観点から携帯電話等のエリア整備に類似していること及び2011年デジタル移行までの期間限定の施策であるのに対し、「デジタル混信等対策」及び「デジタル受信相談体制の整備」については、第5回の研究会における意見陳述でも述べたように本来事業者自ら対応すべきものであり、電波利用料から使途すべき性格のものではないと考えます。合わせて負担に当り電波利用料として負担する者との間で納得できる内容でもないと考えます。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
44	使途 国際競争力の強化	「ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費」及び「電波資源拡大のための研究開発」については、無線局全体に受益のあるものであり、国際競争力の強化の観点からも必要性は十分に理解できることから、これらの使途追加、拡充に賛同いたします。	株式会社ウィルコム

章	節	意見原文	意見提出者
44	使途 国際競争力の強化	国際標準化活動等の推進及び周波数利用効率の高い無線システムの導入促進等新たな使途について研究会報告書(案)に賛同します。	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
44	使途 国際競争力の強化	新たな使途(拡充施策)として掲げられた「国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)への支出等」については、特定の関係者への支出という側面が強く、また研究開発といえども、本来、自由競争の枠組みの中で行われるべきであり、こうした支出が市場競争をゆがめる可能性もあることに留意し、個々の研究開発の妥当性と、具体的なメリットが事前に明確に示される仕組みを確保すべきと考えます。また経費についてはキャップの設定も必要と考えます。	(株)テレビ朝日
44	使途 国際競争力の強化	研究開発費については、年々増加傾向にあるため、予算規模の増加に歯止めをかける仕組みと、研究開発成果が電波利用料負担者にどのような受益をもたらしたのか分かりやすく示す仕組みが必要と考えます。	東京電力株式会社
44	使途 国際競争力の強化	「新使途3b 国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)」に関する結論において、歳出総額のうち約2割を占める研究開発については、これまで3年間の平均年間予算額(90億円)と比べ50億円の増額となっており、国際競争力の強化を増額の理由とするのであれば、研究開発成果の目標が示されるべきであり、電波利用共益事務として実効性のある開発に限定するなど、歳出額を抑制すべきと考えます。	KDDI株式会社
44	使途 国際競争力の強化	歳入・歳出の抑制に努めるべき(第4章・27～37頁) 新使途3b「国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)」を「a群」として3か年合計で420億円を計上し、前3か年に比べ54%の増大を見込んでいる。新使途としての必要性を否定するものではないが、研究開発費はともすれば野放図に増え易いものであり、必要性の精査を十分に行うよう要望する。 また、研究成果として「平成18年末現在で特許約160件、学会発表310件」と報告されているが、電波利用料を充当するからには常に詳しい成果報告が求められる。研究開発テーマの選定や期間と金額、開発成果が電波利用料負担者に公平に還元されているかなどについて、第三者機関に委託するなどして、適切なチェックを行っていくよう要望する。	株式会社東京放送
44	使途 国際競争力の強化	受益と負担が不透明なままの使途を拡大すべきではないと考えます 【該当:第4章 27ページ】 研究開発については官民の役割分担等を慎重に考慮すべきであり、従来の使途範囲を安易に拡大すべきではないと考えます。 また、研究開発やデジタルデバイス解消のための費用は、本来的に一般財源によって手当てすべきものであり、特定の者の負担によって行うべきものではないと考えます。	社団法人 電子情報技術産業協会
44	使途 国際競争力の強化	【該当:第4章 27ページ】 これまでは電波利用料の使途は、不法電波の監視を目的としていたが、現在の使途は研究開発費等に拡大され、年間650億円を超える金額に膨れ上がっています。我が国の電波利用料は、欧米と比較しても、200億円程度突出しています。 このことから、研究開発費に係わる官民の役割分担等は、慎重に考慮すべきであり、従来の使途の範囲を容易に拡大すべきではないと考えます。また、研究開発費は、本来一般財源に随うべきで、特定の者の負担によって行うべきではないと考えます。 よって、受益と負担が不透明なまま使途を拡大すべきではないと考えます。	社団法人日本自動認識システム協会
44	使途 国際競争力の強化	電波利用料の使途において、電波を利用したロボットテクノロジーやロボットサービスに関する研究開発への支弁を要望する。 ロボットは、基本的に自律移動可能な装置のため、その制御等においては電波による無線通信が必須である。これ以外にも、ロボットテクノロジーやロボットサービスでは、さまざまな形で電波が利用されると想定される。例えば、RFIDタグやその他センサとの通信や、ロボット同士の情報通信、ロボットと利用者の制御端末(携帯電話など)との通信などで、電波が使われるであろう。 このようなロボットに関する電波の利用の形態は、ロボットテクノロジーを応用したロボットサービスの発展に応じて変わってゆくと考えられる。そこで、先手を取ってロボットテクノロジーやロボットサービスの研究開発を推進し、適切な電波利用の形態を明らかにしていくことで、ロボットの分野における効率的な電波利用を実現することができる。 また、ロボットテクノロジーは、我が国の得意な技術であり、既に高い国際競争力を持っている。ロボットテクノロジーにおける電波利用においても、我が国がリーダーシップを取って研究開発を進めることは、我が国の国際競争力をさらに高めることとなる。従って、電波を利用したロボットテクノロジー、ロボットサービスに関する研究開発への支弁を要望する。	(株)国際電気通信基礎技術研究所
45	使途 その他の主な使途	「安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業」への使途に関し、従来からの調査研究等に加え、相談業務体制と国民に対する周知・広報への取り組み業務への措置が適当との結論については、より一層積極的に実施していくべきと考えます。また、国際的にも注目されている電波の生体への影響に関する調査研究については、早期に成果を得るために海外の研究機関等への委託も視野に入れて推進すべきと考えます。	KDDI株式会社
45	使途 その他の主な使途	「電波の生体への影響に関しては実験の積み重ねが重要であるとともに、国等の機関による公平な立場での試験環境の取り組みが必要であることから、電波利用料の適用による継続的な確認のための実験実施が必要」との意見に賛同します。 消費者相談現場では、電波の体に対する影響への相談が恒常的に寄せられます。最近では家庭内の電気製品が誤作動を起こすなどという事故も発生しています。生活の中のあらゆる場面で、消費者は電波を利用しています。家の中も電化が進み、誰もが電波に囲まれた生活をしている中で、体への影響を懸念する情報も溢れています。安心・安全に電波を利用するための環境整備の事業は、電波利用共益事務として、是非継続、拡充が必要です。	かわさきコンシューマーネット
45	使途 その他の主な使途	携帯電話端末等からの電波による人体への影響等に関する調査研究等について従来から継続することに加え新たに相談業務体制の充実策追加については、研究会報告書(案)に賛同します。	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
45	使途 その他の主な使途	「電波の生体への影響に関しては実験の積み重ねが重要であるとともに、国等の機関による公平な立場での試験環境の取り組みが必要であることから、電波利用料の適用による継続的な確認のための実験実施が必要」との意見に賛同します。 私どもの日常生活の上でも、また、相談の現場でも電波の体に対する影響への相談が恒常的に寄せられます。最近では家庭内の電気製品が誤作動を起こすなどという事故も発生しています。生活の中のあらゆる場面で、消費者は電波を利用しています。誰もが電波に囲まれた生活をしている中で、体への影響を懸念する情報も溢れています。安心・安全に電波を利用するための環境整備の事業は、電波利用共益事務として、是非継続、拡充が必要です。	青山 理恵子 (社)消費生活アドバイザー・コンサルタント協会会員
45	使途 その他の主な使途	「電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施」に関し、「～引き続き、電波利用技術の進展に対応した施設の更新等を実施することが適当と考えられる。」との結論については、電波監視施設の更改等の実施に加えて、不法電波への迅速な対応が可能となるよう実効性のある監視拡充と体制強化の使途として、歳出額の増額等を考慮すべきと考えます。	KDDI株式会社
45	使途 その他の主な使途	既存施策の「電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施」についても継続することに賛同します。	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
49	使途 (その他)	弊社は、ユニバーサルサービスの観点からあまねく電話サービスを提供するため、島嶼部や山間部の数10ルートにおいては4GHz・5GHz固定無線を利用しております。 しかしながら周波数割当計画の見直しに伴い、使用できなくなる4G・5GHz帯固定無線システムを6GHzあるいは光伝送路に追い出すなど、代替伝送路の新規構築を進めてきております。例えば八丈島においては、100kmを超える距離を海底光ケーブルで対応せざるをえなく、ここだけでも10億円以上という多額の投資が必要です。 また、4GHz・5GHzの帯域を空けることは、将来の周波数の有効活用にもつながるものと考えております。 したがって、携帯電話や放送のエリア整備が電波利用料の補助対象であると同様に、弊社の4GHz・5GHzの代替伝送路構築に対するコスト負担に対し、電波利用料からの補助を要望いたします。	東日本電信電話株式会社
49	使途 (その他)	弊社は、4GHz帯及び5GHz帯固定局を、山間部や離島への通信などの採算の難しいエリアへのユニバーサルサービスで使用しております。 また、4GHz帯及び5GHz帯固定局は、周波数割当計画の見直しにより利用期限が設定されているため、平成24年11月末までの確実な廃止に向け、光ファイバまたは他周波数帯等の新たな代替伝送路構築を多額の投資負担により計画的に進めております。 新使途として、携帯電話等エリア整備は、地理的に条件不利な地域における不感解消の情報通信格差差を正に資するという観点からだけでなく、弱い電波により辺地等だけをサービスエリアにすることにより、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大できるとされており、また地上放送のデジタル化(デジタル中継局整備等)は、完全移行により130MHzの周波数が確保できることから無線局全体に受益があるとされており、 従いまして、4GHz帯及び5GHz帯周波数を空けることは、無線局全体の受益につながることで、さらに海底光ケーブル等、有線伝送路へ移行した場合には、混信なく電波利用を拡大できることから、弊社が新たに構築する代替伝送路に対するコスト負担への補助を要望いたします。	西日本電信電話株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
51	料額	基本的な考え方 「電波利用料の負担については、一層の公平性を図ることが適当と考えられる。」との結論については、その趣旨に賛成し、受益と負担のアンバランスが「早期に解決」されるべきと考えます。	KDDI株式会社
51	料額	基本的な考え方 ◆料額策定においては、受益と負担の関係の明確化と、一層の公平性を図る事が重要であり、免許人との間の負担の不公平性を改善し、過度の負担とならないよう見直しを行っていく事が適当である。	トヨタ自動車(株)
51	料額	基本的な考え方 ◆また、今後、ユビキタス社会に向け、国民の安心・安全に必要な端末やセンサーネットワークの一部として比較的利用頻度の低い端末等が普及していく事が予想され、こうした端末の料額算定にあたっては公共性等の開設目的や利用頻度等を考慮した検討も必要である。	トヨタ自動車(株)
51	料額	基本的な考え方 電波利用料の負担の原則について(第5章 38ページ) 報告書(案)では、負担の原則について「電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用の形態に関わらず、この費用負担に応じることが原則である。」と述べています。 電波利用料制度導入(平成5年4月)の際に、電波利用共益事務は免許局の環境整備のための事務と理解しておりました。さらに免許不要局は、低出力で伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがないことから、従来どおり電波利用料の負担は免許局を対象とすべきと考えます。	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
51	料額	基本的な考え方 電波利用料負担の原則の変更に対する反対意見 【該当: 第5章 38ページ】 今回の報告書案では、負担の原則で「電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用者・免許形態に関わらず、その費用負担に応じることが原則である。」と述べています。 しかしながら、平成5年4月に電波利用料制度が導入された際に、電波利用共益事務は免許局が電波を安心して利用できる環境を整備するための事務と観念していましたが、免許不要局は品質保証がなく、低出力で伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがないことを考えると、従来どおり電波利用料の負担は免許局を対象とすべきです。 また、報告書(案)の概要において、「技術基準が策定されているものについては、電波監視を受けているものであり、負担については、今後検討していくことが必要」との記述がありますが、これは免許不要局も含むものであり、上記と同じ理由で適当ではありません。【該当: 概要版14ページ(本記述は本文には無い)】	社団法人 電子情報技術産業協会
51	料額	基本的な考え方 「電波利用料を全ての者を対象とする理由として、「受益と負担の関係を明確化する見地から」としているが、報告書を見る限り、どのような受益に対しどのような負担が必要なのか、その因果関係や判断基準が不透明である。 また、「経済的価値を勘案する考え方を更に推し進め、一層の公平性を図ることが適当」としているが、「経済的価値」を「受益」と単純に捉えているのか、当局の考え方が明確でない。 「経済的価値」をどのように見るかによっては、業界の取組みや発展にブレーキをかけ、公平性や公正性の問題にも発展する可能性もあると考える。	日本チェーンストア協会
51	料額	基本的な考え方 電波利用料の負担は免許局を対象とすべきである 今回の報告書案では、負担の原則で「電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用者・免許形態に関わらず、その費用負担に応じることが原則である。」と述べています。 しかしながら、平成5年4月に電波利用料制度が導入された際には、電波利用共益事務は免許局が電波を安心して利用できる環境を整備するための事務としていたところである。 また、免許不要局は低出力で伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがないことを勘案すると、従来どおり電波利用料の負担は免許局を対象とすべきである。	日本鉄鋼連盟
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策は、アナログ放送をデジタル放送に転換することによって、テレビ放送で使用する周波数帯を圧縮し、130MHzの周波数帯が他の無線システムで利用できるようにするものです。これは特定の免許人の受益のためではなく、免許人全体の受益を図るため国が実施する施策です。平成15年の電波法改正では、アナログ周波数変更対策によって生じる受益を「無線局全体の受益」「周波数逼迫の緩和」と「放送局の受益」「デジタル、アナログGサイマル放送の実現」に分け、後者に見合う放送局の負担として総額約245億円を放送局から追加徴収することになったと理解しています。平成17年の電波法改正では電波利用料制度に「a群」の考え方が導入されましたが、「放送局の受益」に対する負担は措置済みであったことから、アナログ周波数変更対策は「b群」に位置付けられはしません。アナログ周波数変更対策については、既に経費の徴収が行われ、業務の大半は実施済みであり、現時点でその位置付けを変更することは政策の整合性を欠くことになると考えます。	(株)テレビ朝日
51	料額	基本的な考え方 「アナログ周波数変更対策業務については、特定の逼迫帯域の経済的価値を向上させるものとする考え方を採ることが可能かどうかを考慮して、a群、b群どちらに入れるべきか検討する必要があります。」との結論については、地上放送のデジタル化に伴い他への利用が可能となる130MHzの使用ニーズが高まっていることを鑑みれば、電波の経済的価値を向上させるものと考えられるため、a群へ入れるべきと考えます。	KDDI株式会社
51	料額	基本的な考え方 5. アナログ周波数変更対策業務は「b群」とすべき(第5章・38頁) アナログ周波数変更対策業務を「a群」と「b群」のどちらに振り分けるかが検討課題とされているが、引き続き「b群」とすべきである。 同対策業務はアナログ放送終了後に放送用周波数の「130MHzの返還」を実現するための遅くとも重要な業務であって、「個々の無線局に等しい受益があるb群」に分類すべきであり、ここへきて「逼迫帯域の経済的価値を向上させるa群」に振り向ける要素は見当たらない。 同対策業務については、平成15年の電波法改正で受益を分類し、「放送局のみに発生する受益」「サイマル放送の実現」に見合う放送局の負担として、総額約245億円(年額約31億円)を追加徴収する整理となった。また、平成17年の電波法改正で電波利用料に「a群」の考え方が導入されたが、その際にも「放送局のみに発生する受益」に見合う負担は措置済みであったことから、同対策業務は「無線局全体の受益」として「b群」に位置付けられた。その後も環境の変化はなく、この時点で振り向けを再検討する理由はない。また、同対策業務はすでにほぼ終了しており、その財源構造を見直すことは政策の一貫性を欠き、到底容認できない。	オールケービー毎日放送株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は、これまでと同様にb群に入れるべきと考えます。	ジェイサット株式会社
51	料額	基本的な考え方 4 次いで、第5章第1節②におきまして「アナログ周波数変更対策業務」につきまして、「a群」とするが「b群」にするかのご検討がなされており、各々の試算結果が示されていますが、これまでどおり「b群」にすべきものと考えます。平成17年度の電波法改正の際、同対策業務は「b群」に整理されており、その後も環境に変化はなく、また同対策業務は、ほぼ終了段階にあり、この時点で財源構造を見直す理由が見当たらないためです。	テレビ愛知株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は「b群」とすべき。 平成15年、平成17年の電波法改正においても「b群」と位置付けられた経緯及びその後の環境変化もなく振り向けを再検討する理由はなく、アナログ周波数変更対策業務がほぼ終了時期にあるこの時期に財源構造の見直しは政策の一貫性を欠くものと思えます。	テレビ山口株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
51	料額	基本的な考え方	フジテレビジョン
51	料額	基本的な考え方	株式会社エフエム大阪
51	料額	基本的な考え方	株式会社さくらんぼテレビジョン
51	料額	基本的な考え方	株式会社テレビ東京
51	料額	基本的な考え方	株式会社山陰放送
51	料額	基本的な考え方	株式会社大分放送
51	料額	基本的な考え方	株式会社東京放送
51	料額	基本的な考え方	株式会社南日本放送
51	料額	基本的な考え方	㈱エフエム東京
51	料額	基本的な考え方	広島エフエム放送株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策の実務作業は北海道内では終了段階にあるが、政策の一貫性に照らして、これまで通り「b群」とすべきと考える。	札幌テレビ放送機
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務はb群とすべき。 アナログ周波数変更対策業務のa群・b群への振り分けが検討されているが、これまでは無線局全体の受益としてb群に振り分けられている。a群に変更される環境はなく、引き続きb群に振り分ける業務である。	信越放送株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策費用は「b群」から支出すべき。 アナログ周波数変更対策業務を「a群、b群」どちらに入れるべきかを検討する必要がある」との記述が報告書(案)にあるが、引き続き「b群」とすべきである。 同対策業務は平成15年、平成17年の二度の国会審議を経て、負担のあり方も含めて整理し電波法が改正された経緯等を踏まえて現行の算定方式を採用したものである。この時期になって「a群」への移行に言及することは政策の一貫性を欠くものと言わざるを得ない。	静岡放送株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務の振り分け(第5章第1節、38～40頁)について 平成15年の第156回通常国会の電波法改正において、同対策業務の受益を、周波数逼迫の緩和として無線局全体に貢献する事業と、サイマル放送の実現として放送局が受益する事業との2分割とし、後者に見合う負担として、放送事業者が総額245億円を追加負担する事となった。 残る前者に見合う負担は、平成17年の第163回通常国会での電波法改正でもb群に振り分けられ、その後事業自体はなら変更されていない。よって、アナログ周波数変更対策業務は無線局全体が受益する事業として今後もb群へ振り分けられるべき事業と考える。	中部日本放送(株)
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は、これまで二度の国会審議を経て、負担のあり方も含めて整理され電波法が改正された経緯から、「b群」の使途に位置付けられたものである。 この整理については、その後も環境変化はなく、同対策業務はこれまでどおり「b群」とすべきである。	東海テレビ放送株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務の「a群」「b群」の振り分け検討。 アナログ周波数変更対策業務は、従来通り「b群」とする事を強く要請する。 アナログ周波数変更対策業務は、平成15年、平成17年の電波法改正において「無線局全体の受益」として「b群」に位置付けられ、対策業務を実施してきた。すでに実務作業は終了段階にあり、この時点での見直しは、これまでの政策と著しく一貫性を欠き、放送事業者として到底納得できるものではない。 アナログ放送終了後は、130MHzを新たな電波の利活用に供する事から、現放送事業者の受益ではない。	日本テレビ放送網株式会社
51	料額	基本的な考え方 第5章38～40ページ「アナログ周波数変更対策業務のa群、b群について」 アナログ周波数変更対策により、VHF/UHF帯で130MHzの帯域が空き、様々なサービスが可能となる。これらのサービスによる受益はあらゆる電波利用分野の無線局免許人が享受できるものであるから、これまでどおり「b群」から支出すべきである。	日本海テレビジョン放送株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策は、地上放送のデジタル化を進め、テレビジョン放送に使用する周波数帯を圧縮し130MHz幅の周波数帯が他の無線システムで活用することが可能になるなど、放送業務のみならず他業務も含めた無線局免許人全体の受益を図るための国の施策として行われる事業です。アナログ周波数変更対策業務については、平成16年度の電波有効利用政策研究会の最終報告書において、「二度の国会審議を経て、負担関係の整理も含め電波法が改正された経緯を踏まえることが必要」、「引き続き、現行の算定方法を踏襲することが適当」とされ、これに係る経費をb群に位置づけて実施されています。既に業務の大半が実施され、当該年度の電波利用料の徴収も行われた段階において、その位置づけ自体を変更することは、避克的な問題を生じ得るものであり、適当でないと考えます。	日本放送協会
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は「b群」とすべき。 アナログ周波数変更対策業務を「a群」と「b群」のどちらに振り分けるか検討する旨の記述があるが、これまでどおり「b群」とすべきである。 平成15年の電波法改正(第156回国会)では、同対策業務による受益を「無線局全体の受益(周波数逼迫の緩和)」と「放送局のみに発生する受益(サイマル放送の実現)」の2つに分け、後者に見合う放送局の負担として総額約245億円(年額約31億円)を放送局から追加徴収するとの整理になった。 その後、平成17年の電波法改正(第163回国会)で電波利用料制度に「a群」の考え方が導入されたが、上述のとおり、同対策業務による「放送局のみに発生する受益」に見合う負担は措置済みであったことから、同対策業務は「無線局全体の受益」として「b群」の使途に位置付けられたものである。こうした整理については、その後も環境変化はなく、振り分けを再検討する理由が見当たらない。 しかも、同対策業務の実務作業はほぼ終了段階であり、この時点で財源構造を見直すようなことは、政策の一貫性を著しく欠くものと言わざるを得ない。	日本民間放送連盟
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務については、対策業務はほぼ終了の段階にある。また、平成16年の「電波有効利用政策研究会」最終報告書の中でアナログ周波数変更対策業務については、「二度の国会審議を経て負担のあり方を整理し、電波法が改正された経緯を考慮し、現行算定方法を踏襲することが適当である」とされている。この様な現状と経緯を考えると、今回振り分けを再検討する理由が無く、従来通り「b群」とすべきである。	北海道テレビ放送
51	料額	基本的な考え方 特定周波数変更対策業務のa群・b群の振り分けの再検討については、これまでの政策の方針を転換する合理的な理由が存在しないことから、これまでどおり「b群」とすべきである。	北海道文化放送株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は「b群」とすべき。 アナログ周波数変更対策業務を「a群」と「b群」のどちらに振り分けるかが検討課題とされているが、引き続き「b群」とすべきである。 同対策業務はアナログ放送終了後に放送用周波数の「130MHzの返還」を実現するための避けて通れない重要な業務であって、この時点で振り分けを再検討する理由はない。また、同対策業務はすでにほぼ終了しており、その財源構造を見直すことは政策の一貫性を欠くものであり、行うべきではない。	北陸放送株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は「b群」とすべき(第5章・38頁) 平成15年の電波法改正では、同対策業務による受益を「無線局全体の受益」(周波数逼迫の緩和)と「放送局のみに発生する受益」(サイマル放送の実現)の2つに分け、後者に見合う放送局の負担として総額約245億円(年額約31億円)を放送局から追加徴収することになりました。平成17年の電波法改正で電波利用料制度に「a群」の考え方が導入されましたが、上述のとおり、同対策業務による「放送局のみに発生する受益」に見合う負担は措置済みであったことから、同対策業務は「無線局全体の受益」として「b群」の使途に位置付けられました。こうした整理について、その後も環境変化はなく、振り分けを再検討する理由があるとは思えませんので、同対策業務は「b群」とすべきと考えます。	毎日放送
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務に関して、「a群」、「b群」のどちらに振り分けるかが検討されています。この対策は、アナログ放送をデジタル放送に転換することによって、テレビ放送で使用する周波数帯を圧縮し、130MHzの周波数帯が他の無線システムで利用できるようにするものです。これは特定の免許人の受益のためではなく、免許人全体の受益を図るため国が実施する施策です。平成15年の電波法改正では、アナログ周波数変更対策によって生じる受益を「無線局全体の受益」(周波数逼迫の緩和)と「放送局の受益」(デジタル、アナログサイマル放送の実現)に分け、後者に見合う放送局の負担として総額約245億円(年額約31億円)を放送局から追加徴収することになったと理解しています。 平成17年の電波法改正では電波利用料制度に「a群」の考え方が導入されましたが、「放送局のみに発生する受益」に見合う負担は措置済みであったことから、アナログ周波数変更対策は「無線局全体の受益」として「b群」に位置付けられました。その後も環境の変化はなく、現時点でその位置付けを変更することは政策の一貫性を著しく欠くものと考えます。	名古屋テレビ放送(株)
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務はa群で算定するべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
51	料額	基本的な考え方 (修正案) 第5章 電波利用料の料額の在り方 第1節 基本的な考え方(P38) アナログ周波数変更対策業務については、特定の逼迫帯域の経済的価値を向上させるものと見る考え方を採ることが可能かどうかを考慮して、a群、b群どちらに入れるべきか検討するべきであると考えられるため、a群に入れる必要がある。	ソフトバンクモバイル株式会社
51	料額	基本的な考え方 アナログ周波数変更対策業務は、電波資源の拡大のための施策であり、電波利用料制度に関する研究会第5回参考資料では「具体的な使途内容によって、無線局が逼迫帯域にあっても安定かつ良好な電波利用環境を維持できることに寄与する度合いが相対的に大きければ、逼迫帯域の使用に係る経済的価値がさらに高まることとなり、同使途をa群に分類し、逼迫帯域を多額の投資負担により計画的に進めていきます。」(第5回研究会・参考資料2「次期電波利用料の負担の原則(案)1)とあるように、a群で算定するべきであると考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社
51	料額	基本的な考え方 利用期限が定められた無線局の料額について。 報告書(案)において、「3GHz以下と3GHz～6GHzとで3対1に配分されている。これについては、周波数帯域の逼迫度合い等、経済的価値を勘案する上で、現行のやり方が十分適切か、あらためて検証する必要がある。」と記述されています。 弊社では、4GHz帯及び5GHz帯固定局を、山間部や離島への通信などの探索の難しいエリアへのユニバーサルサービスで使用しております。 また、4GHz帯及び5GHz帯固定局は、周波数割当計画の見直しにより利用期限が設定されているため、平成24年11月末までの確実な廃止に向け、光ファイバまたは他周波数帯等の新たな代替伝送路構築を多額の投資負担により計画的に進めていきます。 参考1に記載される現行制度における負担の試算例によると、マイクロ固定に約66～89億円が割当てられており、更に周波数割当計画の見直しに伴う無線局数の減少を加味すると、現行料額の約7倍以上の負担増となります。 従いまして、報告書(案)における「この使用帯域幅とは別に、経済的価値以外の要素を勘案していくことも必要と考えられる。」の記述のとおり、代替伝送路構築に伴う多額の投資負担が必要であること、並びに、逼迫帯域から退出する無線局には、逼迫対策事業による受益がないと考えられることから、4GHz帯及び5GHz帯固定局については、利用期限までの電波利用料の据え置きを要望いたします。 また併せて、a群に係る費用の配分についても、同様の考えから、3GHz～6GHzへの配分比率を軽減することを要望いたします。	西日本電信電話株式会社
51	料額	基本的な考え方 現在、固定マイクロなどで利用している3GHz～6GHzと比較して、携帯電話やテレビ放送などで利用している3GHz以下は、電波の到達エリアも面的に広く、提供可能な範囲より広範で収益も多大になると考えられます。 したがって、3GHz以下と3GHz～6GHzの電波利用料の配分比率は、電波特性(電波到達エリア)や、電波利用料からの補助に対する支出比率などを考慮して、現状の3対1を9対1程度とすることが適当と考えます。	東日本電信電話株式会社
51	料額	基本的な考え方 電波利用料の負担者への明示 【該当:第5章 38ページ】 日本の電波利用料収入の85%は携帯電話利用者が負担しています。にもかかわらず携帯電話の基本料金に含まれているために利用者の負担感が低いと思われる。その結果、負担者の意識がないままに、負担金額が増加してしまう可能性があります。負担者が明らかな場合は、電波利用料の金額を負担者へ明示すべきと考えます。	社団法人 電子情報技術産業協会
51	料額	基本的な考え方 平成19年度の電波利用料収入653.2億円のうち、8割強が携帯電話事業者の負担である。この結果、電波の逼迫している携帯電話分野からの徴収が多額であり、一方で放送分野からの徴収が小額(6%)という「負担の偏り」が生じている。 特に電波利用料の約6割を負担している携帯電話ユーザーにとって、電波利用料が携帯電話の使用料等の中で徴収されるため、負担している実感がほとんどないのが実態である。19ページには「コスト意識を持たせることの必要性」が述べられているように、携帯電話ユーザーが負担していることが分かる徴収の仕方、金額の明示の仕方を徹底し、1億加入を超えるユーザーに広く理解と納得を得るようすべきである。そのためには、24ページの「負担額」には歯止めをかけるべき」という議論の中で、携帯電話の電波利用料全体に一定の歯止めを設け、その結果として1台当たりの電波利用料は出来るだけ安価に抑えるべきである。	情報通信ネットワーク産業協会
51	料額	基本的な考え方 3GHz以下の帯域の細分化については、平成20～22年度電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも明確に記述すべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
51	料額	基本的な考え方 (修正案) 第5章 電波利用料の料額の在り方 第2節 基本的な考え方(P39) 「a群に係る費用の帯域配分(第1段階)では、3GHz以下と3～6GHzとで3対1に配分されている。これについては、周波数の逼迫度合い等、経済的価値を勘案した上で、現行のやり方が十分適切か、あらためて検証3GHz以下の帯域を細分化することを平成20～22年度電波利用料見直しに間に合うよう早急に検証し、実施する必要がある。」	ソフトバンクモバイル株式会社
51	料額	基本的な考え方 (1) 電波の経済的価値を反映させ、「3GHz以下の帯域」においても、800MHzは1.7GHz及び2GHzに比べ更に逼迫しているため、細分化して個別に取り扱うべきである。 従来、電波利用料の料額に電波の経済的価値を反映させるため、使用する電波の逼迫状況に応じ、地域特性に関する「逼迫地域」と電波特性に関する「逼迫帯域」の2つの逼迫を勘案していった。 逼迫地域については、従来「地域特性の勘案に当たっては、人口密度や基地局密度等を勘案し、全国を4つの地域に区分」(平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針P18)とされ、今回の報告書(案)にも従来の考え方が踏襲(報告書(案)P46)されています。 今回の報告書(案)の逼迫の定義として提案のあった地域特性も勘案の要素ではありますが、全国でサービス提供を行っている事業者にとっては電波特性による勘案の方が意味は大きいと考えます。 逼迫帯域については、従来「現実には『使い勝手が良い帯域』として、ほとんどの無線局が使用しており、新規サービスの参入が困難な状況にある。」(平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針P19)とされていました。 一方、平成16年の携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会に参加した新規事業者を含めたほとんどの事業者は、800MHzが1.7GHz及び2GHzに比べ電波特性が優位である(「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会(第2回)議事要旨」)と述べており、800MHzは「使い勝手が良い帯域」として認められたと考えます。同年12月、ソフトバンクBB株式会社から、携帯電話の基地局及び陸上移動局に係る800MHzの免許申請がなされ、それに対して電波法第7条及び電波法関係審査基準の規定に基づき審査がなされました。その結果、周波数の割当て可能性がない等の理由から、電波法第7条第1項第2号及び第3号の規定に適合していないものとされ、ソフトバンクBB株式会社は新規参入が出来ませんでした。その後、1.7GHz及び2GHzにおいては、新規参入を希望した事業者はすべて参入可能となりました。 このように、従来の考え方、並びに現実には他社2社には割り当てられたにも関わらず周波数の割当て可能性がない等の理由から、新規参入が出来なかった事実を踏まれば、800MHzは1.7GHz及び2GHzに比べ逼迫した状態にあると考えます。従って、電波の経済的価値を反映させ、「3GHz以下の帯域」においても、800MHzは1.7GHz及び2GHzに比べ更に逼迫しているため、細分化して個別に取り扱うべきであると考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
51	料額	基本的な考え方	(2)平成20～22年度電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも明確に記述するべきである。「a群」に係る費用の帯域配分について、今回の電波利用料制度に関する研究会では結論まで至っておらず、あらためて検証する必要があるとされていますが、検討時期が不明です。早急に平成20～22年度電波利用料の見直しに間に合うよう検証し実施することを本報告書にも明確に記述するべきであると考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	現在、電波利用料総額の8割以上を携帯電話事業者等が負担しており、6%弱しか負担していない放送事業者との間の負担の不均衡が顕著となっている。料額算定における免許人間の受益と負担の公平性を図ることで、不均衡を解消すべきである。	(社)日本経済団体連合会
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビジョン放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に合わせた額で見直しを具体的に進めるが受益と負担の関係をより明確にし経済的価値を含め負担の公平性が保たれるものと考えております。テレビジョン放送事業者の電波利用料額の見直しをすることに賛同しますとともに公平感のある料額となることを希望します。	アイビーモバイル株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「放送事業者の帯域が非常に多く使われているにもかかわらず、勘案要素により、負担と使途に関するバランスを欠いているという結果になっており、見直すところは見直すべき」という意見には賛同します。放送という公共性を勘案しても、携帯電話利用に関して直接消費者が負担している電波利用料に比べ負担率が低いと思われます。特に民法の放送局は、広告により高い利益を得ていると思うので、電波の経済的価値と電波利用料負担のバランスの是正は必要だと思います。	かわさきコンシューマーネット
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「放送事業者の帯域が非常に多く使われているにもかかわらず、勘案要素により、負担と使途に関するバランスを欠いているという結果になっており、見直すところは見直すべき」という意見には賛同します。放送という公共性を勘案しても、携帯電話利用に関して直接消費者が負担している電波利用料に比べ負担率が低いと思われます。特に民法の放送局は、広告により高い利益を得ていると思うので、電波の経済的価値と電波利用料負担のバランスの是正は必要だと思います。	個人(社)消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	第5章第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し(p41) 「a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて配分すべき」との報告書案の結論に賛同いたします。現状、電波利用料は携帯電話事業者の依存度が高く全体の約8割を占めております。電波利用の受益者である免許人に対し広く負担を求める電波利用料の趣旨からも、この結論にのっとり、公平な負担の実現が重要と考えます。	株式会社ウィルコム
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	a群に係る費用負担については、原則として使用周波数帯域幅に応じて配分することについては研究会報告書(案)に賛同します。	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	電波利用料の概要として、「その性格は、無線局が電波を安心して利用できる環境・構築を図るために、無線局の免許人等から毎年徴収する手数料的なものとされ、マンションの管理費用のような性格を有する」と記されている。しかし、ひと口にマンションと言っても、都心の一等地と地方都市のそれとでは資産価値が全く異なるように、電波利用料の負担額も、その利用によってもたらされる地域間格差を配慮して、応分の傾斜負担にすべきである。放送法に定められた努力義務に応じて、収益性の低い離島や山間辺地等にも多くの中継局を建設している。現行法では、放送用送信電波に課せられる電波利用料は出力に応じた料額であり、条件不利地域を放送区域とする事業者ほど多くの中継局建設が必要で、ともすれば人口集積地と較べて経済効率の悪い地方に、より多くの電波料負担を強いる法制となっている。負担と受益のバランスが、勘案されていないと言える。放送事業者・通信事業者といった括り以前の問題として、経済性と相反する電波利用料の概念を根本から見直さなくては、本当の意味での公平性は担保されない。	株式会社山陰放送
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	(1) a群に係る費用については「通信」であろうと「放送」であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて配分すべきであるという考え方については原則賛同いたしますが、上述のとおり負担額の歯止めに関する議論が十分になされない状況で、a群負担額が現行の200億円から「370億円+α(アナログ周波数変更対策業務内のa群負担分)」と、約2倍にも膨らんでおります。報告書にある「逼迫対策事業により、安定かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることで、反動的に生じる逼迫帯域の使用に係る電波の経済的価値の増加」ということがあるにしても、列挙された逼迫対策事業により逼迫帯域の価値が2倍になるという実感とかけ離れており、上述のとおり使途金額のできるだけの圧縮をお願いいたします。また、当該施策による受益者は逼迫周波数帯域の利用者には限られないため、電波利用料負担の公平性の観点から、a群の負担については、非逼迫帯域の無線システムからの負担も求めるべきものと考えます。更に同じ観点から、現行制度でも採用されている非逼迫帯域あるいは算定対象外システムからのa群負担を今後も維持すべきと考えます。	モバイル放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	(2) 「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」との指摘は適切なものと考えます。当社は、全国をカバーする移動体向けの放送サービスを提供しており、そのメディア特性から、非常災害時における情報伝達には重要な役割を果たすものと考えております。従って、当放送は視聴者に対していつでもどこでも簡単に情報を提供できるという点において、ラジオ局と同様の高い公共性を有しており、この点を負担額の算定にあたってご配慮願います。また、「時期的な事情、中期的な視点」においては、事業の収益等も考慮していただきますようお願いいたします。弊社のような有料放送事業への新規参入者の場合、利用者にサービスが認知されるまで、ある程度の期間は加入者が限られたものになります。この結果、サービス開始から当分の間、十分な視聴料収入は期待できず、赤字をかかえたままの経営的には厳しい事業運営を継続せざるを得ません。このような状況で電波利用料の負担が増加することは新規参入者の経営基盤を揺るがし、事業の継続性に大きな影響を与えます。従いまして、今後、様々な事業者の新規参入機会を創出するためにも、加入者数が一定の規模(50～100世帯規模)に達するまでの間は優遇措置を考慮して負担額の配分をお願いします。	モバイル放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	今回の料金改定にあたっては、電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する参院・総務委員会での附帯決議第5項「放送事業者の経営の変化等により、視聴者に不利益が生じたり、放送の公共性が損なわれたりすることがないよう配慮すること」を十分に尊重していただき、妥当な料額となるようご配慮をお願いいたします。	モバイル放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	3. 民放テレビ社は現在、基幹的メディアとしての責任に応えるため、自主経営努力をしながらHDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、デジタル中継局の整備を進めていることが適当であるが、当社の前年度決算はデジタル化投資の減価償却費等により大幅な経常損失を記録した。このような経営状態から見ても、電波利用料の増額は反対である。	福島中央テレビ
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	負担の一層の公平性と電波の経済的価値の勘案には無線システムの技術的特性の配慮が必要。報告書(案)には「a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて配分するべきである。例えば、携帯電話事業者は266MHz(携帯電話からの上り周波数、基地局からの下り周波数の合算)、テレビジョン放送事業者は、370MHz(放送局からの下り周波数のみでの数値)を使用しているため、これらの幅に応じた配分が行われる必要がある。」とされている。放送システムは、映像動画、音声を送る特性上、携帯電話と比較し広い周波数帯域幅で高出力になることから、一概に使用帯域幅や出力のみに沿った形で料額の多寡を論ずることは適当でないと考えます。公務(国や地方公共団体が国民の生命・財産の保護等の業務のために運用するものであって、真に公共性の高いもの)や公共的業務(企業が公共性の高い業務を円滑、安全かつ安定的に遂行するためのもの)等の用途に使用する無線システム、広い帯域幅が運用上不可欠といった技術的特性を有する無線システムなどについては、利用料を減額するなどの配慮が必要である。	テレビ山口株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当であるが、これは使用周波数とは別の要素として明確な形で行う必要がある」との記述については、妥当な整理と考えますが、「使用周波数とは別な要素として明確な形で行う必要がある」の部分については、従来の勘案要素の考え方が継続されることを要望します。	フジテレビジョン
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	平成17年度電波利用料見直し時の考え方を維持すべき。 「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当である」とあるが、これは平成17年度の電波利用料見直し時に、テレビ放送の利用料負担額が大幅に増額された際、「平成22年までは利用料負担をおおむね現行水準程度に設定する」と明記されており、この考え方を維持するということであると理解している。したがって、今回の見直しは、テレビ放送にかかる利用料の増額を行うべきではない。	株式会社テレビ東京

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	<p>第5章・40～42ページ(テレビジョン放送の電波利用料の見直し)</p> <p>平成17年3月25日公表の「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」で、「テレビジョン放送局の「a群」に係る金額については、上記③[国民への電波利用の普及に係る責務等]の公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めるところです。そこで、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定します。」とされており、その方針は継続されるべきと考えます。</p> <p>現在、地上テレビジョン放送事業者は、2011年7月24日の完全デジタル化に向けて、限られた短い期間に多大なデジタル設備投資を行わなければならない、その償却負担の増加やアナログ放送とのサイマルコスト負担で、非常に厳しい経営環境にあります。このような事情も十分勘案いただきたいと考えます。</p>	株式会社静岡朝日テレビ
52	料額	<p>公平な負担の在り方は、携帯電話と放送の無線システムとしての特性の違いにも配慮して的確に検討すべき(第2章・20頁、第5章・41頁)</p> <p>報告書(案)は「電波利用料見直しの背景」の項で、「依然として携帯電話事業者への蔵入依存度が高い」とし、受益と負担のバランスの検討項目に「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を特筆して、「携帯電話事業者・放送事業者」の構図を描いている。</p> <p>また、その根拠として参考3が添付されているが、そこでは「携帯電話業界の電波利用料負担額が放送業界に比べて15.2倍、産業規模を反映しても7.3倍」といった、不適切な比較が展開されている。</p> <p>こうした差は、携帯電話システムでは事業者が設置する基地局等と加入者(国民)が購入する携帯電話端末のすべてが無線局として電波利用料を負担する仕組みであるのに対し、放送ではラジオ・テレビ、録音器等の受信機器は受信専用で電波利用料がかからないという、無線システムとしての特性の違いによる。</p> <p>仮にこうした比較が必要であるなら、携帯電話業界における契約者負担分を除いて基地局等の事業者負担分(平成19年度予算で約156億円)だけを、放送業界の負担額全体である約44億円(FPU、STLなど放送業務用を含む)と比較すべきであり、その場合、両業界の産業規模に対する負担比率に大きな差は見られない。</p> <p>本来、電波利用料制度は産業規模に対する負担比率等を直接反映して料額を決めるべきではないが、こうした誤解を生む添付資料をもとに、「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を課題として掲げることは納得できない。</p>	株式会社東京放送
52	料額	<p>テレビ放送の負担額の算定にあたっては、本報告書(案)において指摘されている「公共性の勘案」と「時期的な事情も踏まえた中期的な視点を加味して考えていることが適当」であると考える。とりわけ北海道の民放テレビ社は、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、他府県に比べて著しく広大な現行アナログエリアの約99%までデジタル中継局の自力整備を図るなど、経営体力を越えざるに努力を重ねている。当社においてはデジタル化による経費増・減価償却等が平成18年度赤字決算の主要な要因のひとつとなっており、こうした困難な時期に、民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上放送のデジタル化に深刻な影響を与えるものであると考える。</p> <p>また、参考3として「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が添付されているが、両業界の電波利用料額の負担比率などを比較する際には、それぞれの無線システムの特性や固有の事情を十分に考慮すべきと考える。</p>	札幌テレビ放送㈱
52	料額	<p>第5章第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し(40～42ページ)について 意見</p> <p>地上放送は、昨年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」にあるように、基幹メディアとして位置づけられており、公共性も高い。しるかに、近時、国際である放送のデジタル化に多額の費用負担を強いられ、加えて、放送業界を取りまく経済環境が悪化しているため、事業活動が少なからぬ影響を受けている。当社としても懸命の経営努力を続けているが、デジタル化において未着手の、2011年までと期限の定められているデジタル中継局の整備もままならない状況にある。従って、放送事業者の電波利用料の料額については、これ以上の負担増とならないよう配慮願いたい。</p>	青森放送株式会社
52	料額	<p>放送事業者と携帯電話事業者での負担比率(第5章第2節、40～42頁)について</p> <p>携帯電話事業者における携帯端末の利用料は契約者である国民が負担していると考えられ、事業者独自設備からの負担は負担額の28%に満たない。放送事業者においては、視聴者は利用料を負担しておらず、放送事業者が全額負担している。このため、携帯電話事業者と放送事業者では、費用の負担スキームが異なり、一概に負担額合計での比較はできないと考える。</p> <p>また、携帯電話事業者では基地局増設等による負担利用料の増加が、加入促進と通話料収入としての事業収益増加と密接に繋がっており、利用料の負担と事業収益との因果律が保たれているが、放送事業者では、放送局の増設と事業収益とは直接リンクしていないため、利用料支出と受益のバランスを欠いている。費用負担のあり方を検討する際には上記の「無線システムの特性の違い」を勘案した十分な検討が必要と考える。</p>	中部日本放送(株)
52	料額	<p>第5章41ページ、第2章20ページ</p> <p>「放送業界と携帯電話業界の負担比率について」</p> <p>事業者側の負担で見れば、放送事業者は約44億円、携帯電話事業者は約156億円と産業規模を考慮して比較すればアンバランスと言えない。</p>	日本海テレビジョン放送株式会社
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者の比較には各々の特性や固有の事情を考慮すべき(第2章・20頁、第5章・41頁)</p> <p>携帯電話事業者に比べ、放送事業者の電波利用料負担が少ないとの意見がありますが、これは無線システムの特性や固有の事情を無視した議論と考えます。</p> <p>携帯電話システムでは、携帯電話事業者の基地局等の電波利用料に加え、加入者(国民)が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられており、これは契約金を通じて国民が広く負担しています。一方、放送システムでは、放送事業者の送信所等に電波利用料がかかる仕組みは同じですが、視聴者(国民)が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用であり、電波利用料はかかりません。</p> <p>両業界の電波利用料を比較するのであれば、携帯電話事業者は事業者が自ら設置する基地局等の負担分(平成19年度予算:約156億円)とし、放送業界は放送事業者が自ら設置する送信所等の負担分(同:約44億円、放送事業者全体)と比較すべきです。</p> <p>報告書(案)では、参考3で「両業界における電波利用料を比較検証した結果、携帯電話の産業規模に対する電波利用料額の負担比率が、放送に比べて多い」とされています。しかし電波利用料制度は、電波の経済的価値を料額に直接反映するものではなく、こうした産業規模との比較そのものが適切な議論とは思えません。またデータの客観性・妥当性についても十分な議論が必要です。仮に比較するとしても、上述のとおり国民が負担する携帯電話端末を除外するべきで、その結果は報告書(案)とは異なり、両業界の産業規模に対する電波利用料額の負担比率は同等とするのが、妥当であると考えます。</p>	毎日放送
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者の相違点そもそも携帯キャリアと放送事業者の会社規模が違いすぎる。携帯キャリアの移動通信事業部門の営業収益と営業利益はそれぞれ1兆円超、1千億円超のオーダーであるのに対し、地上テレビジョン放送事業者の営業収益は数十億円から数千億円まで分散しており、また営業損益が赤字となっている事業者も増えつつある。さらに広告市場の縮小傾向、重いデジタル化投資などを考慮すると、今後の収益見通しも厳しいものと予想されている。</p> <p>このような企業規模・環境の違いにも関わらず、放送局の電波利用料が大幅に引き上げられそれが固定的に賦課されると、特に企業規模の小さい放送事業者への影響が大きいのは明らかである。よって以上の状況を踏まえて料額の見直しをお願いしたい。</p>	讀賣テレビ放送株式会社
52	料額	<p>周波数の使用形態は、それぞれの無線システムにより異なり、使用する周波数帯域幅が広いことをもって直ちに電波の経済的価値が高いということではないと考えます。放送は、広いエリア内の視聴者に効率的に電波を届けることを目的としており、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。性格の異なる無線システム間で、単純に周波数使用帯域幅に応じて費用負担を配分するのは適当ではないと考えます。</p> <p>民放テレビ各社は、現在のアナログ放送がカバーしているエリアの99%まで、デジタル中継局を自力で整備するなど経営体力ぎりぎりの努力を続けています。このため平成18年度決算では、デジタル化による経費増や減価償却によって2割を超える民放事業者が赤字決算となっています。こうした時期に放送事業者の電波利用料負担を増やすことは、国の施策として進められている地上放送のデジタル化に深刻な影響を与えかねません。「現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」との報告書案の指摘は極めて妥当であり、2011年という期限が切られた中で、国の施策によってデジタル化を推進している放送事業者の時期的な事情については十分に勘案する必要があると考えます。</p> <p>放送事業者は2010年までアナログ周波数変更対策業務に関わる追加的な電波利用料を負担していますが、「平成17年度電波利用料見直しに関わる料額算定の具体化方針」において、その期間は特例措置として放送事業者の「a群」に係る金額を「おおむね現行水準程度に設定する」旨が明記されています。こうした勘案要素はいずれも政策としての必要性から設けられているものと理解します。</p>	(株)テレビ朝日
52	料額	<p>報告書は、公共性について「携帯電話事業者も放送事業者も大差なく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いとはできない」という指摘があった旨を記載していますが、「公共性」という言葉をきわめて広義に漠然ととらえた場合、こうした指摘がなされることについてはある程度理解できます。しかし、放送の持つ事業特性と、その電波利用の実態を考えた場合、放送事業者と携帯電話事業者の「公共性」には大きな違いがあると考えます。</p> <p>放送事業者は、正確な情報を迅速、安定的に提供するなどの使命を負っています。それは災害時などの非常時に限りません。報道は放送事業者の核をなす部分ですが、放送事業者はこれによって経済的な利益を直接得るわけではなく、非営利の事業という側面を持っています。こうした日々の取材活動等を経て集めた情報をエリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、前述のように、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。放送事業者の持つこうした事業特性は、電波を利用することによって一義的に利益を得る携帯電話事業者などの企業活動とは性格を異にしています。また、放送法は民間放送事業者に対して難視聴解消の努力義務を課しており、放送事業者はユニバーサルサービスを基本としています。電波利用料負担の見直しに当たっては、放送事業者が持つこうした公共的な役割と事業運営の性格について、十分勘案されることが必要と考えます。</p>	(株)テレビ朝日

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 周波数の使用形態は、それぞれの業務における無線システムによって異なるものであり、使用する周波数帯域幅が広いことがそのまま電波の経済的価値が高いことを意味するものとは単純には考えられません。放送業務は、広いエリア内の視聴者に対して一斉に効率的に電波でサービスを行うものであり、必然的に広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムになる特性があります。したがって、異なる性格の無線システム間において、単純に周波数帯域幅に応じて費用の配分を行うことは適当ではなく、それぞれの業務とその無線システムの性格を十分加味することが必要と考えます。 したがって、仮にa群に係る経費の見直しが行なわれるとすれば、テレビジョン放送の負担額の算定について、公共性等を勘案することが必要であり、時期的な事情も踏まえ中期的な視点を考えていくことが適当であるとの報告書案の方向性は妥当と考えます。	日本放送協会
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 料額算定に当たった際の勘案要素は、いずれも政策としての必要性から設けられているものと理解しています。先般行われた公開ヒアリングでは勘案要素なしの試算が示されましたが、公開ヒアリングの中では、勘案要素自体を不要とする意見は、免許人の中には全く無かったものと理解しています。放送事業者は2010年までアナログ周波数変更対策業務に係る追加的な電波利用料を負担しています。平成17年3月に公表された「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」においては、テレビジョン放送局のa群に係る金額については、「2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定します」旨が明記されています。すなわち、2010年までの間は、テレビジョン放送局のa群に係る金額をおおむね現行水準程度に設定するということが、総務省の政策として示されているのであって、2010年までの追加負担は、その政策の前提の上に放送事業者として了承したという経緯があります。放送事業者の電波利用料を「使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す」とこととされた「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」も、当然のことながら、この政策との整合性を総務省としても整理検討されたうえで閣議決定されたものと承知しています。国民に関する政策の変更、特に負担の増加に関わる政策変更は、十分に慎重に検討する必要があります。放送事業者としては、事業に関する予見可能性の観点からは、上記の政策を前提として、デジタル投資計画を策定しております。仮にa群に係る経費の見直しをする場合であっても、それは、テレビジョン放送局のa群に係る金額は「おおむね現行水準程度に設定する」旨の政策の範囲内であることが必要であると考えます。 さらに、当協会は、公共放送としてあまねく全国に放送サービスを届け、国民の生命・財産を守るために正確な情報を迅速・的確かつ安定的に提供するなどの使命を果たしています。その事業は、視聴者の皆さんに広く負担していただく受信料によって運営されており、電波を利用することによって利益を得る企業活動とは基本的に性格が異なります。当協会が果たしているこうした公共的な役割と事業運営の性格についても十分勘案されることが必要と考えます。	日本放送協会
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し また、地上テレビ放送は、2011年7月までにアナログ放送を完全廃止し、かつ現行アナログ放送エリアの99%まで受信可能となるようデジタル中継局を自力整備しなければならず、そのために大変な経営努力をしている状況にある。こうした困難な時期に民放テレビ事業者の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えるもので、納得しがたいことである。報告書(案)にあるとおり、「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して」慎重に検討するよう、強く要望する。	(株)東日本放送
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 3. 「時期的な事情」への配慮を踏襲すべき(第5章・40～42頁) 「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」では、「テレビジョン放送局のa群」に係る金額について、公共性に加え、地上テレビジョン放送の負担をデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定するとされている。地上テレビ放送の「2011年デジタル完全移行」は極めて重要な国家的事業であり、当社も国に協力して、その確実な実現に向け最大限の取り組みを行っているところである。「時期的な事情」は3年前と何ら変わるところがなく、むしろ今後4年間で完全移行の正念場とも見える。次期の電波利用料制度においてもこうした「時期的な事情」への配慮を踏襲することが必要であり、現行水準を超える負担額を設定すべきではない。 4. デジタル化投資の重症に配慮すべき(第5章・40～42頁) 地上テレビ放送のデジタル化は、およそ50年間かけて整備されてきたアナログの放送インフラを、2011年7月までの極めて短期間に、デジタルでゼロから再構築する事業である。放送事業者は基幹メディアとしての役割を全うすべく、デジタルハイビジョン放送やデータ放送の制作・送出設備等に加えて、現行アナログエリアの99%超をカバーするデジタル中継局を自力で整備しつつある。これに伴い民放テレビ社の平成18年度決算では、デジタル投資に伴う経費増・償却負担増によって、2割超の会社が赤字に陥っている。当社でも平成18年度の減価償却費は20億円を超えており、平成23年まで毎年13億円を超える減価償却費が必要であることも分かるとおり、今後も厳しい経営状況が続く見通しである。こうした困難な時期に、民放テレビ社の負担をさらに引き上げる方向での電波利用料の見直しは、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響をもたらすものであり、容認できない。	アール・ケーピー毎日放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 1 まず、報告書第5章第2節「テレビジョン放送の電波利用料の見直し」において、電波利用料の用途の拡大が要望され、現実これを広げる制度見直しを進めていく中で、テレビジョン放送の電波利用料について、見直し必要性がある旨の記述がありますが、テレビジョン放送のデジタル化移行の真最中で、今後とも引き続く多大な設備投資を必要としているこの時期においては、大変理解に苦しむものと言わざるを得ません。 3 更に冒頭触れましたように、現在、民放テレビジョン放送事業者は、テレビジョン放送のデジタル化という国家要請に従い、地上デジタル放送の推進のため、中継局の設置を積極的に進め、HDTV制作・送出等のデジタル化設備投資等、他メディア台頭による収入源である広告料縮小傾向の中、2011年7月の停波に向け、多大の努力を傾注しているところであり、この現状下、テレビジョン放送局の電波利用料変更を示唆するような報告案が公表されたことにつきましては、多大の疑問を感じず、報告書案でも指摘がなされていますが、「時期的な事情も踏まえ、中期的な視点を加味して」慎重にご検討されるますよう切に要望いたします。	テレビ愛知株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 地上テレビ放送のデジタル化に配慮が必要。 地上テレビ放送でのデジタル化は、極めて短期間にローカル局が約40年近く掛けて整備したアナログ放送と同程度のインフラを4年足らずでゼロからアナログ放送に比較して手間と高額の経費でシステムを再構築する事業である。 アナログ放送が終了後にVHF・UHF帯の130MHz及びマイクロ波帯の一部も返還する予定で、新たな無線システムを導入する等、周波数の有効利用にも努力している。 このためには地上テレビ放送でのデジタル化を確実に実施の必要があると考えております。 地上テレビ放送のデジタル化では放送エリアカバーのため無線局の自力での整備、HD制作・送出等の設備投資などで地方テレビ局の経営が厳しさを増す中で、ぎりぎりの経営努力を行い、生き残りをかけている状況であり、デジタル設備投資に伴う減価償却費、デジタル回線料、さらに電波利用料の負担増で経営がさらに圧迫されかねない。放送番組が地域に密着し地方局の独自性を損なうことのないよう十分に配慮し激変緩和措置をとるべきと考えます。 また、アナログ周波数変更対策でTTL回線による回避手段しかない場合においては、メディア間/地域間の不公平差から電波利用料の免除等の配慮をお願いしたい。 ローカル局は、デジタル化がスタートしたばかりで時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して慎重な検討を強く要望するものです。	テレビ山口株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 地上テレビ放送のデジタル化は国家的事業であることから、当社も全力を挙げてその計画の円滑な推進に取り組んでいるところであるが、デジタル化に伴う膨大な設備投資が当社の経営に徐々に重荷となっており、2011年前後には当社の経営は極めて厳しいものとなることが予想される。このような状況の中で放送事業者、特にローカル局の負担を増大させることによる電波利用料制度の改正は、放送事業者の経営を更に逼迫させるものであり、放送事業者がデジタル化に取り組む意欲や財政的体力を減退させるものであるばかりか、放送事業の公共的役割を果たすことを妨げるものである。 電波利用料制度の在り方を考える際には、上記のような事情をご賢察の上、格段の配慮をいただきたい。	テレビ大阪
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 地上テレビ放送のデジタル化に配慮すべき(第5章 40～42頁)について デジタル化に関わる設備投資負担がテレビ局、とりわけ営業規模の大きくないローカル放送局にとって過大な負担となっていることはかねてより指摘されているとおりである。全国127の民放局のうち、平成18年度決算で経常赤字となった局は27局を数える。この主要な要因がデジタル設備投資とそれとともなる減価償却費負担であることは明らかである。 加えて、大都市と地域の経済活動に関する格差は拡大する一方である。テレビ広告費についても、関東一極集中の傾向はさらに強まっている。昭和46年当時43%程度だった関東地区(独立U局を含む)のテレビ営業収益におけるシェアは、平成16年度には54.4%、17年度には54.64に拡大した。福島地区のシェアは、平成16年度には1.1%、平成17年度は0.98%となっている。地場産業の低迷で、テレビ広告出稿は先細り状態にある。 こうした中で、各ローカル局は経営破綻を食い止めるため懸命の努力をしている。経費削減をはからなければ会社は生き残れない。多くのローカル局で、報道現場・制作現場の人減らしや制作費カットが行われているが、それでも、経営破綻を避けるためにはやむを得ない選択である。 しかし、(前述したように)地域住民の安全・安心な社会生活を営むための情報や、地域の民主主義の基礎となる地域政治・社会の情報や、迅速かつ正確に提供するとは、地域テレビ放送の最大の責務である。限度を超える合理化、制作費カットは、こうした地域テレビ放送の責務、公共的任務を果敢に果たさずことになる。 こうした状況の中で、電波利用料負担が今以上に重くローカル局経営にのしかかれば、危機は現実のものとなってしまふ。電波利用料の決定にあたっては、以上のような状況を十分勘案し、ローカル局が地域テレビ放送としての公共的責務を継続的に果たし続けることが可能であるよう、配慮がなされなければならない。	株式会社 テレビユー福島
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 地上テレビ放送のデジタル化は、数十年かけて整備したアナログの放送インフラをゼロから再構築する事業である。しかも法定期限の2011年7月までの短い期間に、このインフラ再構築を求められている。弊社は、基幹メディアとしての責任に応えるため、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、現行アナログエリアの99%までデジタル中継局を自力整備するなど、経営体力ぎりぎりの努力を重ねている。このため、弊社平成18年度決算では、デジタル化による経費増・減価償却等により、減益を余儀なくされた。 こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えることになり納得しがたい。報告書(案)の「研究会の整理」にあるとおり「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して」慎重に検討するよう強く要望する。	株式会社ディ・ヴィー・キュー九州放送

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	地上テレビ放送のデジタル化に配慮すべき(第5章・40～42頁) 株式会社テレビユー山形は、基幹メディアとしての責任を全うするため、アナログ放送を続けながら、2011年7月までという極めて短い期間に地上テレビ放送のデジタル化を実現するために、アナログサービスエリアをカバーするデジタル中継局の自力建設をはじめとして、デジタルハイビジョンの制作設備や伝送設備等々のデジタルインフラ整備を集中的に進めている。 このデジタル投資にかかる経費や減価償却費用の負担増は、会社の経営状況に大きな影響を及ぼしている。 このような困難な時期に、民放テレビ社の電波利用料負担を更に引き上げるような電波利用料の見直しについては、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化を進めていく上で深刻な影響をおよぼすことになるので、容認できるものではない。	株式会社テレビユー山形
52	料額	(第2章 P20 放送事業者は、使用帯域に応じた負担をしていないとの意見について) 地上放送事業者のデジタル化は、放送事業者が30年余りかけて整備したインフラ整備を5年あまりの短期間にアナログ放送インフラと同等の整備を行うこととするものである。 この国家的事業であるデジタル化については、高い公共性を認識し最大限の経営努力を行い実施して行きたいと考えているが、広告費の分散化で収入が伸び悩み(前年割れ)する中で多額の設備投資・デジタル化の経費増・減価償却費の増は、特にローカル局においては経営体力を著しく消耗させている。 このような時期に地上テレビ局の電波利用料を増やすような措置は、国家的事業を推進する中で、一貫性がないのではと考える。是非、慎重に対応して頂くよう強く要望する。	株式会社テレビ熊本
52	料額	北海道独自の特殊な環境により、ICT基盤整備を推進するためのコア事業として、地上デジタル放送の役割は大きく位置づけられており、短期間に多くの中継局を整備するなどデジタル化投資は経営努力の限界に達する負担になっているのが現状である。 こうした厳しい経営状況下での電波利用料負担を増やすような措置は、円滑なデジタル化に多大な影響が与えるものと考えている。	株式会社テレビ北海道
52	料額	地上テレビ放送のデジタル化は、長期に亘って整備してきたアナログの放送インフラを、法令で決められた2011年7月までの極めて短い期間で再構築する大事業である。弊社ではHD制作・送出等のデジタル設備構築や現行アナログ放送と同等エリアとするようデジタル中継局建設を自力で進めており、総デジタル投資はテレビの1年間の売上げに匹敵するような規模である。このような困難な時期に電波利用料負担を増やすことは、国策である地上テレビ放送のデジタル化に支障をもたらすものである。	株式会社宮崎放送
52	料額	地上テレビ放送のデジタル化によりアナログ放送停止後に放送事業者は、VHF/UHF帯の130MHzやマイクロ波の一部、SHF帯のテレビチャンネルを返還する予定であり、周波数の有効利用に努力している点も考慮するよう要望する。[株式会社宮崎放送]	株式会社宮崎放送
52	料額	地上テレビ放送のデジタル化投資について配慮すべき(第5章・40～42頁) 弊社に於いて、アナログ放送インフラは、昭和34年の親局開局以降40余年をかけて整備されてきたものであるが、デジタル化はこのインフラを2011年7月までの短期間で全てを再構築する事業である。放送のデジタル化という国家的事業を、高い公共性を認識し基幹メディアとしての役割を果たすべく、制作設備・送出設備の整備に最大限の経営努力で取り組んでいるが、多額のデジタル化投資に伴い、経費増・減価償却費増が経営体力を著しく消耗させている。このような時期に地上テレビ局の電波利用料負担を引き上げる方向での措置は、地上テレビ放送のデジタル化という国家的事業の推進に深刻な影響をもたらすものであり、慎重な対応を強く要望する。	株式会社熊本放送
52	料額	莫大なデジタル化投資に配慮すべきである。 地上デジタル放送の開始・維持にあたっては、投資に見合う収益が期待できないにもかかわらず、莫大な投資が必要である。国策であるテレビ放送のデジタル化に、放送事業者が邁進することは当然とは言え、収益の10数年分をつぎ込む大事業を完遂するために疲弊状態にある。この状況下で、電波利用料を値上げされることになれば、経営に与える影響は深刻さを増し、経営危機の瀬戸際にも想定される。 開局以来数十年をかけて構築してきた放送インフラをゼロから再構築し、国民の基幹メディアとしての社会的使命を果たすため、事業者は放送施設を整備している。収益性の低く、離島・山間辺地へもデジタル電波を届けるため、多くの中継局置局計画を策定して、国民の期待に応えるべく、国策であるが故の努力を続けている。 今後も、新たなデジタルサービスの実施や、国の定める方針(緊急警報システムや字幕放送完全実施等)を実行するための大型投資が続くと想定されており、経営環境は益々厳しくなる。また、2011年のデジタル完全移行までは、デジタル・アナログの両方の電波利用料の負担を課せられ、特に脆弱なローカル局の体力は限界である。負担増額どころか、逆にサイマル期間中の電波利用料減免が図られるべきである。 膨大な投資を必要とする地上放送のデジタル化を完遂し、経営を安定させたうえで、良質なコンテンツと各種サービスを国民に提供するため、税制面や制度面で一層の支援を求めたい。 負担をさらに引き上げるような電波利用料見直しは、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響をもたらす、論外で到底理解できるものではない。	株式会社山陰放送
52	料額	もとより、放送を通して民主主義の維持・発展と公共の福祉向上に貢献することは国民の共有財産である電波を使わせていただいている放送事業者として当然の責務であり、弊社も地域住民に多大な影響力を与えるローカル放送局の一員として、デジタル時代にふさわしいコンテンツの充実を日夜、努めております。すでに、ハイビジョンカメラによる自社制作番組の強化やデジタル特性を活かしたデータ放送、多メディア時代を踏まえたワンセグサービスを視聴者の関心が高い各種選挙や高校野球地方大会などで具現化しており、今後も災害報道や視覚障害者向けの字幕放送の充実などを通して、地域住民の生命・財産の保護や福祉の向上に寄与したいと考えております。 こうした基本理念を堅持するためには、経営基盤の安定化が必要要件となるのはいうまでもありません。放送法が規定する公共性を維持・発展させるうえで、自主・自立こそが前提となると信じております。 しかし、インターネットに代表される新興メディアがテレビCMの存在を脅かしつつあるなど、「自力更生」では抗し切れない側面があるのも事実です。今後もより一層、経営の効率化を図る覚悟ではございますが、デジタル経費に加え、仮に電波利用料が値上げされることになれば、弊社の財政負担は極限を超えることが危惧されるばかりでなく、デジタル化の進展にも多大な影響が予想されます。責務におかれましては、今般の電波利用料制度の見直し及び放送事業者への負担額の算定に当たっては以上のような現状を深くご理解いただき、慎重のうえにも慎重なご判断を賜りたく、衷心よりお願い申し上げます。	株式会社山形テレビ
52	料額	現在テレビ放送局は、2011年のアナログ放送終了に向けて、デジタル放送の設備整備を急ピッチで行なっているところであり、そのため、とりわけローカル局においては、経営に対する負担が過大なものになっております。 このような中で電波利用料が大幅に増えることは、今後の設備計画に大きな支障となるため、料額については現状を維持していただくよう、強く要望いたします。 今後負担額の算定に当たっては、報告書にあるように、原則である使用周波数帯域幅とは別の要素を十分に配慮していただくようお願いいたします。	株式会社秋田放送
52	料額	デジタル化対応に配慮すべき。 現在のアナログ放送のインフラは、およそ50年間に渡り整備されたものである。地上テレビ放送のデジタル化は、これと同等のインフラを2011年7月までの短期間においてゼロから再構築する事業である。 テレビ放送の基幹メディアとしての役割に応えるべく、デジタルハイビジョンに係る制作・送出設備の整備に加え、現アナログエリアの100%カバーを目指しデジタル中継局建設を懸命の努力により自力で整備を進めている。デジタル化に係る経費増や減価償却負担増により経営状況は大変厳しい状況にある。 このように大変困難な時期において、電波利用料負担が増すような措置は国家的事業のデジタル化に深刻な影響を与えるものであり、現在の負担を上回る設定はすべきではない。	株式会社新潟放送
52	料額	地上テレビ放送のデジタル化に配慮すべき。 地上テレビ放送のデジタル化は、数十年かけて整備されてきたアナログの放送インフラを、2011年7月までの極めて短い期間にゼロから再構築する事業である。民放テレビ社は、基幹メディアとしての責任に応えるため、現行アナログエリアの99%超をカバーするデジタル中継局を自力で整備しつつ、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資も行うなど、経営体力ぎりぎりの努力を重ねており、今後も厳しい経営状況が続く見通しである。こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えるものであり、容認できるものではない。	株式会社青森テレビ

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビ放送の負担には適切な配慮が不可欠。 報告書(案)では、「テレビ放送の電波利用料の見直し」に関する「研究会の整理」として、「負担額の算定に当たっては、使用周波数帯域幅とは別に、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することとし、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」との記述があるが、これは大変重要な指摘だと考える。 ・地上テレビ放送のデジタル化について 「我々民放テレビ社は基幹メディアとしての責任に応えるため、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、現行アナログエリアのほとんどをカバーするためにデジタル中継局を自力整備するなど、経営体力ぎりぎりの努力を重ねている。このため、当社の19年度決算予想では、デジタル化による経費増・減償償却等により黒字計上が危ぶまれている。こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような処置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響をあたえるものであり、納得しがたい。報告書(案)にあるとおり、「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して」慎重に検討するよう、強く要望する。	株式会社大分放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	当社は基幹メディアとしての責務に応えるべく、デジタルハイビジョン放送やデータ放送の制作・送出設備の構築に加え、現行アナログ放送エリアを100%カバーするデジタル中継局を自力で整備しております。こうしたデジタル化に伴う設備投資と、アナログとデジタルのサイマル放送による経費増により、大変厳しい経営状況におかれています。目標達成に向けて様々な経営努力を行っております。 ローカル局の存在意義は、「情報の地方分権」すなわちローカル情報の発信にあります。地域社会での日常的な情報や災害情報などをいち早く伝えるための迅速で正確な取材・報道活動は、その地域に精通している地元メディアにしかできないものであり、代替の機関は考えられません。あまねく広島県民がデジタル放送による情報を受けられる状況を実現させる事こそが、ローカル放送局の使命であります。 一方で送信機の数は「都市の経済規模」に関係なく「地理的条件」で決まります。山地や島嶼部を多く抱える広島県でのデジタル中継局は90局近くを予定しており、デジタル投資は大きな負担となっています。このデジタル移行期間中での、今以上の電波利用料の負担増は番組制作環境の悪化を招き、結果としてローカル情報が不足するなど情報の地方分権が脅かされ、あるいは中間部のデジタル中継局建設の遅れなどにつながり、遅いのは県民・視聴者が直接不利益を被ることになります。 こうした困難な時期に、民放テレビ社の負担を更に引き上げる方向での電波利用料の見直しは、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化や情報の地方分権に深刻な影響をもたらすものと考えます。	株式会社中国放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「時期的な事情」への配慮を踏襲すべき(第5章・40～42頁) 「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」では、「テレビジョン放送局の「a群」に係る金額について、公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定する」とされている。 地上テレビ放送の「2011年デジタル完全移行」は極めて重要な国家的事業であり、放送事業者は国に協力して、その確実な実現に向け最大限の取り組みを行っているところである。「時期的な事情」は3年前と何ら変わるところがなく、むしろ今後4年間が完全移行の正念場とも言える。 次期の電波利用料制度においてもこうした「時期的な事情」への配慮を踏襲することが必要であり、現行水準を超える負担額を設定すべきではない。	株式会社東京放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	デジタル化投資の重点に配慮すべき。 鹿児島県は、奄美群島を始め地理的に条件の厳しい離島を多数抱えている。範囲は南北600kmである。他地域に比べ、経済的にも技術的にも極めて困難な条件であり、弊社の場合、昭和34年親局開局から34年かけて114の中継局を設置している。アナログにおいては、こうした状況で達成できたのは、自社の経営努力に加え、奄美群島民間テレビ中継局設置事業など公的助成によるところが大きい。特に奄美地域においてはNHKから遅れること14年、助成の適用を受けてはじめて電波を届けることができた。 今後のデジタル化は、30年以上かけて整備してきたアナログの放送インフラを、2011年7月までの極めて短期間に、デジタルでゼロから再構築する事業であり、このような地理的に条件の厳しい地域を抱える民間放送事業者にとっては至難の事業である。 加えて、基幹メディアとしての役割を全うすべく、デジタルハイビジョン放送やデータ放送の制作・送出設備等の整備を行っている。 これに伴い、先に述べた助成を想定しても、平成19年度以降の決算では、デジタル投資に伴う経費増・償却負担増によって、赤字に陥る見込みであり、今後厳しい経営状況が続く見通しである。 こうした困難な時期に、民放テレビ社の負担をさらに引き上げる方向での電波利用料の見直しは、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響をもたらすものであり、容認できない。	株式会社南日本放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	地上テレビ放送のデジタル化に十分配慮するべきである。 ＜地上放送のデジタル化は国策であり、2011年までの期限がある中でこれまでの前提条件を変えるべきではないと考える＞ ・デジタル投資額の規模 当社の放送エリアである広島県は、北部の中国山地を中心とした山間地域や、瀬戸内海の島々などデジタル中継局の建設に関して、地理的に困難な要件を抱えております。現在の計画では、完全デジタル化のためには55箇所の中継局を整備する必要がありますが、電波の状況によっては中継局の数の増加を検討する必要があります。中継局の建設箇所が全国有数であることに加えて、山間地域における厳しい建設条件が影響して中継局の建設費用も30億円以上と莫大な金額を予想しております。さらに、マスター設備及びHD番組制作設備並びに送出設備の導入費用などを加算すると、2004年度から2011年度までのデジタル化に係る設備投資金額の総額は80億円を超えるものと見積もっております。この金額は、当社のような地域放送局にとって、年間の売上高金額に迫る巨額な規模となっており、設備投資資金の調達を含めて、当社の経営に及ぼす影響は甚大であります。 ・サイマル費用 さらに、サイマル期間中の中継回線使用料・固定資産税・設備保守費用・保険料などのランニングコストの増加金額は、年額で1億5千万円を超えております。これは、経営努力による経常経費の圧縮では到底吸収できない大きな金額であり、当社の利益を大きく圧迫します。 ・番組制作 一方、地域の放送局として番組制作を通じて地域に情報発信を行うことが、大きな使命であると認識しております。従来より、ローカルニュース等の多くのレギュラー番組に十分な番組制作費を投入して参りました。さらに、今年度からは2つの自社制作番組を新たにスタートさせ、一層積極的な取り組みを計っているところであります。 ・このような経営環境下で、今回の電波利用料の見直しは更なる経常経費増となり、利益を一層圧迫します。結果として、営業キャッシュフロー減少による設備投資資金調達への大きな障害をもたらす、当社のデジタル化計画への悪影響は計り知れないものがあり、到底受忍できるものではありません。	㈱広島ホームテレビ
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	デジタル化投資の重点に配慮すべき。 地上テレビ放送のデジタル化は、50年近くかけて整備されてきたアナログの放送インフラを、2011年7月までのわずかな期間に再構築する難事業である。民放テレビ社は基幹メディアとしての責任に応えるため、デジタルハイビジョン放送やデータ放送の制作・送出設備等に加えて、現行アナログ放送に近いエリアをデジタルでカバーしようとするデジタル中継局を自力で整備しつつある。これに伴い民放テレビ社の平成18年度決算では、デジタル投資に伴う経費増・償却負担増によって、2割超の会社が赤字に陥っており、今後も厳しい経営状況が続く見通しである。こうした困難な時期に、民放テレビ社の負担をさらに引き上げる方向での電波利用料の見直しは、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響をもたらすものであり、とても容認できるものではない。	山陽放送株式会社
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	地上テレビ放送のデジタル化を考慮すべき。地上デジタル放送においては、2010年までにアナログ放送と同じカバーエリアを確保するため自力で中継局の建設を進めている。番組制作設備・送出設備もHDTVに対応するため設備投資を重ね、経営的には最大限の努力にも関わらず現在は赤字が見込まれている。こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えるものであり、容認できるものではない。	信越放送株式会社
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	地上テレビ放送のデジタル化は2011年7月までの短期間に、新たな放送局を立ち上げるほど巨額の設備投資が必要となる。営業収入の低迷、サイマル期間の経費増等により極めて厳しい経営状況にある中、電波利用料の負担増は経営の更なる悪化を招き、国策であるデジタル化の推進に深刻な影響を与えかねない。	青森朝日放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	地上デジタル放送のデジタル化には政策的配慮が不可欠。 地上テレビ放送事業者は2011年7月までの極めて短期間にデジタルでのインフラ構築を求められている。現行アナログエリアの99%超をカバーするデジタル中継局の整備は勿論のこと、制作・送出設備のHD化も進めている。 デジタル化投資により減償償却費の負担は増大し、フレッツ、データ放送などのデジタルサービスの費用も増加している。一方収入面では減収傾向が続く見込みで、民放事業者、特に経営規模の小さいローカル局の経営は厳しい状況が続く見通しである。 こうした状況の中で民放テレビ社の負担をさらに引き上げる方向での電波利用料の見直しは民放各社の経営、さらには国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化にも深刻な影響を及ぼすものである。地上デジタルテレビの波及効果は裾野が広く、社会全体に受益がある事業である。政策的な配慮を要望する。	静岡放送株式会社
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	地上デジタルテレビ放送の完全デジタル化について地上デジタルテレビ放送の完全デジタル化は国家的事業であり、一貫した政策的配慮は不可欠なものとして認識しています。新たに生まれる130MHzの帯域有効利用は、「完全デジタル化の実施」が大前提となって生まれるものです。いま、民放各社は、基幹メディアとしての責任を果たすため、この完全デジタル化実施に送出機もとり、制作面のデジタル化投資に経営体力ぎりぎりの努力を重ねています。この国家的事業の困難な時期に、民放各社に電波利用料の負担を増大させる措置がなされることに強く反対し、時期的な事情も含めて配慮がなされることを要望します。	朝日放送株式会社
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	今回の値上げについては、デジタル化に伴う負担増を強いられているローカル局にとっては、2007年～2011年まで赤字転落は免れず、財務状況の急激な悪化は必至の状況です。デジタル化に伴う費用および金融負担の増加は7.416(①償却費の増加4.866 ②マイクロ回線費および電力費350 ③金融機関借入れ2,000 ④支払利息200)と、売上げ規模4,000のローカル局にとって、国策とはいえ厳しい経営環境におかれています。 当然企業努力を、営業体制の見直し、販売費及び一般管理費の圧縮、管理強化、費用対効果の検証、コンテンツの強化等を図り、早期の黒字転換を目指した経営健全化に誠意努力してまいり所存です。 今回の報告書の内容を見ますと、黒字転換への道のりはかなり厳しいものとなります。ローカル局の現状を十分理解され、寛容な対応をお願い申し上げます。	長崎文化放送株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	<p>弊社においても現在、地上波テレビのデジタル化達成へ向け、インフラ整備を2011年7月までという限られた期間内で、再構築すべく全力で取り組んでいるところであり、高い公共性を持った基幹メディアとしての責任を果たすために様々な努力を重ねているところで、弊社においては、地勢上も島嶼・半島に加え、山間部を多く有するなど地形の複雑さから、アナログテレビ放送局で109局（アナログ周波数変更対策によって、変更先周波数が見つけれず3局廃止となりました）、AMラジオ放送局を10局開設しております。また、放送番組中継局として固定局8局を開設しております。これらは、親局の開局から約50年かけて、視聴者（聴取者）、国や県などの地方公共団体からの要請・要望をうけ、またご支援を得ながら、難視聴エリアの解消へ向け取り組んできた結果であります。また固定局につきましては、本来、放送局による中継が可能な局所においても、外国波の混信によって十分な画質・音声を得られないこと、長崎地域内で比較しても弊社のみが特別に固定局を開設している現状があります。国家的事業である地上波のデジタル化達成に向け、限られた期間に、放送事業者の自助努力で中継局建設が求められており、弊社では、デジタル3W未満の小規模中継局を45局建設予定です。この45局による新たなカバー世帯数は電界強度51dBでのエリア計算で約3万世帯であります。また、長崎地域はデジタル波の周波数不足から、返還予定の周波数帯を使用してデジタル局を開設する見通しであり、その後のリハックについて視聴者保護の観点からどのような手法が最善なのか論議中ですが、今回の電波利用料の見直しに際し、これら地域事情も踏まえ、慎重な論議が必要ではないかと考えます。</p>	長崎放送株式会社
52	料額	<p>「原則として、使用周波数帯幅幅に応じて負担すべきだ」としているが、以下の理由により2010年までの間は特例措置として放送事業者の電波利用料の負担を現行水準に留めるべきであると考えます。</p> <p>・地上テレビ放送のデジタル化に配慮すべき。 政府が提唱するユビキタス社会（u-Japan政策）の最終章として登場したデジタルテレビ放送は、国策によるものであり、政府案を実現するためには是が非でもこれを普及させなければならぬ状況である。このような中、テレビジョン放送事業者は自力で現行アナログ放送と同等（99%以上）のエリアを確保するとともに、デジタル放送普及のため、ハイビジョン放送を行う設備を構築しなければならぬローカル局にとっては巨額の設備投資を強いられる。このことは放送が始まって以来の出来事であり2011年まで残すところ、あと4年で整備しなければならず、増加する減価償却費をはじめ経費増による経営悪化は平成18年度民放テレビの決算をみても明らかである。もはや単なる経営努力で乗り切る範囲を逸脱していると言わざるを得ない。このような困難な、しかもインセンティブを高める必要がある時期に民放テレビ放送事業者の電波利用料負担を増やすような措置は国家的事業である地上デジタル放送のデジタル化を普及させるのに深刻な影響を与えるものである。</p>	東北放送株式会社
52	料額	<p>第5章40～41ページ「地上テレビ放送のデジタル化」 民放テレビ社は、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、現行アナログエリアの99%までデジタル中継局を自力整備するなど経営体力ぎりぎりの努力を重ねている。 こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えるものであり納得出来ない。現行水準を維持すべきである。</p>	日本海テレビジョン放送株式会社
52	料額	<p>放送事業者は、現在、地上放送のデジタル化に全力を挙げて取り組んでおり、デジタル送信・送出設備等の整備に多大な投資を行いつつ、2011年までのサイマル期間においてはアナログとデジタル両方の放送設備の維持管理を行わなければならない過渡的な状況にあります。国の施策に沿ってデジタル化を推進している放送事業者の時期的な事情を十分勘案することが必要と考えます。</p>	日本放送協会
52	料額	<p>テレビ放送の負担には適切な配慮が不可欠。 報告書(案)では、「テレビ放送の電波利用料の見直し」に関して「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」と整理されているが、これは重要な指摘である。</p> <p>・地上テレビ放送のデジタル化に配慮すべき。 地上テレビ放送のデジタル化は、数十年かけて整備したアナログの放送インフラを、ゼロから再構築する事業である。しかも、法定期限の2011年7月までの極めて短い期間で、このインフラ再構築を求められている。アナログ放送を完全に停波してVHF/UHF帯の130MHzを空け、新たな無線システムを導入するためには「アナログ周波数変更対策」だけでなく、このインフラ再構築を確実に実行することが必要不可欠である。 民放テレビ社は、基幹メディアとしての責任に応えるため、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、現行アナログエリアの99%までデジタル中継局を自力整備するなど、経営体力ぎりぎりの努力を重ねている。このため、民放テレビ社の平成18年度決算を見ると、デジタル化による経費増・減価償却等により、2割超の社で赤字となっている。こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えるものであり、容認できるものではない。 放送事業者は、アナログテレビ放送終了後にVHF/UHF帯の130MHzを空けるほか、マイクロ波の一部(3.456～3.6GHz)やSHF(12GHz帯)のテレビチャンネルも返還する予定である。こうした周波数有効利用の努力についても再認識したうえで、報告書(案)にあるとおり「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して」慎重に検討するよう、強く要望する。 なお、放送局の電波利用料負担について、平成19年度で約38億円(総額653億円の5.8%)とされているが、これは放送局の免許によるものであり、これ以外に放送事業用の移動局(FPU等)・固定局(STL等)免許により更に約6億円を負担しており、合計で約44億円(同6.7%)になるものと推定される。放送局の負担割合を論じる際には、こうした点もきちんと認識すべきである。</p>	日本民間放送連盟
52	料額	<p>北海道は国土の22%を占める広大なエリアを放送対象としており、この広大なエリアに放送を届けるため、現状168局の中継局で全道をカバーしている。このため、追加的電波利用料に加え、平成17年の電波法改正により、既に多額の電波利用料を負担している。地上テレビ放送のデジタル化は数十年かけて整備したアナログ放送の中継局を、2011年7月までに整備することが求められており、今後、中継局をデジタル化するために多額の設備投資が短期間に必要となる。これに加え、HDTV制作・送出設備等への投資も必要であり設備投資額が経営にとって大きな負担となっている。今後、テレビ広告収入については減収傾向が懸念見込みであり、これに加え、減価償却費負担の急増、デジタル化による経費負担増で経営的に非常に苦しい状況にあるが、基幹メディアとしての責任、テレビの公共性、視聴者保護の観点から、デジタル送信所の建設については、自力で98%以上の世帯をカバーすべくデジタル化を進めている。このような状況で更に電波利用料の負担増は益々経営環境を悪化させる事となり、デジタル化の推進に影響を与えかねない。負担額の算定に当たっては、「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが必要である。</p>	北海道テレビ放送
52	料額	<p>広大な面積を持つ北海道のテレビ局である弊社は地上デジタル放送対応のため、大規模中継局を含め164箇所の中継局の建設が必要とされている。しかし、民放連の営業収入見直しによると、2007年度以降のローカル局の営業はマイナスの伸び率が予測されている。弊社ですべての中継局を自力で建設すれば、2007年度から2011年度までの5年間、赤字決算が見込まれている。こうした厳しい環境の時期に電波利用料負担増加は国策としての地上放送のデジタル化に大きな影響を与えることが必至であり、電波利用料の見直しについては「時期的な事情も踏まえ」ることを強く望みたい</p>	北海道文化放送株式会社
52	料額	<p>デジタル化投資の「時期的な事情」と重圧に配慮すべき。 経営規模が小さい年間収益が40億円から50億円規模のローカル放送事業者においてさえ、地域の基幹的メディアとしての責任に応えるため、HDTV制作・送出等のデジタル設備投資に加え、現行アナログエリアの99%までデジタル中継局を自力整備するなど、経営体力ぎりぎりの努力を重ねている。このため、当社の平成18年度決算では、デジタル化による経費増・減価償却等により、大幅な赤字となっている。 こうした困難な時期に民放テレビ社の電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化に深刻な影響を与えるものであり、容認できるものではない。放送事業者は、アナログテレビ放送終了後にVHF/UHF帯の130MHzを空けるほか、マイクロ波の一部(3.456～3.6GHz)やSHF(12GHz帯)のテレビチャンネルも返還する予定である。したがって、電波利用料の負担については、アナログ放送終了後に改めて真に公平なる負担を検討すべきである。</p>	北陸放送株式会社
52	料額	<p>地上テレビ放送のデジタル化への配慮が必要（第5章・40～42頁） 地上テレビ放送のデジタル化は、2011年7月までという極めて短い期間に、これまで数十年をかけて営々と整備してきたアナログの放送インフラを再構築する事業です。アナログ放送を完全に終了してその後の帯域を空け、新たな利用の途を導入するためには「アナログ周波数変更対策」だけでなく、あらゆる施策を活用し、完全デジタル移行、インフラ再構築を確実に実行することが必要不可欠と考えます。 放送事業者は、アナログテレビ放送終了後にVHF/UHF帯の130MHzを空けるほか、マイクロ波の一部(3.456～3.6GHz)やSHF(12GHz帯)のテレビチャンネルも返還する予定で、こうした周波数有効利用の努力についても再認識していただいたうえで、報告書(案)にあるとおり「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して」慎重に検討されるよう強く要望するものです。 民放テレビ各社は、基幹メディアとしての責任に応えるため、ハイビジョン制作・送出等のデジタル設備投資に加え、現行アナログエリアの99%までデジタル中継局を自力整備するなど、厳しい条件の中で努力を重ねています。民放テレビ各社の平成18年度決算を見ると、デジタル化による経費増などにより、2割超の社で赤字となりました。民放テレビ事業者は地域に根ざした民営企業として自立・自営体制を堅持していかなければなりません。こうした困難な時期に電波利用料負担を増やすような措置は、国家的事業である地上テレビ放送のデジタル化遂行に悪影響を与えることが危惧されます。</p>	毎日放送

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 民放テレビ各社は、現行アナログエリアの99%まで、デジタル中継局を自力で整備するなど経営体力ぎりぎりの努力を続けています。このため平成18年度決算では、デジタル化による経費増や減価償却等によって2割を超える社が赤字決算となっています。こうした時期に放送事業者の電波利用料負担を増やすことは、国の施策として進められている地上放送のデジタル化に深刻な影響を与えかねません。「現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要」「時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」との報告書案の指摘は極めて妥当と考えます。	名古屋テレビ放送(株)
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 地上テレビ放送のデジタル化を考慮すべき 国策である2011年デジタル放送移行に向け、現在急ピッチでデジタル中継局の整備を進めており、この他にもスタジオ系なども含めたデジタル化投資は各地地上テレビ事業者に大きな負担となっている。また当面アナログ中継局とデジタル中継局両方を所有することになり、その分電波利用料負担も重くなる。このような状況を踏まえ、放送局の料額見直しに関しては十分な配慮をお願いしたい。	読売テレビ放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 「また、負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当であるが、これは使用周波数帯幅とは別の要素として明確な形で行う必要がある。」との結論については、公共性等の勘案要素に関し、電波利用者間で納得できるものが前提であるべきと考えます。	KDDI株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 1. 第5章第2節41ページから42ページの内容に関して報告書(案)では、「負担額の算定に当たっては、使用周波数帯幅とは別に、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当である」としている。これは大変重要な指摘であると考えられる。地上波テレビ放送は、国民への電波利用の普及に関わる責務として放送法において「あまねく(努力)義務」、また同じ放送法により「災害放送義務」が課せられている。さらに、民主主義社会を支える「選挙放送」の実施など、地上波テレビ放送は、法令規定に基づいて高い公共性を求められ、その責務を果たしている。	(株)東日本放送
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 2. テレビ放送の負担については公共性を重視すべき(第5章・40～42頁) 「テレビジョン放送の電波利用料の見直し」の項で、「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当である」とされているが、これは極めて重要な認識であり賛成する。また、「地上テレビ放送のデジタル完全移行」は周波数有効利用(130MHzの返還)に資する重要事項との観点に立ち、新使途2を追加した場合においても、この「公共性の勘案」が買われるよう強く要望する。 なお、ラジオ放送については、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する勘案要素として①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する。の2点が挙げられている。テレビ放送においても、①では「あまねく(努力)義務」(放送法)、②では「災害放送義務」(放送法)が課せられているほか、「政見放送」(公職選挙法等)も実施しているなど、極めて公共性が高い。 また、地上テレビ放送は最も身近な基幹メディアとして政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる分野の重要な情報を間断なく伝え、健全な民主主義社会の発展を支えるとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供して、国民生活に潤いをもたらすことを、十分に配慮されたい。	アール・ケービー毎日放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 2 前回17年度の電波利用料改定時、当局基本方針においては、①法令による国民への電波利用の普及に関する責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与するものについては、利用料算定において勘案することとされましたが、現時点においてもこの点につきまして、何等変更する理由もなく、維持されるべきものと考えます。 いうまでもなく、放送事業者の高い公共性は、放送法の規定に基づき、「あまねく(努力)義務」(放送法)、「国民皆様の生活に不可欠な災害放送、選挙放送も義務付けられていること」です。 従いまして、次期電波利用料の算定に際しまして、引き続き勘案要素とされることにつきましては、極めて適切な措置であると考えます。	テレビ愛知株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 放送の高い公共性に十分な勘案が必要。 「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」に「テレビジョン放送局の「a群」に係る金額については、公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担をもとめていたため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定する」とされている。現在もその事情は変わっていません2008年～2010年の電波利用料制度においてもこうした方針を踏襲すべきであり、現行水準程度を超える負担額を設定すべきでない。 地上テレビ放送は基幹メディアとしての機能を有しており、災害情報の提供、選挙放送をはじめ政治・経済・社会・文化・教養など多様な分野の情報を間断なく伝え健全な民主主義社会の発展を支え、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供することにより国民に最も身近なメディアとして福祉・文化の向上に寄与し、非常災害時においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う高い公共性を有している点に理解をお願いしたい。 研究会報告書(案)に記載されている「公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり放送だけをより公共的で特別な扱いとはできない」との指摘は、放送の社会的価値や国民の利益への配慮に欠く暴論であり納得できない。	テレビ山口株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 「a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと原則として、使用周波数帯幅に応じて分配するべきである」の記述が、前段の「公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いとはできない」との指摘もなされた」を受けてのものであるから、削除すべきと考えます。通信と放送の公共性を同等に扱う考え方には賛成できません。通信にも公共性があることはもちろんですが、放送事業者には、あまねく(努力)義務(放送法)、災害放送義務(放送法)、選挙放送(公職選挙法)など、放送独自の規律が課せられており、通信の公共性と同等に扱うことはできないと考えられます。これは、電波利用料の勘案要素として、引き続き重視されるよう要望します。	フジテレビジョン
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し テレビ放送の負担については公共性等を勘案する(第5章 40～42頁)について ローカル局の行う地域テレビ放送は、民主主義の基礎となる地域政治・社会に関わる情報、および、地域社会における安全・安心と豊かな生活を支える情報を提供する極めて公共性の高いものである。法令規定においても「選挙放送」「災害放送」等が義務づけられている。 また放送法では「あまねく普及(努力)義務」が課せられている。当社がカバーエリアとする福島県は全国3位の広い面積を持つのみならず、山間地も多く、「あまねく普及」には多くの困難がともなう。だが、放送事業者および関係者の長年の努力の結果、アナログ放送においてはほぼこれは実現されている。 一方、県内の中山間地の町村では、過疎・高齢化の進行が深刻である。これらの中山間地集落においては、新聞の宅配が十分でない地域、ラジオ視聴が困難な地域も多い。これらに地域に住むお年寄りにとっては、テレビ放送が唯一の娯楽であり、社会生活に必要な情報入手する唯一の手段、すなわち欠くことのできないライフラインとなっている。 論者の中には、ローカル局の地元制作番組の比率が全番組中平均10%強であることを捉えて、地域テレビ放送の役割に疑問を呈する意見もあるが、報道・情報番組のみを取り上げて地元制作比率を見れば、地域での制作は37%を超えている(放送政策研究会最終報告)。そればかりでなく、ネット番組放送中であっても地域にとって重大なニュースおよび気象情報・災害情報等はローカル速報スーパーや、臨時枠を設けてのローカルニュースで適宜伝えられる。これらの地域ニュース・情報を受け取ることによって、過疎地のお年寄りを含む地域住民の安全・安心な社会生活は支えられている。 このように極めて大きな意味を持つ地域テレビ放送の公共性は、電波利用料の決定にあたって十分に勘案されるべきものとする。	株式会社 テレビユー福島
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し (第2章P21 放送事業者が公共性があることを主張しても 携帯事業者も同じ公共性を有するとの意見について) 公共性については、それぞれ固有のシステムの違いこそあれ異論があるものではないが、たとえば条件不利地などにインフラ整備する場合において、携帯電話業界は経営効率の問題があるにせよ、利用者からの使用料が期待できるが、放送業界は放送法に則り、国民の安全・安心に寄与する立場から整備している。 こうした点を考慮し、一定の配慮がなされるのは当然と考える。	株式会社 テレビ熊本
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 「研究会の整理」にある「負担額の算定に当たっては、使用周波数帯幅とは別に、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することとし、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」との記述があるが、これは大変重要な指摘であると考えられる。地上波テレビ放送の高い公共性は、法令規定に基づいて、「あまねく(努力)義務」(放送法)により、国民への電波利用の普及に係る責務等が課せられている。さらに「災害放送義務」(放送法)により、国民の生命・財産の保護に寄与することが課せられている。電波利用料の勘案要素として、これら2点を踏まえることは極めて適切で妥当な措置である。	株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	公共性を持つものに電波の経済的価値の概念はなじまない。 「基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、…」とされている。その一方で電波の経済的価値を云々しているが、本来公共性は経済的価値とは相容れない部分をもっている。テレビ局は電波という媒体を使って、あらゆる情報や娯楽を提供し、情報格差をなくし、文化の向上に寄与している。より良い番組を視聴者に届けることを第一義と考えており、テレビはもともと公共性のある事業の一つと言える。その媒体として使用する電波の周波数や帯域も、高品質の映像と音声を国民すべてが何時でも何処でも簡単に見られることを前提にして決められているに過ぎず、現在使用している電波自体に経済的価値があるものとは思えない。「具体的な個々の事務の結果、反射的に特定の周波数について経済的価値が相対的に高まることは十分想定されるのであって(例として、土地でいえば、再開発事業により周辺部を含め土地の価値が高くなるようなものである。)」そのような経済的価値の変動を勘案して無線局の免許人等の負担の度合いを決めていくことには、十分な合理性があると考えられる。」とあるが、土地の価値が高くなるということは、それによって利益が生み出されるということであって、特定の周波数帯に経済的価値の上昇などというものが仮にあったとしても、放送法に基づいてユニバーサルサービスを義務とするテレビ放送事業にとっては、それによって新たな利益が生まれるものではない。逆に今回のデジタル化のように、土地にたとえれば再開発による移動によって、膨大な設備投資費用が必要となり、赤字に転落したテレビ局まで出ている。それも公共性を第一に考えているからである。テレビ局の実態を理解せず、電波の経済的価値云々を持ち出すことはまったく合理性がなく、容認できない。	株式会社テレビ東京
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	地上テレビ放送は、放送法により「あまねく普及する(努力)義務」と「災害放送義務」が課せられており、国民への電波利用普及や国民の生命・財産の保護に大きく貢献している。これはラジオ放送と同様であり、公共性に関する電波利用料の勘案要素として考慮されるべきである。また地上テレビ放送は政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる情報や、また娯楽も提供しており、国民に最も身近なメディアとして利用されている。このような公共性も認識すべきである。	株式会社宮崎放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビ放送について、公共性等の勘案を重視すべき(第5章・40～42頁) 現在、ラジオ放送については電波利用料の勘案要素として公共性等が挙げられているが、テレビ放送においても①「あまねく(努力)義務」(放送法)、②「災害放送義務」(放送法)が課せられ、さらに「選挙放送」(公職選挙法)など公共性の高い放送を実施している。加えて、地上テレビ放送が国民に重要な生活情報を不断に伝える基幹メディアであることも併せて重視して頂きたい。	株式会社熊本放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビ放送の負担については、公共性を重視すべきである。 「第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し」において、「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられる。 テレビ放送においても、公共性は最重要視されるべき要因である。「地上テレビ放送のデジタル完全移行」は、周波数有効利用(130MHzの返還)に資する重要事項との観点に立って、新使途2を追加した場合においても、この「公共性の勘案」が貫徹しなければならない。 なお、「ラジオ局等の扱い」については、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する勘案要素として、①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与するという2点が挙げられている。テレビ放送においても、①では「あまねく普及(努力)義務」(放送法)が、②では「災害放送義務」(放送法)が課せられているほか、「政見放送」(公職選挙法等)も実施するなど極めて公共性が高い。 加えて、地上テレビ放送が政治・経済・社会・文化・教養など、あらゆる分野の重要な情報を間断なく伝え、健全な民主主義社会の発展を支えるとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供して生活に潤いをもたらす、国民に最も身近な基幹メディアであることにも十分に配慮されるべきである。	株式会社山陰放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビ放送の負担には適切な配慮が不可欠。 報告書(案)では、「テレビ放送の電波利用料の見直し」に関する「研究会」として、「負担額の算定に当たっては、使用周波数帯幅域とは別に、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することとし、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」との記述があるが、これは大変重要な指摘だと考える。 ・テレビ放送の公共性について 放送事業の高い公共性は、法令に基づいており、「あまねく(努力)義務」(放送法)、「災害放送義務」(放送法)などがそれぞれ課せられている。さらに、民主主義を支える「選挙放送」(公職選挙法)も実施しなければならない。こうした公共性に関する事情を電波利用料の勘案要素として考慮することは極めて適切で妥当な措置である。	株式会社大分放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビ放送の負担については公共性を重視すべき(第5章・40～42頁) 「テレビジョン放送の電波利用料の見直し」の項で、「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当である」とされているが、これは極めて重要な認識であり賛成する。 「ラジオ局等の扱い」については、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する勘案要素として①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する、の2点が挙げられている。テレビ放送においても、①では「あまねく(努力)義務」(放送法)、②では「災害放送義務」(放送法)が課せられているほか、「政見放送」(公職選挙法等)も実施しているなど、極めて公共性が高い。 加えて、地上テレビ放送が政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる分野の重要な情報を間断なく伝え、健全な民主主義社会の発展を支えるとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供して生活に潤いをもたらす、国民に最も身近な基幹メディアであることにも配慮し、引き続き「公共性の勘案」を十分に行うよう、強く要望する。	株式会社東京放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	公共性を十分勘案すべき。 ラジオ放送については、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する勘案要素として①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する、の2点が挙げられている。テレビ放送においても、①では「あまねく(努力)義務」(放送法)、②では「災害放送義務」(放送法)が課せられているほか、「政見放送」(公職選挙法等)も実施しているなど、極めて公共性が高い。 テレビジョン放送の負担額の算定に当たっては、「現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当である」とされている。 また、新使途案2に掲げられている「地上テレビ放送のデジタル完全移行」は周波数有効利用(130MHzの返還)に資する重要事項との観点に立って、この場合においてを含め、これらの「公共性の勘案」が貫徹されるよう強く要望する。 加えて、地上テレビ放送が政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる分野の重要な情報を間断なく伝え、健全な民主主義社会の発展を支えるとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供して生活に潤いをもたらす、国民に最も身近な基幹メディアであることにも、十分に配慮された。 平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針では、「テレビジョン放送局の『a群』に係る金額について、公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定するとされている。 地上テレビ放送の「2011年デジタル完全移行」は極めて重要な国家的事業であり、放送事業者は国に協力して、その確実な実現に向け最大限の取り組みを行っているところである。「時期的な事情」は3年前と何ら変わるところがなく、むしろ今後4年間が完全移行の正念場とも言える。 次期の電波利用料制度においてもこうした「時期的な事情」への配慮を踏襲することが必要であり、現行水準を超える負担額を設定すべきではない。	株式会社南日本放送
52	料額 テレビジョン放送の電波利用料の見直し	テレビ放送の負担については公共性を勘案、配慮が必要。 報告書(案)では、「テレビジョン放送の電波利用料の見直し」に関して、「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当である」とされているが、これは重要な認識であり賛成する。ラジオ局等の扱いについては、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する勘案要素として①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する、の2点が挙げられているが、公共性の観点から放送事業にとって適切な配慮が成されておらず、引き続き維持すべきと考える。テレビ放送においても、①では「あまねく(努力)義務」(放送法)、②では「災害放送義務」(放送法)が課せられている。また「政見放送」(公職選挙法等)も実施しているなど極めて公共性が高い。加えて、地上テレビ放送は、政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる分野の重要な情報を伝え、健全な民主主義社会の発展を支えるとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供することで生活に潤いを与え、国民に最も身近な基幹メディアとして親しまれていることにも、十分に配慮されたい。	山陽放送株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 放送事業の高い公共性を考慮すべき。ラジオ・テレビ放送は基幹メディアであり、政治・経済・社会・文化・教養に関する重要な情報や気象情報・災害情報など国民の安全に直結する情報を伝えている。また、当社は長野県をはじめ主要な自治体と協定を結び災害から県民を守る責務も負っているほか、国民保護法の施行にともない長野県における「指定地方公共機関」にもなっており、有事の際は県民の生命、財産を保護するための措置も義務付けられている。ラジオ・テレビ放送の高い公共性は法令規定に基づくものであり、他の事業者と比べて社会的価値や国民の利益保護の観点から放送事業者のもつ公共性は格段に高いものである。ラジオ放送は、国民生活に必要不可欠かつ、非常災害時等においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担っている。平成17年の電波法改正で利用料は大幅に増額となっている。AM放送の経営環境はたいへん厳しく、ラジオ放送の電波利用料は現状を維持しつつ、あわせて減額措置も検討すべきである。テレビ放送については、報告書(案)に「公共性については携帯事業者も放送事業者も大差は無く、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共性で特別な扱いとはできない」との指摘がなされているが、到底納得できるものではない。公共性を安易に判断すべきではなく、公共性の概念について整理が必要である。	信越放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 放送は地震、台風等の災害時において県民の生命、財産を守る上で必要不可欠な情報伝達手段として極めて高い公共性を有する。単に使用帯域幅と出力だけの論法で電波利用料を決定することなく、公共性に対して最大限の配慮が必要である。	青森朝日放送
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 放送事業の高い公共性を十分勘案すべき。 報告書(案)では「テレビ放送の電波料の見直し」に関して「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」とされているが、これは大変重要な指摘であり賛成である。 「ラジオ局等の扱い」については「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により公共性等による勘案要素として①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命、財産の保護に著しく寄与する、の2点が設定されている。テレビ放送についても、ラジオ放送と同様に公共性はきわめて高く、また国民に最も身近なメディアとして文化の向上に寄与し、社会に活力や安らぎを与えている。放送事業の公共性について、十分配慮されたい。	静岡放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 電波利用料制度における「勘案要素」について昨今、「放送の公共性」に関して様々な議論がなされていますが、「放送の公共性」と通信のそれとは、中味において大きな違いが存在します。「災害報道」「選挙報道」など、不特定多数の人に対して流される情報の中味すべてに責任を負っていることが「放送」の「放送」たるゆえです。基本的には「放送事業の公共性」に関する事情は、従来と変わることなく存在しています。また、2011年7月の地上デジタルテレビ放送の完全デジタル化に向かって、その重要性と価値は、重みを増しているとも言えます。したがって、ラジオ放送と同様テレビ放送も、引き続き電波利用料の「勘案要素」として「放送の公共性」を踏まえることは、適切・妥当な措置と考えます。	朝日放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 今日、地上テレビ放送は、基幹メディアとして、国民に様々な分野の情報を届け、国民の生活になくてはならないものとなっている。弊社においては、災害時には国民の生命、財産を守るべく、どのような状況でも情報を発信できるような設備構築を行ってき、今後もこの考えが変わることはない。 また、放送法で課せられた「あまねく(努力)義務」、そして「周波数の有効利用に資する」といった観点から、2011年7月までという極めて短期間のうちに数十年かけて整備したアナログ放送からデジタル放送に移行すべく、これまでにない集中的な設備投資を行っている。テレビジョン放送の負担額算定においては、この高い公共性、時期的な事情を考慮していただきたい。	東海テレビ放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 基幹メディアとしての地上テレビ放送の公共性について。 放送事業者は地上テレビ放送開始以来50年以上に渡り、報道、教養、文化などあらゆる情報提供を行い、非常災害時には迅速かつ確かな情報提供を行い、国民の安心安全への役割を果たしてきた。また、国民に娯楽を与えると共に、CMを中心に国の経済発展にも大きな役割を果たしてきた。また、情報格差是正のための受信環境整備では「あまねく努力義務」(放送法)に基づき、永年に渡って国の格差是正事業や自治体と協力して受信環境の整備に努力すると共に、公共性の観点から非常災害報道をはじめとする放送番組内容に於いても様々な工夫を行ってきた。 報告書では、公共性について携帯・通信事業者と全く同等との意見が述べられているが、インフラのみを提供する携帯・通信事業者と、インフラと共に提供される情報そのものに大きな意味を持つ放送とはおのずと異なる事を充分ご理解いただきたい。今回の研究会では、この点の議論が全く無く、経済収支的議論に終始しており、放送の社会的役割・影響など基幹メディアに対する国としての基本的方針議論が欠落していることを危惧する。 至近の事例として、放送の公共性をあげれば、直近の「新潟県中越沖地震」での迅速・的確な報道により国民がいち早く状況を把握し、無用な混乱を起こさず、また、全国からの支援など大きな役割を果たしている。仮に放送による正確な情報提供が行われなければ、過去の関東大震災同様の風評により社会的な大混乱を生ずる事は明らかである。 また、国民の安心安全確保の面から食品の安全、老人子供の安全など放送による情報提供、注意喚起で重要な役割を果たしている事は、当然ご理解いただけると思う。 2011年アナログ停波では、デジタル放送がこれまでのアナログ放送エリアで途切れることのないよう受信環境を整備する事は重要であり、放送事業者も最大限の努力を行っているが、従来のアナログエリアの99%まで自動努力により建設しようとしている。自動努力では困難な離島、辺地などについて国の支援をお願いしているところであり、放送事業を単なる営利事業と位置付け、この先50年かけて延々と整備する事は許されない事は充分ご理解戴けると思う。放送の重要性、公共性について再度認識を新たにしていただきたい。	日本テレビ放送網株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 第5章41ページ「公共性等について」 放送事業者には、放送法により「あまねく(努力)義務」、「災害放送義務」が課せられており、テレビ放送についても、こうした公共性に関する事情はラジオ放送と同じであり、電波利用料の勘案要素とするべきである。	日本海テレビジョン放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し テレビ放送の負担には公共性を重視すべき。 報告書(案)では、「テレビ放送の電波利用料の見直し」に関して「負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当」と整理されているが、これは極めて重要な認識であり賛成する。 特にラジオ・テレビ放送の高い公共性は法令規定に基づくものであり、「あまねく(努力)義務」(放送法)、「災害放送義務」(放送法)がそれぞれ課せられている。さらに、民主主義社会を支える「政見放送」(公職選挙法等)も実施しているなど、極めて公共性が高い。これらの中でも、特に本年3月の「能登半島地震」、7月の「新潟中越沖地震」などの大震災における「災害放送」は、放送法の義務をも超えて、経営規模の大小に関係なく最大限の努力を傾注しているところである。さらに地震発生時の「緊急放送」のみならず、その後の「震災からの復興」についても、継続した震災復興を後押ししている。これを「基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共性で特別な扱いとはできない」との指摘があった点については、放送の社会的価値や国民の利益への配慮を欠く暴論であり、到底納得できるものではない。国民に最も身近なメディアとして文化の向上に寄与し、社会に活力や安らぎを与えているこうした放送事業の高い公共性について、引き続き「公共性の勘案」を十分行うよう、強く要望する。	北陸放送株式会社
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供する公共的使命があり、法令に基づく非常時の「災害放送」や民主主義社会を支える「選挙放送」はいうまでもなく、幅広い報道活動を通じて広く国民の間に定着しています。報道は放送事業の核をなす部分ですが、放送事業者はこれによって経済的な利益を直接得ているわけではなく、非営利の事業という側面を持っています。周波数の使用形態は、それぞれの無線システムによって異なり、使用する周波数帯域幅が広いことが必ずしも電波の経済的価値が高いこととは必ずしも考えず、放送は、広いエリア内の視聴者に効率的に電波を届けることを目的としており、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。性格の異なる無線システム間で、単純に周波数使用帯域幅に応じて費用負担を配分するのは適当ではないと考えます。電波利用料負担の見直しに当たっては、放送事業が持つこうした公共的な役割と事業運営の性格について、十分勘案されること強く要望します。	名古屋テレビ放送(株)
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し 基幹放送である地上テレビ放送の公共性を考慮すべき 地上民放は放送法によってあまねく受信できるよう努力する義務、災害時に放送する義務を負うなど高い公共性を有している。今回の見直しに当たってもこれまでどおりこの放送の公共性を考慮したものとしよう願いたい。	讀賣テレビ放送株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	<p>テレビ放送の負担には適切な配慮が不可欠。 報告書(案)では、“テレビ放送の電波利用料の見直し”に関して“負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当”と整理されているが、これは重要な指摘である。</p> <p>・放送事業の高い公共性を十分勘案すべき。 ラジオ放送については、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する電波利用料の勘案要素として、①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命、財産の保護に著しく寄与する、の2点が設定されている。こうした考え方は、国民生活に必要不可欠かつ、非常災害時等においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う放送事業にとって適切な配慮であり、今後も維持すべきである。</p> <p>一方、テレビ放送については、同具体化方針により“テレビジョン放送局の「a群」に係る金額について、公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定する”と明記されている。ここで争がっている“配慮すべき事情”はその後も変わっていないため、次期(2008～2010年)の電波利用料制度においてもこうした方針を踏襲すべきであり、現行水準程度を超える負担額を設定すべきではない。</p> <p>この前提のもとで、テレビ放送の勘案要素を新たに整理するのであれば、ラジオ放送の公共性等に関する勘案要素と同じく、①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命、財産の保護に著しく寄与する、の2点を設定することは適切であり、必要な措置である。</p> <p>ラジオ・テレビ放送のこうした高い公共性は法令規定に基づくものであり、①では「あまねく(努力)義務」(放送法)が、②では「災害放送義務」(放送法)がそれぞれ課せられている。さらに、民主主義社会を支える「選挙放送」(公職選挙法等)も実施している。</p>	日本民間放送連盟
52	料額	<p>ところが研究会において、“公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いとはできない”との指摘があった旨、報告書(案)に記載されている。こうした意見は放送の社会的価値や国民の利益への配慮を欠く暴論であり、到底納得できるものではない。</p> <p>ラジオ・テレビ放送は基幹メディアとして、上述の法令規定はもちろんのこと、政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる分野の重要な情報を間断なく伝え、健全な民主主義社会の発展を支えとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供することにより、国民に最も身近なメディアとして文化の向上に寄与し、社会に活力や安らぎを与えている。こうした放送事業の高い公共性について、あらためて理解を求めたい。</p>	日本民間放送連盟
52	料額	<p>テレビ放送の負担にはその公共性を勘案し適切な配慮(第5章・40～42頁) ラジオ放送については、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する電波利用料の勘案要素として、①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命、財産の保護に著しく寄与する、の2点が設定されており、こうした考え方は、国民生活に必要不可欠かつ、非常災害時等においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う放送事業にとって適切な配慮であり、今後も維持すべきであると考えます。</p> <p>一方、テレビ放送については、同具体化方針により“テレビジョン放送局の「a群」に係る金額について、公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているため、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定する”旨、明記されています。この事情はその後も変わっておらず、次期(2008～2010年)の電波利用料制度においてもこうした方針を踏襲すべきであり、現行水準程度を超える負担額を設定すべきではないと考えます。</p> <p>放送の高い公共性は法令規定に基づくものであり、ラジオ放送の公共性等に関する勘案要素と同じく、テレビ放送でも①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)に関しては「あまねく(努力)義務」(放送法)が課され、②国民の生命、財産の保護に著しく寄与する、事項については「災害放送義務」(放送法)がそれぞれ課せられているほか、民主主義社会を支える「選挙放送」(公職選挙法等)も実施しています。</p>	毎日放送
52	料額	<p>しかし、“公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いとはできない”との指摘が研究会であったと報告書(案)に記載されています。こうした意見は放送の社会的価値や公共的役割、国民の利益への配慮を欠くものであり、納得できません。</p> <p>ラジオ・テレビ放送は基幹メディアとして、上述の法令規定はもちろんのこと、政治・経済・社会・文化・教養などあらゆる分野の重要な情報を常に伝え、健全な民主主義社会の発展を支えとともに、スポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽を提供することによって、国民に最も身近なメディアとして文化の向上に寄与し、社会に活力や安らぎを与え、若者男女を問わず簡単に使えるメディアとして定着し、国民生活を豊かなものとしています。こうした放送事業の高い公共性について理解していただきたいと考えます。</p>	毎日放送
52	料額	<p>2. a群に係る費用の公共性については、携帯電話事業者も放送事業者も差はなく、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは適当ではない。また、時期的な事情は勘案すべきではない。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社
52	料額	<p>(修正案) 第5章 電波利用料の料額の在り方 第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し(P41) a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて分配するべきである。例えば、携帯電話事業者は266MHz(携帯電話からの上り周波数、基地局からの下り周波数の合算)、テレビジョン放送事業者は、370MHz(放送局からの下り周波数のみ)の数値を使用しているため、これらの幅に応じた配分が行われる必要がある。</p> <p>また、負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情を踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当であるが、これは使用周波数帯域幅とは別の要素として明確な形で行う必要がある。テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは不適当であるため、使用周波数帯域幅に応じて分配することが適当である。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社
52	料額	<p>使用周波数帯域幅とは別に公共性等を勘案することについては、適当ではないと考えます。報告書(案)記載「放送事業者から、テレビジョン放送については公共性を勘案すべきとの意見が出されたが、これに対しては、公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いとはできないとの指摘もなされた」(報告書(案)P41)ように、携帯電話においても緊急通報等非常災害時のライフラインの役割を果たし公共性を有していることから、必ずしも放送だけが公共性があるとは言えないと考えます。現在、携帯電話事業者は公共性が勘案されておらず、一方で放送事業者において算定帯域幅は公共性等が勘案され使用周波数帯域幅の約1/60となっておりますが、原則に則れば携帯電話事業者もラジオ局等を含めた放送事業者も公共性等を勘案するべきではないと考えます。</p> <p>また、「時期的な事情」を踏まえ中期的な視点を加味する考え方は、具体的に明示されておらず、かつ、定義が明確ではなく曖昧であると考えます。従って、a群に係る費用の公共性については、携帯電話事業者も放送事業者も差はなく、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは適当ではないと考えます。また、時期的な事情は勘案するべきではないと考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社
52	料額	<p>携帯電話事業者に比べて、放送事業者の電波利用料負担が少ないとの認識や意見が示されていますが、それぞれの無線システムの特性を踏まえるべきと考えます。例えばP7に「携帯電話事業者等の負担割合が全体の8割強となっている」というくだりがありますが、「携帯電話事業者等」の「等」の部分が重要と考えます。携帯電話事業者が80%の負担をしている」という主張がありますが、この点は納得のいかない点です。正確には携帯電話事業者が真に負担している部分は自らが設置する基地局等に絡む電波利用料であり、包括免許人というのは、加入者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられているものであって、この違いが明確に分かるような表現を希望します。本報告書(案)には参考として、「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が添付されていますが、こうした比較を行う場合は、携帯電話事業者自らが設置する基地局等の負担分と放送事業者が自ら設置する送信所等の負担分を比較対象としないと、公平性、客観性を欠くと考えます。</p>	(株)テレビ朝日
52	料額	<p>2. 報告書(案)の添付資料 参考3について参考3「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較について」のⅧまとめ2において、「比較の結果、携帯電話産業の方が、その産業規模に比して電波利用料を多く支払っていることが判明した。」とされているが、無線システムの特性や固有の事情を無視した議論であり、納得できない。携帯電話システムでは、携帯電話事業者が自ら設置する基地局等の電波利用料に加え、加入者(国民)が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられており、後者は契約料金を通して国民が広く負担する仕組みとなっている。一方、放送システムでは、放送事業者が自ら設置する送信所に電波利用料がかかる仕組みは同じだが、視聴者(国民)が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用であり、無線局ではないため電波利用料はかからない。従って、こうした比較をおこなうのであれば、その前提となる商業界における電波利用料は、携帯電話業界については事業者が自ら設置する基地局分の負担とし、放送業界については放送事業者が自ら設置する送信所等の負担分としなければ公平性・客観性を欠くと考える。</p>	(株)東日本放送

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	<p>1. 負担の公平性については、携帯電話と放送の無線システムとしての特性を考慮して検討すべき(第2章・20頁、第5章・41頁)</p> <p>報告書(案)は「電波利用料見直しの背景」の項で、「依然として携帯電話事業者への歳入依存度が高い」とし、受益と負担のバランスの検討項目に「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を特筆して、「携帯電話事業者：放送事業者」の構図を描いている。</p> <p>また、添付された参考3を根拠に「携帯電話業界の電波利用料の負担額が放送業界に比べて非常に多い」といった、比較が展開されている。しかしながら、これは無線システムとしての特性によるものであり、携帯電話システムでは事業者が設置する基地局等と加入者(国民)が購入する携帯電話端末のすべてが無線局として電波利用料を負担する仕組みであるのに対し、放送システムでは、放送事業者自ら設置する送信設備等に電波利用料は掛かるが、視聴者(国民)が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用であるため電波利用料がかからないという違いがある。こうした電波利用料の比較が必要であるなら、携帯電話業界における契約者負担分を除くべきで、基地局等の事業者負担分(平成19年度予算で約156億円)と放送業界の負担額全体である約44億円(FPU、STLなど放送業務用を含む)を比較すべきであり、その場合、両業界の産業規模に対する負担比率に有意な差は見られない。</p> <p>本来、電波利用料制度は産業規模に対する負担比率等を直接反映して料額を決めるべきではないが、こうした誤った或いは誤解を生む添付資料をもとに、「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を課題として掲げることは納得できない。</p>	アール・ケービー毎日放送株式会社
52	料額	<p>(報告書案 参考3 放送業界と携帯電話業界における電波利用料を比較した場合、産業規模に対する負担率において携帯電話業界が多いという指摘について)</p> <p>放送業界と携帯電話業界との無線システムの特徴と固有のシステムが考慮されておらず納得できない。携帯電話システムは携帯電話事業者自らが設置する基地局にかかる電波利用料に加え、加入者が購入した携帯電話端末にも電波利用料が課せられており、公平性に欠けるものとする。研究報告書(案)は、この両者の合算と放送業界が負担する放送局の電波利用料とを比較し議論されており、公平性に欠けるものとする。</p> <p>両業界が自ら所有する基地局ベースでの電波利用料を比較すると、携帯電話業界は約156億円(平成19年度予算)であり、放送業界は約44億円(放送局、固定局、移動局)となり、両業界の産業規模から比較すると同等と考えられる。</p>	株式会社 テレビ熊本
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者を比較する際には、無線システムの特性や固有の事情を考慮すべき。</p> <p>報告書(案)の参考3として、「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が添付されているが、「両業界における電波利用料を比較検証した結果、携帯電話の産業規模に対する電波利用料額の負担比率が放送に比べて多い」とされているが、無線システムの特性や固有の事情を無視した議論であり、納得できません。</p> <p>携帯電話システムでは、携帯電話事業者が自ら設置する基地局等の電波利用料に加え、加入者(国民)が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられており、後者は契約料金を通じて国民が広く負担する仕組みとなっています。一方、放送システムでは放送事業者が自ら設置する送信所等に電波利用料がかかる仕組みは同じですが、視聴者(国民)が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用であり、無線局ではないため電波利用料はかかりません。したがって、こうした比較を行うのであれば、その前提となる両業界における電波利用料は、①携帯電話業界については事業者が自ら設置する基地局等の負担分とし、②放送業界においては放送事業者が自ら設置する送信所等の負担分(固定・移動局を含む)としなければ公平性・客観性を欠きます。これを踏まえてデータを再検証すると、上記資料の記述と異なり、両業界の産業規模に対する電波利用料額の負担比率は同等とするのが、妥当な考え方であります。</p>	株式会社エフエム大阪
52	料額	<p>参考③について。</p> <p>放送事業者と電気通信事業者を比較論じる時には、無線システムの特性及び固有の事情を更に掘り下げて議論されるべきであり、例えば携帯端末を購入時、或は契約時に電波利用料が課せられておりますが、一方でテレビ・ラジオ受信機は受信専用なので電波利用料が課されていないという現状があります。このような相違点も議論のなかに組み込んでいただきたいと思います。</p>	株式会社さくらんぼテレビジョン
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者の利用料支払額の比較は無意味である。</p> <p>公共性を持った事業者の経済指標による利用料支払額の比較など、もともと無意味といわざるを得ないが、あえて比較するのであれば、正しいデータに基づいた比較をしていただきたい。産業規模に対する利用料額の負担比率において、携帯電話事業者のほうが放送事業者より大きいとされた資料があるが、この提出された資料はデータの扱い方が不適切であると考えられる。携帯電話事業者の支払額の中には携帯端末を持っている個人が支払うべき電波利用料が含まれている。これは携帯電話事業者が個人から預かった利用料を本人に代わって納めているだけで、実際に携帯電話事業者が支払っている利用料は携帯電話事業者がまとめて支払っている額の30%に満たない。それを全額携帯電話事業者が支払っているという設定で比較をしている。これは預かり消費税を含めて売上げを計上しているかのごときである。また放送事業者が支払っている額は移動局や固定局の利用料約6億円が別途あるが、これを含めずに計算している。このような客観性、妥当性に疑問のある資料に基づいて比較されるのは心外である。携帯端末の電波利用料支払額を除き利用料負担比率を比較するのが妥当であり、その場合はほぼ同等であると考えられる。</p>	株式会社テレビ東京
52	料額	<p>携帯電話事業者に比べて放送事業者の電波利用料負担が少ないとの意見の一部があるが、携帯電話では携帯電話事業者が自ら設置する基地局等の電波利用料とは別に、加入者が携帯電話端末購入時に支払う契約料に含まれる端末の電波利用料が加えられており、一緒に比較すべきではない。</p>	株式会社宮崎放送
52	料額	<p>第2章第1節「1 電波利用料制度をめぐる環境の変化」において、「依然として携帯電話事業者への歳入依存度が高い」とし、「2 受益と負担バランス(ロ)使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」の必要性を明示している。</p> <p>加えて、「参考3 携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が添付され、携帯電話業界がその産業規模に比して電波利用料を多く払い「周辺産業を含めた市場規模に対する支払比率の観点でも、7.3倍の格差が観測された」とまとめている。</p> <p>しかし、これは無線システムの仕組や固有の条件に目隠しをした論評で、著しく公平性を欠いており、有識者の判断を誤らせかねず看過することはできない。</p> <p>携帯電話は、事業者が設置する基地局等の無線施設に係る電波利用料に加え、加入者が購入した携帯電話端末そのものも無線局であると定められている。よって、電波利用料総額のうち、契約料金を通じて契約者から徴収する仕組みができあがっている。</p> <p>一方、放送は事業者が設置する送信施設等にかかるという点は、携帯電話と同じであるが、利用者(視聴者)が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用で、無線局ではないと認識されており、電波利用料は発生しない。</p> <p>従って、両者の電波利用料を比較するのであれば、携帯電話事業における契約者負担分を除いた、基地局等の事業者負担分(平成19年度予算では約156億円)だけを放送業界の負担額全体である44億円(固定局、移動局等の放送業務用を含む)と比較すべきである。この観点で両事業者間の産業規模に対する負担比率をみると資料に示された格差は存在しない。</p> <p>提示資料によっては、状況に誤解を生じさせるばかりか、結果的に誤った判断を誘導しかねず、「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を課題に掲げる自体、政策意図が透けて見えて到底納得できるものではない。</p>	株式会社山陰放送
52	料額	<p>本資料は、携帯電話事業者が負担する電波利用料の中に携帯電話の端末分が含まれているために、このような結論になると考えられます。</p> <p>民間放送においてもCM料は最終的に製品に追加されて視聴者が支払う形にはなりますが、視聴と消費は直接結びつけることができないこと、電波を発することで成り立つ携帯電話と、単に受信するだけのテレビを同じように扱うことには無理があることから、携帯電話端末の電波利用料を全て計算の中に含めることは納得し難いものがあります。</p> <p>この資料は今後の負担額算定の際に重要な要素になると考えられますので、資料の扱いを再考していただくよう要望いたします。</p>	株式会社秋田放送
52	料額	<p>利用料負担の比較については、携帯電話事業者及び放送事業者が持つシステムの特性の違いを十分考慮し検討すべき。</p> <p>携帯電話システムでは、その事業者が自ら設置する基地局等の電波利用料に加え、加入者(国民)が購入した全ての携帯電話端末に無線局としての電波利用料が課せられる。この携帯端末に掛かる電波利用料は加入者である国民が契約料金を通じて負担する仕組みである。</p> <p>放送システムでは、放送事業者が自ら設置する送信所等に電波利用料が掛かる仕組みは同じだが、視聴者(国民)が購入するテレビ・ラジオの受信機には無線局ではないため電波利用料は掛からない。</p> <p>このように無線システムの特性の違いを十分に考慮せずに携帯電話事業者の電波利用料額の負担比率が多いとの議論は適切とは言えない。</p> <p>仮にこのような比較が必要であるならば、国民が負担する携帯電話端末は除外し、携帯電話事業者が自ら設置する基地局等負担分と放送事業者が自ら設置する送信所等の負担分を比較すべきである。</p>	株式会社新潟放送

章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者を比較する際には、無線システムの特性や固有の事情を考慮すべき。</p> <p>報告書(案)の参考3として、「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が添付されており、「両業界における電波利用料を比較検証した結果、携帯電話の産業規模に対する電波利用料の負担比率が、放送に比べて多い」とされているが、無線システムの特性や固有の事情を無視した議論であり、納得できない。携帯電話システムでは事業者が設置する基地局等と加入者(国民)が購入する携帯電話端末のすべてが無線局として電波利用料を負担する仕組みであるのに対し、放送ではラジオ・テレビ、録音器等の受信機は受信専用で電波利用料がかからないという、無線システムの違いがある。従って、こうした比較を行うのであれば、携帯電話業界における契約者負担分を除いて基地局の事業者負担分だけを、放送事業者の負担額全体と比較すべきであり、その場合、両業界の産業規模に対する電波利用料額の負担比率は同等とするのが、妥当な考え方である。</p>	株式会社大分放送
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者を比較する際は、無線システムとしての特性に配慮すべき。</p> <p>携帯電話事業者は、266MHz、テレビ放送事業者は370MHzを使用しているため、これらの幅に応じた配分がおこなわれる必要があると書いてあるが、無線システムとしての特性の違いを考慮していない意見である。</p> <p>携帯電話システムは、通信システムであり、266MHzの帯域が加入数・事業収入につながっている。電波利用料を無線局利用者個人が負担すること、携帯利用者の通話料に組み込むことができる事業特性を有している。設備規模(基地局数)についても帯域(無線チャンネル数)についても、大都市・過疎地、需要に応じてそれなりに配置することができる。</p> <p>テレビ放送は、専らただ1つの番組を最低限必要な6MHzの帯域で視聴者に届けている。不採算地域においても同じ帯域6MHzが必要である。災害放送義務やあまねく(努力)義務のもと公共性の観点から総体として370MHzが用意されているのであって、収入とは運動しない。従って、帯域での比較が必要であるなら、事業特性を配慮して 266/事業者数:6 と考えるのが妥当である。</p> <p>本来、電波利用料制度は、単純な帯域比較や或いは誤解を生む添付資料をもとに、「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を課題として掲げることが納得できない。</p>	株式会社南日本放送
52	料額	<p>放送事業者と携帯電話事業者を比較するにはそれぞれの特性の違いにも配慮して検討すべき。</p> <p>報告書(案)の参考3には携帯電話業界と放送業界を比較して、携帯電話業界の電波利用料負担額が放送業界に比べて15.2倍、産業規模を反映しても7.3倍多く支払っているとの記述があるが、これは両者の特性を無視した議論で納得できない。</p> <p>携帯電話事業者は自ら設置する基地局等の電波利用料に加え、国民が購入した携帯電話端末のすべてが無線局として電波利用料を負担する、という国民が広く負担する仕組みとなっている。これに対して放送事業者では、国民が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用であり無線局でないため、制度上電波利用料はかからない。</p> <p>仮にこうした比較をするなら、携帯電話事業者は事業者負担分(平成19年度予算で約156億円)だけを、放送事業者の負担額(同約44億円、固定、移動を含む)と比較すべきである。その場合、両業界の産業規模を反映すると両社の負担額がアンバランスとは言えない。</p>	静岡放送株式会社
52	料額	<p>携帯電話事業者に比べ、放送事業者の電波利用料負担が少ないとの認識や意見が一部にある。携帯電話システムでは、加入者(国民)が購入した携帯電話端末にも電波利用料が課せられているが、これは契約料金を通して国民が広く負担しているものと捉えるべきである。携帯電話事業者と放送事業者の電波利用料負担を比較する場合には、端末に掛かる電波利用料を差し引かなければ公平性・客観性を欠く。</p> <p>そもそも、報告書(案)では、「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が参考3として添付されているが、電波利用料制度の性質からこうした産業規模との比較自体、適切な議論とは言えない。しかも、データの客観性・妥当性について十分な議論がないまま、こうした資料を報告書(案)に添付することは容認できない。</p>	東海テレビ放送株式会社
52	料額	<p>「原則として、使用周波数帯域幅に応じて負担すべきだ」としているが、以下の理由により2010年までの間は特例措置として放送事業者の電波利用料の負担を現行水準に留めるべきであるとする。</p> <p>・公平な負担のあり方を検討する際、携帯電話事業者と放送事業者のビジネスモデルの違い、固有事情を考慮すべき。</p> <p>電波利用料負担の公平性を図る観点から、携帯電話事業者と放送事業者の負担割合の是正が一部で議論されている。</p> <p>確かにテレビ局のトータル使用周波数帯域幅370メガヘルツは、携帯事業者の266メガヘルツより広い。しかし、テレビジョン放送は無料放送であり、携帯電話事業者のビジネスモデルである携帯端末を利用する者から電波利用料を徴収するシステムとは明らかに異なる。</p> <p>電波利用料の負担割合を論ずるのであれば、放送法により全国津々浦々「あまねく」を基本として普及させる義務(努力)がある放送の使用周波数帯域幅に対して、携帯電話事業者が自ら設置する基地局等の使用周波数帯域幅と単純比較することが妥当であり、加入者が購入した携帯端末から徴収する電波利用料は除外して比較検討すべきである。</p> <p>広く端末の利用者から徴収する、ある意味税金的な性格の利用料と放送事業者という公共性を義務付けられた企業からの利用料を比較することは公平性・客観性を著しく欠いている。</p> <p>つまり、携帯電話事業者と放送事業者を単純に料額あるいは使用周波数帯域のみから比較することやビジネスモデルを無視した誤解を生むようなデータを基にした議論には到底納得できない。</p>	東北放送株式会社
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者の電波利用料負担の比較。</p> <p>携帯電話事業者の電波利用料負担は、加入者の携帯端末にも課せられており、金額を携帯電話事業者が負担しているわけではない。放送事業者との負担を比較するなら、放送事業者と同様に自ら設置する送信設備の電波利用料負担を比較すべきである。この比較においては、報告書にあるような大きな差にはならない。算定の基準が誤っており、まずは正しい算定に修正すべきである。</p> <p>更に、電波利用料負担を直接的に産業規模と比較すること自体、電波利用料の本来の趣旨と異なる上に、算定基準が十分検証されない外部の報告書を研究会報告書に添付することは避けるべきである。</p> <p>電波の放送利用については、国会法にも示されているように、国民に与える社会的影響の大きさ、民主主義の根底にも関わる重大な問題でもあり、産業論のみで論ずるべきではなく、省庁横断的な検討を行うと同時に国会審議で議論を尽くした上で決定すべきである。</p>	日本テレビ放送網株式会社
52	料額	<p>携帯電話事業者と放送事業者を比較する際には、無線システムの特性や固有の事情を考慮すべき。</p> <p>携帯電話事業者に比べ、放送事業者の電波利用料負担が少ないとの認識や意見が一部にあるが、これは無線システムの特性や固有の事情を無視した議論であり、納得できない。</p> <p>携帯電話システムでは、携帯電話事業者が自ら設置する基地局等の電波利用料に加え、加入者(国民)が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられており、後者は契約料金を通して国民が広く負担する仕組みとなっている。一方、放送システムでは、放送事業者が自ら設置する送信所等に電波利用料がかかる仕組みは同じだが、視聴者(国民)が購入するテレビ・ラジオ受信機は受信専用であり、無線局ではないため電波利用料はかからない。</p> <p>従って、両業界における電波利用料を比較するのであれば、①携帯電話業界については事業者が自ら設置する基地局等の負担分(平成19年度予算で約156億円)とし、②放送業界については放送事業者が自ら設置する送信所等(同・放送事業者全体で約44億円、固定・移動局を含む)としなければ公平性・客観性を欠く。</p> <p>さらに報告書(案)では、「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が参考3として添付されており、「両業界における電波利用料を比較検証した結果、携帯電話の産業規模に対する電波利用料額の負担比率が、放送に比べて多い」とされている。</p> <p>本来、電波利用料制度は、電波の経済的価値を料額に直接反映するものではなく、こうした産業規模との比較自体、適切な議論とは言えない。しかも、データの客観性・妥当性について十分な議論がないまま、こうした資料を報告書(案)に添付することは軽率と言わざるを得ず、賛成できない。仮にこうした比較を行うとしても、上述のとおり国民が負担する携帯電話端末を除外して考えるべきであり、その結果は報告書(案)の記述とは異なり、両業界の産業規模に対する電波利用料額の負担比率は同等とするのが、妥当な考え方である。</p>	日本民間放送連盟
52	料額	<p>公平な負担の在り方は、携帯電話と放送の無線システムとしての特性の違いにも配慮して検討すべき。</p> <p>報告書(案)は「電波利用料見直しの背景」の項で、「依然として携帯電話事業者への歳入依存度が高い」とし、受益と負担のバランスの検討項目に「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を特筆して、「携帯電話事業者・放送事業者」の構図を描いている。</p> <p>また、その根拠として参考3が添付されているが、そこでは「携帯電話業界の電波利用料負担額が放送業界に比べて15.2倍、産業規模を反映しても7.3倍」といった、誤った比較が展開されている。</p> <p>こうした差は、携帯電話システムでは事業者が設置する基地局等と加入者(国民)が購入する携帯電話端末のすべてが無線局として電波利用料を負担する仕組みであるのに対し、放送ではラジオ・テレビ、録音器等の受信機は受信専用で電波利用料がかからないという、無線システムとしての特性の違いによる。</p> <p>仮にこうした比較が必要であるなら、携帯電話業界における契約者負担分を除いて基地局等の事業者負担分(平成19年度予算で約156億円)だけを、放送事業者の負担額全体である約44億円(FPU、STLなど放送業務用を含む)と比較すべきであり、その場合、両業界の産業規模に対する負担比率に有意な差は見られない。</p> <p>本来、電波利用料制度は産業規模に対する負担比率等を直接反映して料額を決めるべきではないが、こうした誤解を生む添付資料をもとに、「使用帯域幅に見合った放送事業者の電波利用料の見直し」を課題として掲げることが到底納得できない。</p>	北陸放送株式会社
52	料額	<p>報告書(案)には「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」が添付された上で、携帯電話事業者に比べて、放送事業者の電波利用料負担が少ないとの認識や意見が示されています。しかし、それぞれの無線システムの特性や固有の事情を無視した議論といわざるをえません。</p> <p>携帯電話システムは、携帯電話事業者が自ら設置する基地局等の電波利用料に加え、加入者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられ、後者は契約料金を通して広く国民が負担する仕組みです。一方、放送システムでは、放送事業者が自ら設置する送信所等に電波利用料がかかる仕組みは同じでありながら、視聴者が購入する受信機(テレビ・ラジオ)は受信専用で無線局でないため電波利用料がかかりません。</p> <p>したがって、例えばP7の「携帯電話事業者等の負担割合が全体の8割強となっている」というくだりや「携帯電話事業者が80%も負担をしている」という主張は合理性を欠くものといわざるをえません。正確には携帯電話事業者が真に負担している部分は自ら設置する基地局等に絡む電波利用料であり、包括免許人というのは、加入者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられているものであって、この違いが明確に分かるような表現を要望します。</p> <p>添付の「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」についても、こうした比較を行う場合、携帯電話事業者自らが設置する基地局等の負担分と放送事業者が自ら設置する送信所等の負担分を比較対象としないと、公平性・客観性を欠くと考えます。</p>	名古屋テレビ放送(株)

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	公共性の観点からの勘案要素が検討されていますが、勘案措置についてコメント致します。 通信・放送事業者はインフラ整備に膨大な初期投資が伴うビジネスモデルであり、新規参入事業者にとって、サービス開始当初は重い負担を背負いながら、既存事業者と競い合い、事業立ち上げに当たることとなります。 そこに、多大な電波利用料を負担する急激な変更は、事業計画の大幅な見直しとなります。特に、サービス開始間もなくで、経営基盤が安定していない新規参入事業者にとっては、対応する術が備わっておらず、事業立ち上げシナリオ、資金調達計画等の抜本的な見直しに迫られ、経営に甚大な影響を与えることとなります。 新規参入者を積極的に呼び込み、競争原理の導入を図ることが社会的にも求められている中、累積損失を抱えている新規参入事業者に対しては、新規参入事業者育成の観点から、勘案措置を考慮すべきと考えます。 公共性の観点以外に、新規参入事業者へ配慮する勘案措置の検討が必要と考えますので、宜しくお願い致します。	株式会社東芝
52	料額	テレビジョン放送の電波利用料の見直し	「u-JAPAN」政策に呼応し、弊社も2006年6月から、地上デジタル波による放送をスタートさせました。当初は親局1局、アナログ波受信世帯(約38万世帯)に対するカバー率は約44%に過ぎませんでしたが、順次、中継局の整備を進めた結果、07年度末には同97%に達する見込みです。今後も11年7月のアナログ停波へ向け、カバー率100%をめざし努力を重ねる所存です。一方で、弊社のデジタル関連経費は伝送・送出・制作部門を合わせ約45億円と年度平均の売上高(約40億円)を上回り、財政運営に重大な影響を及ぼしております。業務の見直しなどによって経費節減を図るなど自助努力に努めてはおりますが、人口120万人に民放4局が存立し、CM費の地区投下率が60台前半(全国平均を100)という厳しい経営環境もあって、弊社は06年度決算で経常利益が9495万円の赤字を計上してしまいました。加えて、05年度からは年間4億~5億円の減価償却費も発生しており、06年度から10年度までの4期連続で経常赤字が見込まれております。	株式会社山形テレビ
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	国、地方公共団体等が開設する無線局については、現在、電波利用料の徴収免除等の特例措置が設けられているが、これを見直し、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」とする報告書案の考えは妥当である。	(社)日本経済団体連合会
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	「国等の無線局についても、電波利用料負担が原則として行われるべきと考えられる。」および、P.45「独立行政法人、国立大学法人においては、電波利用料を減免なく負担するものとするのが妥当と考えられる。」との結論については、徴収を「早期に実現」すべきと考えます。	KDDI株式会社
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	「国等の無線局の電波利用料負担を求めることが必要」とについては賛意を表します。 国民の安心・安全に不可欠なもの、危機管理に要するものなど真に公共性の高いものについては従来通り免除は当然のこととしても、独立行政法人、国立大学など、精査し、再検討が必要と思います。	個人 (社)消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	国等の無線局も、電波利用料負担が原則として行われるべきと考えます。ただし、消防無線等の国民の生命、身体等の保護に係る極めて公共性の高い一部の無線局に関しては、引き続き減免措置があることは理解します。	ジェイサット株式会社
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」との考えに配慮しつつ、現在、電波利用料の減免を受けている国等の機関についても減免の範囲を見直すとの、報告書案の結論に賛同いたします。	株式会社ウィルコム
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	国の事業を引き継いだ独立行政法人、国立大学法人の電波利用料の減免措置の廃止については研究会報告書(案)に賛同します。 なお、減免措置が廃止される独立行政法人、国立大学法人以外の国の無線局についても民間との負担の公平性を担保する観点から一定の負担を要するよう見直しが必要と考えます。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	国等の無線局における「真に高い公共性」の定義は明確ではなく、本当に「真に高い公共性」を有しているのであれば国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	(修正案) 第5章 電波利用料の料額の在り方 第3節 国等の無線局の電波利用料負担(P44) 国等の無線局についても、電波利用料負担が原則として行われるべきと考えられる。ただし、国等について、他の無線局とは異なる要素があるのであれば、これについて考慮すべきなのかも知れない。(略)規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)においても指摘されているように、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」とについては、一定の配慮をすることは適切を欠くものではない国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきであると考えられる。	ソフトバンクモバイル株式会社
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合」は減免の対象とされていますが、具体例として「非常時の国民の安心・安全を直接の目的とした無線局」とされているのみで、「真に高い公共性」の定義は明確ではないと考えます。 また、本当に「真に高い公共性」を有しているのであればその電波利用に関わる費用である電波利用料は、結果的に他の電波利用者の負担となる「減免」という方法ではなく国庫による負担を行い、かつ他の予算と電波利用料が区別できるように、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきであると考えます。そのようにすることにより、「真に高い公共性」の事業を政府で行うべきものかその他の主体に委ねるべきものであるかの検討にも資することができるものと考えます。 このように、国等の無線局における「真に高い公共性」の定義は明確ではなく、本当に「真に高い公共性」を有しているのであれば国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきであると考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
53	料額	<p>第5章 第3節 45頁</p> <p>「例えば、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局について電波利用料を免除又は減額することは、この考え方に整合すると考えられる」 「減免の対象となる無線局については、今後も電波有効利用努力を觀察していくことが必要であり、ピーク、オフピークでの電波の利用の柔軟性ができていない状況においても、少なくともオフピークでの電波有効利用がなされるよう努力が行われる必要があると考えられる。」 ・電波利用料を減免する無線局の一例として、「非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局が挙げられていますが、これは災害時等に使用される非常用無線局等を指すものと解される記述となっています。」 しかし、重大事故等の非常事態の発生を未然に防止することを目的とした航空保安用無線局については、当該無線局が存在しない場合、直ちに国民の生命を危険にさらすこととなります。また、国際電気通信連合(ITU)の無線通信規則(RR)において定義付けられている安全通信「Safety Service」を行っている無線局については、国際的にも使用周波数帯域の優先保護をすべきとされており、これらも「真に高い公共性」を有していると解されます。このように、減免対象となる無線局は報告書案の例示に止まらないことから、「真に高い公共性」を有する無線局の内容を明確に示すべきと考えます。 「オフピークでの電波有効利用がなされるよう努力」には、前述のような非常用無線局を専ら電波の有効利用を図るという観点から、平常時に異なる目的で利用すること等があると考えられます。 「真に高い公共性」の条件として、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とすることが付された場合において、非常用無線局を平常時に別目的で使用するという電波の有効利用努力を要因として、無線局の目的が非常用ではないとされ、「真に高い公共性」が認められないと整理される虞れがあります。よって、「オフピークでの電波有効利用がなされるよう努力」により、無線局本来の目的の取扱が変更されるものではない旨の記述を追加すべきと考えます。</p>	国土省 航空局 管制保安部
53	料額	<p>第5章 第3節 45頁</p> <p>「船舶、航空に関する国際協定の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも妥当性を欠くものではないと考えられる。」 ・航空保安用無線局は、国際協定等や通信の相手方との国際的な協調の必要性といった外的要因から要件が決まっており、自国の都合のみで直ちに無線システムを変更できません。 よって、電波利用料の徴収によるインセンティブが現実的に殆ど働かないことは明らかであり、減額ではなく全額免除とすべきと考えます。</p>	国土省 航空局 管制保安部
53	料額	<p>「非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局」とは、真に高い公共性を有するだけでなく、自然災害が発生又は発生するおそれがある場合に、政府や地方公共団体の人命救助、災害救援等の災害対応において不可欠な無線局であると認識しており、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」に照らしても電波利用料は免除されるべきと考えます。 また、5月9日付の意見書のとおり、全ての災害対応の根幹となる自然現象の監視、防災情報の伝達は広く国民の生命・財産を守るために不可欠であります。したがって、これらに必要な無線局による電波利用(気象レーダー、気象衛星、震度計、火山監視装置等)は上述免除対象に該当すると考えます。 ・国等の無線局の電波利用料負担は、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」のとおり電波の有効利用努力の促進手段として必要とされており、研究会意見のとおりインセンティブが働くことを十分に検証すべきであるとします。 このことについて、第4回研究会における意見陳述のとおり、気象レーダー、気象衛星、震度計、火山監視装置等は電波利用以外の方法を採用せず、これらの整備計画及び予算の事情から、利用料の徴収が電波の有効利用に資する新技術の導入を遅らせることになりかねないと考えます。 ・国民の安全・安心を目的とした無線局においては、電波利用料資源拡大のための研究成果を受け、その整備において限られた予算の範囲で最大限の利用努力(狭帯域化技術等の導入、整備)がなされていると認識しております。つまり、資源拡大のためには、研究開発のみならず、実際に費用対効果を踏まえた導入・整備が重要と考えます。</p>	気象庁
53	料額	<p>平成19年6月22日付閣議決定「規制改革推進のための3か年計画」においては、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求める」とされ、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合には、電波利用料の負担を求めない」との趣旨が明確に理解されているところ、およそ警察が開設している無線局については、下記のとおり当該条件を十分に満たしていることから、そもそも負担を求められないものと理解しています。 なお、報告書案では、閣議決定の内容について「一定の配慮をすることは適切を欠くものではないと考えられる。」(45頁3行目)とされていますが、閣議決定については、一定の配慮をすれば足りるものではなく、政府全体として遵守すべき事項であることから、このような記述は不適切であると考えます。</p> <p>記</p> <p>1 真に高い公共性を有していることについて 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としています。警察が開設している各種無線局は、すべて警察の責務を的確かつ迅速に遂行するために</p> <p>2 電波の有効利用努力を十分に行っていることについて 警察においては、個人の生命、身体及び財産の保護、交通の取締などのために必要最小限の無線局を整備しており、例えば、移动通信システムにおいて、昭和40年代からナロー化、昭和58年度からデジタル化を開始し、さらに平成14年度には狭帯域デジタル通信方式を導入するなど、先進技術の導入により、積極的に電波の有効利用に努めています。 以上のとおり、警察では、電波の有効利用努力を十分に行っていると考えております。</p>	警察庁
53	料額	<p>規制改革推進のため3か年計画(平成19年6月22日)閣議決定において示された国等の電波利用料負担の考え方において、報告書(案)では、「真に高い公共性を有するサービス」の例示として、「例えば、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局については電波利用料を免除又は減免する」との記述がなされています。 しかしながら、防災業務においては、被害の発生を未然に防ぐ予防段階からの対応が重要であり、非常時だけでなく、予防段階も含め、「国民の安全・安心を直接の目的とした無線局」については、現行どおり、免除対象とすることが妥当である。</p>	国土交通省道路局道路交通管理課
53	料額	<p>1. 「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」とありますが、国土交通省の水防道路用無線局については、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っていると考えております。先日の、平成19年新潟県中越沖地震をはじめ、国内では地震、台風、豪雨や豪雪等国民の安全・安心を脅かす自然災害が頻発しております。自然災害の軽減を図るためには、災害発生時における河川や道路等の施設の状況に関する情報の迅速な収集・提供が極めて重要であります。例えば、水位の計測は、警戒や避難、水防活動にとって必要不可欠であり、また、雨量の計測は、斜面が崩落する前に通行止めの措置を講ずるために必要不可欠であります。このように、利用者の安全を確保するための重要な判断のために開設している水位・雨量テレメータやレーダ雨量計、放流警報、移動体通信システム、ヘリコプター画像伝送システム、多重無線回線等の水防道路用の無線局は、地震や水害、道路災害などの自然災害から人命、財産を守る必須のものであります。 よって、これらの無線局は、まさに真に高い公共性を有しており、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局であると考えております。 なお、電波の有効利用努力を十分に行っている場合は、①実質的に電波以外の他方式では代替できないと考えられ、かつ、②デジタル化や狭帯域化等の努力を行っている場合であると考慮しております。 水防道路用の無線局は、耐災害性や広域観測性等の特性から電波を利用しており、実質的に他方式では代替できないと考えられ、また、デジタル化や狭帯域化等の努力を行っており、電波の有効利用努力を十分に行っていると考えております。 以上により、国土交通省の水防道路用の無線局については、電波利用料免除が適当と考えております。 2. 「少なくともオフピークでの電波有効利用がなされるよう努力が行われる必要があると考えられる」とについては、災害対策のための無線局については、ピーク時に確実に利用することを目的とした無線局であり、そもそもオフピークでの利用率は低いと考えております。</p>	国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室
53	料額	<p>「第5章 電波利用料の料額の在り方」 第3節 国等の無線局の電波利用料負担 について</p> <p>「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求める」とされていることに開し、海上保安庁所属の無線局につきましては、下記のとおり考えております。(平成19年5月意見提出のとおり) 判断に際しましては、当該無線局の運用実態、開設目的等を勘案する必要があります。</p> <p>1. 真に高い公共性を有していることについて 海上保安庁は、「海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため(海上保安庁法第1条第1項)」に設置され、「法令の海上における履行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務(海上保安庁法第2条第1項)」としています。 当庁が管理する無線局は、当庁に所属する巡視船艇等や航空機に開設している局、陸上に開設している局、携帯無線機として開設している局などがありますが、すべて海難救助や海上における犯罪の予防及び鎮圧、航行船舶への情報提供、船舶交通規制、海底火山や津波の観測などを行うものであり、また電波を使用した航路標識(電波標識)及び航路標識の監視を行っている無線局についても、前記のとおり海上の安全及び治安の確保を図るという当庁任務を迅速に遂行し、海上における人命の安全確保に必要不可欠なものでして開設している無線局であり、「真に高い公共性を有している」と考えております。</p>	海上保安庁

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	<p>2. 電波の有効利用努力を十分に行っている場合について 当庁では、電波を有効に利用するため、社会情勢の変化に伴い多様化する当庁業務に的確に対応するとともに、情報通信分野における著しい進展に対応して、情報通信システムにつきまして逐次見直しを行っており、昨年度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化による同一周波数での複数情報伝達の導入 ・船位通報制度用周波数の一部削減 <p>を実施致しました。(一部行政手続法に基づく諸手続実施) 今年度におきましては、昨年度に引き続きヘリコプター映像伝送システムのデジタル化に関して、海上保安業務に支障を来すことなど現状システムから移行させるために必要な多年度に亘る予算措置等についての検討、当庁専用周波数の集約についての検討を実施しているところです。 以上のとおり、当庁では厳しい予算事情の中で、電波の有効利用努力を十分行っていると考えております。</p> <p>3 電波利用共益事務の受益、有効利用促進手段について開くまでも 国等の無線局について、電波利用共益事務からの受益があり、電波の有効利用の促進手段として電波利用料負担を求めるとされていますが、受益は即ち国民の安全・安心に還元されるものであり、また厳しい予算事情の中から電波利用料を支出することは、老朽機器の換装経費等を圧迫し、電波の有効利用につながるインセンティブが働くとはいえないと考えております。</p>	海上保安庁
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	<p>国等の無線局に受益がある電波監視業務において記述されている「重要無線通信は、電気通信事業に供する無線通信、放送、気象業務、鉄道事業に供する無線通信であり、…」は、電波法第百二条の二に基づいて下記のとおり修正下さいませよう要望いたします。 〔修正案〕 重要無線通信は、電気通信事業に供する無線通信、放送、気象業務、電気事業、鉄道事業に供する無線通信、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信であり、…。</p>	電気事業連合会
53	料額	国等の無線局の電波利用料負担	<p>・報告書の42ページの国等の無線局の電波利用料負担に関して、「国といえども電波の有効利用に努めるべきであり」「民間との負担の公平性を確保」との表現があるが、いかにも営利目的の企業の浅はかな感覚であり、表現を変更すべきと考える。 ・報告書の44ページの③の中に、「国等の無線局についても、電波利用共益事務からの受益はある訳なので、電波利用料の負担が原則として行われるべきと考えられる。ただし、国等について、他の無線局とは異なる要素があるのであれば、これについて考慮すべきなのかも知れない。」とあるが、行われるべきと結論付けながら、考慮すべきかも知れないとは、軽率な表現に思える。 ・45ページ、「無線システムを変更できない事情等を勘案し、電波利用料を減額」とあるが、この無線システムには一切受益はなく支払うだけか。この恩恵は民間が得るといふことか。</p>	個人
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>免許不要局であっても、特に周波数帯を占有して使用するものについては、電波監視等の恩恵を受けているので、公平性の観点から原則として電波利用料を負担すべきと考えます。ただし、徴収方法や負担額に対する徴収コスト等を総合的に勘案した上で、最終的には決定すべきと考えます。</p>	ジェイサット株式会社
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>1. 「第3章 電波利用料の制度の在り方」について ◆現在、官民あわせてユビキタス社会の実現に向けて様々な施策が検討されているが、自動車においても、交通事故削減のための安全運転支援システムの実用化に向けた新たな情報通信システムの開発や、ETC技術を活用して多目的利用を図るためのDSRCシステムの開発等が進められている。こうした自動車の安全性や利便性向上のための新たな無線システムの開発やコスト削減の努力に水を差し、研究開発や新産業創出にブレーキをかけないような制度設計をお願いしたい。</p>	トヨタ自動車(株)
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>基本的な考えとして利用者・免許形態に関わらず負担に応じることが原則であり、その趣旨に沿った内容であり研究会報告書(案)に賛同します。 なお、継続事項となっている徴収方法等の課題についても早期の検討が必要と考えます。</p>	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>報告書には、「これについては、徴収方法、負担額に対するコストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していくことが必要」との記載がありますが、課題になっているように、免許不要の無線設備の利用者からの徴収は現実的では無いと考えます。特に民間に広く普及している特定小電力無線電話のトランスシーバは、以下のような状況である事から、徴収の対象から除外する事が望ましいと考えます。・単価が1万円台であり相応の利用料を設定すると徴収費用とのバランスがとりにくい。・工事やイベントで使用する場合が多い用途も多くあり使用を証明できない。・大半は使用頻度が低いので電波利用料とか受益者負担という説明がしにくい。以上、ご検討の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	株式会社ケンウッド
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>免許不要局の電波利用料負担については、免許不要局の電波利用者の納得が得られるよう留意することに加え、新技術を利用した産業の振興といった側面から、負担の是非についての十分な議論が必要と考えます。</p>	東京電力株式会社
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>トラック運送業界は新たな無線システムを活用し、車の安全性や利便性の向上、環境問題などに取り組んでおりますが、免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、そうした取り組みの阻害要因になりかねないことから、当協会としましては、今般の報告書(案)に対し下記のとおり意見を申し述べます。 記 仮に、ETCを含むITSについて電波利用料を課すということは、国策、安全対策等に逆行することとなるので、強く反対する。</p>	(社)全日本トラック協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>免許不要局に電波利用料の負担を求めることは、ユビキタス社会の発展を目指しているu-Japan政策やIT新改革戦略など国の基本政策を遂行するうえでの阻害要因となることが懸念される。ユビキタス社会の実現に向けて、無線LAN、電子タグ、ITS等に寄せられている期待が大きいため、今後、電波利用料の徴収対象範囲が拡大することで、新しく発展する産業の競争力を削がないよう政策的に配慮し、従来どおり非徴収とすべきである。</p>	(社)日本経済団体連合会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>自動車関連総合団体である(社)日本自動車会議所は、クルマ社会の健全な発展のため諸課題に取り組んでおり、自動車ユーザーの立場に立った事業活動に努めております。このたび、貴省の「電波利用料制度に関する研究会」が取りまとめられました「電波利用料制度に関する研究会 報告書(案)」において、免許不要局からも電波利用料を徴収する方針が打ち出されております。このことは、自動車業界が取り組んでいるITS(高度道路交通システム)の普及促進を阻害するだけでなく、自動車ユーザーに対しては新たな負担を強いることになり、当会議所としましては、今般の報告書(案)に対しても従来同様、下記のとおり意見を申し述べます。 記 ■免許不要局からの電波利用料徴収には反対である。 (該当箇所は、第5章第4節=45、46ページ) (理由) 1. 免許不要局の発する電波は、伝搬範囲が小さく低出力であり、電波の適正利用に及ぼす影響は極めて少ない。 2. 免許不要局から電波利用料を徴収すれば、国民が自由に電波を利用できる環境を阻害する恐れがある。 3. とりわけ、交通事故、交通渋滞、地球温暖化対策などの問題解決に非常に有効であると期待されているITSの普及促進を阻害するだけでなく、自動車ユーザーに新たな負担を強いることにもなる。 4. 政府が推進する経済戦略「経済成長戦略大綱」ではITを活用した経済成長戦略が柱の一つに挙げられているが、今後のIT社会の一翼を担うITSや無線LANなどの免許不要局から電波利用料を徴収することは大綱の趣旨にそぐわないばかりか、日本の国際競争力にも影響しかねない。</p>	(社)日本自動車会議所

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	RFIDは、ユビキタスネットワーク社会のための基本的なインフラストラクチャーテクノロジーです。EPCglobalと世界中のそのメンバーは、「電波利用料制度に関する研究報告書(案)について」に対して批評する機会を認めます。RFIDテクノロジーのユーザーとして、私達は、特に、RFIDシステムの展開が具体的な規定する条件の下で調和した適切な無線周波数スペクトルの入手可能性に依存するので議論されたレビューに興味があります。適切な規定条件が重要な前提条件です。適切な規定条件は、直接、世界中で現在使われるRFIDアプリケーションの性質と関連します。HFの中のRFIDの使用とUHFバンドはあらゆる種類のより効率的なサプライ・チェーンとネットワークアプリケーションのために大きい機会のために大きい可能性を保持します。RFIDテクノロジーのこのアプリケーションを誘導するビジョンはオープンなサプライ・チェーンです；それらのサプライ・チェーンにおける強化された視界と効率から相互に利益を得るためにそれらの設備のワイアレスで読み取るプロセスによって集められたデータを交換するために、企業は協力します。	EPCglobal Inc.
54	料額	RFIDは、ロジスティクスのアイテムまたは製品に付属するデータとRFIDトランスポンダの無線で伝達を可能にします。メーカー、供給業者、ロジスティックプロバイダーだけでなく小売店はRFIDリーダーと受信機、そして出て行く商品のために彼らの倉庫ゲートを装備しています。EPC標準を使う時に、タグは、各々同じ、ユニークなアイデンティティを与えて、データベースの製品または出荷情報と関連することができるとして電子製品コード(EPC)を含んでいます。従って、デジタルのサプライ・チェーンは、企業及び、その利便をユーザー、及び社会の間で新しい協働の形をつくるのが可能になるでしょう。(例えば、輸送ニーズを減らすことによる、生産性の強化、セキュリティの増大など)一方で、UHF RFIDアプリケーションの経済的利益を考慮してどのようにRFIDがサプライ・チェーンを可能にしたかはただの出発点です。日本の店舗ですでに示されるように、RFIDタグが存在するにつれて、多くの価値追加サービスまたは機能は可能です。「スマートシェルフ」と高速チェックアウトシステムのようなこれらのRFIDアプリケーションは、多くの異なる分野のエリアの追跡と適応と、セキュリティの増大などの大きい恩恵を顧客にもたらします。このようにRFIDは存在するネットワーク化社会のための重要なインフラストラクチャーテクノロジーです。	EPCglobal Inc.
54	料額	しかし、日本のこれらの付加価値アプリケーションのタイミングと広がりには国際的な供給とプロセスチェーンにおけるRFIDの増大した使用と関連しています。RFIDが使用できるようになって以来、可能な供給とプロセスチェーンは新しいアプリケーションに先行し、引き起こし、このセクタの日本の成長率はスペクトルの入手可能性に依存します。日本はこれらのアプリケーションのいくつかにおいて世界を導くけれども、コストの増加は、採用の速度を落とす、潜在的に、日本が今日享受するこの利点を削除するでしょう。しかし、WiFiなどの他の革新的なワイアレステクノロジーに類似して、UHF RFIDシステムは、「散布されたネットワーク技術(disseminated network technologies)」と呼ばれることができます。ユーザーが、ネットワークサービスを使うクライアント機器(携帯電話を所有している一方、プロバイダーがワイアレスアクセス・ポイントを通して広いエリアをカバーする携帯ネットワークと対比すると、散布されたネットワークの中のユーザーは自分でアクセス・ポイントを所有しています。各ユーザーは本質的に各自の自身のネットワークプロバイダーになり、直接ワイアレス・ネットワーク機器に投資することによって、全体としてネットワークの広がり寄与しています。ユーザーは、他へのサービスの供給のため、またはそれから直接的な収益を生成するために彼/彼女のインフラストラクチャーを使いません。さらに、利用は、彼らがスペクトルのような具体的な部分へのユニークなアクセスと使用でも持っているような点でも保証されていません。彼らは他のユーザーからの干渉を被ることができるか、スペクトルが「オープンな」基盤の上で提供される時に、その干渉を排除するために、行動を捜す能力のない機器はレギュレーターを結成します。これらはRFID目的のためのスペクトルの使用とスペクトル調節のための重要な意味を持つ他の調節された用途の重要な違いです。	EPCglobal Inc.
54	料額	ユーザーが、彼ら自身の協力的なネットワークの部分を作るためにハードウェアに投資する必要がある所で、RFIDが散布されたネットワーク技術であるので、それは世界で他に事業上どこでもヨーロッパで使われた「共通のオープンな非ライセンス使用」アプローチのような革新的な規定するアプローチに依存します。RFIDのために、以下の4点を含めて、これは重要な利点を提供します： 1)革新的なテクノロジーのサポート / R&D スペクトルへの低価格のアクセス スペクトルへのアクセスを得る低い障壁、技術の制限だけがあてはまり、従って革新的なテクノロジーの開発のために必要な自由を使用可能にします。 テストしている費用効果が高い市場を通して革新を促進します 散布されたネットワーク技術によってスペクトルの使用を可能にします 新しいビジネス・モデル(エンドユーザーで所有されているか、その限りのネットワーク)の出現 エッジベースのインフラストラクチャーへの投資のサポート 2)制限された電波スペクトルの効率的な使用 複数のユーザーは、技術仕様に沿ってバンドを共有して、同じスペクトルを使うことができます。 効率的な分組と緩和の技術を開発する激励 3)電波スペクトル資源の効率的な割り当て 規定する歪みの縮小、テクノロジーバイパス 革新のための低価格の選択肢 4)近未来スペクトル管理・アプローチを発展させる可能性 次世代インフラストラクチャーへの投資がますます必要なセクタのための資本の保存 技術開発についての未来の証拠方針のための規定する多様性、テクノロジーへのどの規定するバイパスも 無免許の頻度の割り当ては柔軟なライセンスアプローチに対して反対からの信管を取り除くことができ、従って、スペクトル改革をサポートします。	EPCglobal Inc.
54	料額	より柔軟で、効率的なスペクトル管理・アプローチを可能にすることによって、スペクトル管理への集成的な使用アプローチは適当なテクノロジーについてだけではなく他の種類のスペクトル用法のために利点の範囲を提供します。しかし、RFIDのようなテクノロジーの散布された特徴が与えられて、個々のユーザーは、料金をライセンスすることを課されません。なぜなら、ライセンスが、ハードウェアプロバイダーまたはユーザーか、誰であるかは明らかではないからです。しかし、さらに重要なのは、散布されたネットワークテクノロジーのユーザーは、スペクトラム管理についてライセンス免除アプローチに依存しているもので、すでに、彼らが、バンドの共通の使用を可能にする革新的なテクノロジーを利用してスペクトル効率を確保することにコストをかけている、ということです。さらに、RFIDなどの基本的なネットワーク化テクノロジーは、それらが広く使われるならば、付加価値アプリケーションを生み出していきます。従って、テクノロジーの広範囲に及んだ採用を促進するために、RFIDシステムに料金から引き続きの免除は必要です。次々、グローバルなサプライ・チェーンにおける使用を通して、それらは累積され日本で、そして世界中で存在するネットワーク化社会の柱になるでしょう。従って、散布されたネットワーク技術としてのRFIDシステムの例は、そのようなものとしてこれらのテクノロジーが、開発されるために低い障壁が入手可能な頻度に変換することを信頼していることを示します。従ってテクノロジーが今後スペクトル用法料金を受けないことは日本のRFIDテクノロジーとアプリケーションの開発にとって重要です。	EPCglobal Inc.
54	料額	ITIの目標は、インターネット、及び、情報技術革命の潜在性を最大多数の消費者に経験してもらうことである。免許不要の周波数帯域で利用されている無線技術は、有望視されており、情報技術の潜在性を実現するという目標を前進させてくれるものだ。したがって、総務省が免許不要の周波数帯域のユーザーに利用料を徴収する案に関して、多大な懸念を抱いている。これは、ユビキタス・ネットワーク社会を創造するという国の目標に逆行することであり、また、免許制度のない無線機器の成長を遅らせ、日本社会を不利な立場に押し下げる。利用料を課すにいたった総務省の理論を考慮しても、この政策が総務省の趣旨に沿わないものであり、その目標に反するものになると考える。簡単に言えば、ITIは、無線LAN(WLAN)の展開を最大化することのマクロ的効果が、利用料徴収案による収益を凌駕すると考える。 加えて、免許をもたないユーザーは、免許費用が発生するわけではないので、特定の排他的権利を持つ免許人の費用を補助する必要はないはずである。免許や認可の発行費用は、免許人から回収する方が妥当である。その他の電波利用料徴収案は電波整理にかかる費用は、一般会計で賄うべきである。たとえ、割当行政によって生まれる利益は競争者全てに行き渡るようにしなければ、割当を求めているユーザーは、競争相手が支払う費用を引き上げて自己の立場を有利なものにしようとするだろう。 また、免許不要機器は、小電力で限られた電波しか使用しない技術に基づいているので、限られた妨害しかもたらさない。順守規制のレベルは低く、通常は(例えば米国)順守宣言のみに義務付けている。したがって、(特に規制が厳しい免許を必要とする製品に比べて)最低限の管理保守費用しか発生しない。このような機器に課税することは、免許不要の周波数帯域を利用している機器のユーザーに何の付加価値もなく、消費者の費用を不当に引き上げるだけであろう。 さらに、ITIは、各国が効率性、競争性、技術的中立性を推進するような一般的な国際的慣行を順守することを推奨している。また、独自の周波数管理を確立することも賛同している。しかし、免許不要の周波数帯域の利用料負担には、この目標に反するものであり、日本独自の要件を設定することになり、消費者・産業のコストを引き上げ、国際的な競争力を損なうものである。	Information Technology Industry Council
54	料額	免許不要局からは現行どおり電波使用料を徴収しないで頂きたい。 (理由) 1. 免許不要局が発する電波は、低出力で伝搬範囲が小さく、電波の適正利用に及ぼす影響が極めて少なく(特にITS用の狭域通信システム(DSRC)等)、国民が自由に電波を利用できる環境を阻害する恐れがある。 2. 「IT新改革戦略」では安全安心のためのITSが主要な柱と位置付けられ、人、道路、車両、情報通信が一体となって、「世界一安全な道路交通社会」の実現を目指す取り組みが、官民連携のもと進められている。また、「地球温暖化対策推進大綱によるCO2削減」等にもITSは多大に貢献する。その実現に最も重要な要素は、情報通信技術によるリアルタイムな情報収集・提供であるが、免許不要局から電波使用料を徴収することになると、車載機の普及を阻害し、上記の目標を達成することが困難になる恐れがある。 3. 上記のとおり、ITSは個人の便益以上に社会的便益(交通事故の削減、渋滞の緩和等)に主眼を置いた取組みを産官学連携で進めている。免許不要局から電波使用料を徴収することになると、利用者にも新たなコスト負担を強いことになり、車載機の普及とスピードを鈍化させる恐れがある。 4. 帯域占有型、非占有型にとらわれないこと、人や車両等は、何時でも、何処でも最適な情報をリアルタイムに入手できるユビキタスITS環境が必要である。その実現のため多機能な車載機(各種の無線メディア対応、各種サービス対応等)の実用化を促進する。しかし、免許不要局から電波使用料を徴収することになると、その実現を阻害する恐れがある。 5. 諸外国では、免許不要局からは電波使用料は徴収していない。日本だけが徴収すれば諸外国との整合がとれない。	ITS Japan

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>Tropos Networks, Inc.はメトロスケールのIEEE 802.11規格を利用した無線機器の世界的リーディングメーカーです。免許不要局における電波利用料負担は支持できかねます。またこの案は日本において、低価格で規格に策定されている機器の普及が妨げられると考えます。我々の知る限りで、このような案は日本のみで、免許不要局の電波利用料金を徴収する国は他にないはずですが、また、Wi-Fi機器に負担される電波利用料金は、それぞれのメーカーが販売価格を上げることになり、結果的に一般消費者に影響することになると考えられます。幅広く様々なアプリケーション用の低価格機器を使い免許不要無線周波数帯を利用した素晴らしい革新が民間機関により生み出されています。このような免許不要局における電波利用料負担をお止めいただくようお願い申し上げます。</p>	Tropos Networks, Inc.
54	料額	<p>国際貿易団体であるWi-Fiアライアンスは、1999年よりIEEE 802.11標準規格に基づく無線LAN製品の相互接続を促進し、認定を行ってきました。Wi-Fiアライアンスは、2007年までに当初加盟の5社から300社までに成長しました。現在までに3,500製品以上がWi-Fi認証を受け、1999年以来500以上のチップセットが出荷されました。Wi-Fiアライアンスは、標準規格に基づく相互接続可能なWi-Fi機器の利用を推奨し、それらの継続的な発展と展開を促進しており、結果的に、それら全てが世界中の行政、産業、利用者に利益をもたらしています。802.11が、世界的な規模で、クライアント機器におけるブロードバンドワイヤレスアクセスでの主要な標準規格として成長し、更に、Wi-Fi技術が多様化するユーザーズに対応するために急速に進化していることを踏まえて、Wi-Fiアライアンスは、802.11やその他の革新的な技術に利用可能な周波数の獲得をサポートしています。現在、Apple、Broadcom、Cisco、Conexant、Dell、Intel、Microsoft、Motorola、Nokia、Sony、TIはWi-Fiアライアンスのスポンサー企業となっています。</p> <p>Wi-Fiアライアンスは、総務省が免許不要無線局に電波利用料を課そうとしていることを認識していました。Wi-Fiアライアンスはその提案に懸念を持ち、更に詳細を理解するために、研究会報告書案の翻訳を行ってきたところです。Wi-Fiアライアンスにおける翻訳作業、それを終了後の包括的なレビュー、それを踏まえた回答、及びそれらのWi-Fiアライアンスにおける承認プロセスを考慮すると、7月19日が期限に設定されているパブリックコメントの募集期間を延長することが必要であると考えます。このような状況により、Wi-Fiアライアンスは、2007年7月31日かそれ以前の意見提出を希望致します。総務省として、Wi-Fiアライアンスの期間延長の要望を考慮頂けるよう、お願い申し上げます。</p>	Wi-Fiアライアンス
54	料額	<p>電波利用料を免許不要局[無免許機器]に課すことに関して、アップル社は免許不要局[無免許機器]に対して利用料を課すという研究会の提言に反対します。情報技術産業協議会(ITT)と日本電子情報技術産業協会(JEITA)の両機関は、研究会の提言に反対する旨の意見を既に提出していますが、アップル社はその意見を支持します。当社は、そのような利用料の適用は広帯域アクセスの成長を鈍化させることになると考えます。また、電波利用料を日本の消費者に課すことは、この技術に利用料を課していない他国の消費者に比べて、不当に日本の消費者を不利な立場におくこととなります。</p>	アップル社
54	料額	<p>今回の電波利用料負担の適用範囲に免許不要局が含まれていることに対し、大きな懸念を表明します。免許不要局が多様な機器に普及している今日において、利用者が必ずしもその免許不要局を運用するとは限らないこと、また仮に運用する場合でもその運用期間を特定できないこと、さらに、電力の強弱、サービス基準などを含めて、免許局とはまったく異なる性質を有することを鑑み、免許不要局は免許局と同等に扱われるべきではないと考えます。さらに、免許不要局に対する電波利用料の徴収は、その徴収方法、並びに徴収コストに対して研究会で深く議論された形跡が見当たらずに、免許不要局は、実際の利用者や利用期間、利用機器を特定することが極めて困難であり、その上で、電波利用料を徴収するならば、これは不平等で、不透明な徴収となる可能性が高く、国民に過大な負担を求めるとなり、極めて遺憾であると考えます。</p> <p>特に、日本においてISMバンドは、その名の通り、産業や科学、医療の分野で広範に利用されており、その機器類は、日本の産業力、ものづくりの分野、人々の生活に広く貢献しているのみならず、競争力の源泉にもなっています。更に、免許不要局の中には今後発展が期待されているRF-IDやITSの分野が含まれ、世界に先駆けた利用用途やその応用例が数多く報告、提案されている分野となります。今回の方針に沿ってこれらのISMバンドで利用される免許不要局に対しても利用料が課される場合、最終的には日本国民全体に大きな負担となるだけでなく、日本の国際競争力、及びその世界的な地位を失う懸念があります。また、政府で策定されているICT競争力強化等々の数々の施策に対しても整合性を欠いており、一貫性のある政府の施策という観点で、国民にとって到底理解し得ないものと考えます。</p>	インテル株式会社
54	料額	<p>また、世界的にも、無線不要局に対して電波利用料を課しているところは、一部発展途上地域に限られており、主要国には例がありません。そのため、国際的なハーモナイゼーションを著しく欠き、国際的な信頼関係を損なう恐れがあります。更に、今や無線LANやBluetoothなどのデバイスも、通信機器のみならず、ゲーム機など、多様な機器に組み込まれており、日本から海外へ、海外から日本に持ち込まれるこれらの機器に関しても、どのように対応するのか不明確であり、電波利用料徴収拡大の議論は、未熟であると考えます。</p> <p>このような現状を十分考慮することなく、電波利用料を免許不要局に課すとした場合、その徴収の趣旨は、電波利用料ではなく、国民が広く負担する税とも考えられます。その場合は、広く国会の場で議論が必要となるものと考えます。今一度、電波利用料徴収の原点に立ち戻り、免許不要局に対する電波利用料徴収の考えを抜本的に再考する必要があります。</p>	インテル株式会社
54	料額	<p>今回の研究会報告書(案)は、電波利用料を無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則と考えられるとしております。</p> <p>当コンソーシアムは、電波は有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を権力有効に利用すべきことを十分に認識しているところですが、免許不要局であるホームネットワークは、今後、わが国が目指しているユビキタスネットワーク社会の重要な担い手であり、例え一部の分野でも電波利用料を徴収することは、産業の発展・普及の阻害要因になると危惧しており、下記のような諸課題があるため、免許不要局については、従来通り非課税であるべきと考えます。</p>	エコーネットコンソーシアム
54	料額	<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホームネットワークの免許不要局は、低出力で、各家庭のような閉じた、限られた範囲で使用され、伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがない。 2. 今後益々、発展が期待されるホームネットワークから徴収すると、その産業の発展・普及を阻害する。 3. 環境への適応に資するホームネットワークの免許不要局から徴収すべきではない。ホームネットワークはエネルギー効率利用の実現手段として有力視されており、政府による平成14年3月の「地球温暖化対策推進大綱」でも、温暖化対策への取組が環境と経済の高立に資するような仕組みの整備・構築を図ると明記されている。 4. ホームヘルスケアに資するホームネットワークの免許不要局から徴収すべきではない。我が国の人口構造の極めて急速な高齢化の状況の中、ホームネットワークの利用によるホームヘルスケアの効率的な実現が望まれており、政府による平成13年12月の「高齢社会対策大綱」でも、医療・福祉、情報通信等に係る先進的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の両面での条件整備を図ると明記されている。 5. 特定事業者が利用する場合とは異なり、ホームネットワークの免許不要局は、利用料徴収が難しい不特定ユーザが利用する為、電波有効利用へのインセンティブが働くとは考えられない。 	エコーネットコンソーシアム
54	料額	<p>免許不要局からの電波利用料は徴収すべきではないと考え、以下に弊社意見を述べてさせていただきます。意見1: 免許不要局の多くは、既に大量の免許不要局が存在する周波数帯域を共同利用しており、通信の質は該当無線局において責を負うことが実態となっています。また、無線免許局と違い十分な電波監視および管理下でない免許不要局の特定は困難であり、このような状況下で該当周波数帯域へ何らかの周波数有効利用の措置が取られ、仮に利用停止等が必要であったとしても実現は不可能であることと勘案すると周波数有効利用のインセンティブが働くとは考えにくい状況です。意見2: 電波利用料を無線局全体の受益となるものであり、免許不要局においてもその受益を得ていることは理解できることではございますが、電波利用における免許不要局の直接の受益者である利用者から応分の負担額を平等に徴収することを考えた場合、前述の理由から既に市場で利用されている免許不要局からの徴収は不可能であり、平等な受益者負担の観点においても不公平が生ずるものとする次第であります。</p>	株式会社 コレガ
54	料額	<p>「電波利用料を無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則と考えられる」との意見には反対です。</p> <p>これまで、電波が微弱なため、免許不要局として電波利用料が免除されていた、無線LAN、PHS等はいくつかの消費者が活用している情報機器であり、高速道路の自動料金収受システム(ETC)も普及が進んでいます。</p> <p>今まで、課金されなかったこのような情報機器の利用に、電波利用料が課金されれば、製品価格やサービス価格に転嫁される可能性があります。</p> <p>最近トラブルが増加している。情報通信サービスに関する相談の中で、ある携帯電話会社の廉価な料金魅力が魅力で利用していた消費者が、これまで届いていた請求書が届かなくなったので、不審に思い問い合わせたところ、「利用代金は自分の携帯電話で確認してください。これまで通りの請求書があれば有料です」と言われたそうです。電話会社に支払う請求書に、どうして消費者が費用を払わなければならないのかという不満は当然だと思います。いままでも電波料金の必要がなかった情報機器に、新たに電波料金が課金されるようになると、このような表面では分かり難い形になって、消費者の負担となる可能性もあります。</p> <p>また、今後、多くの次世代情報機器に無線機能がつくことも予測される中で、免許不要局に課金が行われると、消費者がIT社会を享受することの妨げになると思われます。</p> <p>電波利用料は総務省の財源ではないので、電波行政事務の簡素化、及び有効な利用用途の検討を行い、消費者に更なる負担を強いることのないよう望みます。</p>	かわさきコンシューマーネット
54	料額	<p>電波利用料はこれまで、免許付与とあわせて実際に周波数を利用する者から徴収することを基本として制度が運営されてきました。今後、免許不要局からも徴収することになる場合、実際の電波の利用の有無ではなく、機器の保有に対して課せられることになり、制度上大きな変化を伴うものになると考えます。また、免許不要局を積極的に活用して高度な社会を実現しようという開発は始まったばかりであり、電波利用料の負担が普及のスピードにブレーキをかけてしまうこともないか心配です。報告書(案)でも触れられておりますが、徴収方法や徴収コストなどについて検討を要する事項も多いのも事実であり、免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、産業全体への影響も含めてより慎重な検討が必要と考えます。</p>	クアルコムジャパン株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>「電波利用公益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則と考えられる」との意見には反対です。</p> <p>これまで、電波が微弱なため、免許不要局として電波利用料が免除されていた、無線LAN、PHS等は多くの消費者が活用している情報機器であり、高速道路の自動料金収受システム(ETC)も普及が進んでいます。</p> <p>今まで、課金されなかったこのような情報機器の利用に、電波利用料が課金されれば、製品価格やサービス価格に転嫁される可能性があります。いままでは電波料金の必要がなかった情報機器に、新たに電波料金が課金されるようになると、このような表面では分かり難い形になって、消費者の負担となる可能性もあります。</p> <p>また、今後、多くの次世代情報機器に無線機能がつくことも予測される中で、免許不要局に課金が行われると、消費者がIT社会を享受することの妨げになると考えられます。</p> <p>電波利用料は総務省の財源ではないので、電波行政事務の簡素化、及び有効な利用料用途の検討を行い、消費者に更なる負担を強いることのないよう望みます。</p>	個人(社)消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
54	料額	<p>「電波利用公益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則と考えられる」との意見には反対します。</p> <p>これまで、免許不要局として電波利用料の負担がなかった微弱電波のトランシーバーやコードレス電話機、ノートパソコンに無線LANで飛ばす電波、高速道路のETC等々は今や多くの生活者が利用しています。ますます進展するIT社会の中で今まで費用負担のなかったこれら微弱電波機器である情報機器の利用に、電波利用料の負担を課することは、財源確保のために、広く深く多くのIT関連の利用者に負担を強いることにほかならず、生活者にとってよく理解できていない料金を知らないうちに支払わされていることにもなりかねません。</p> <p>現在日本では既に650億円の電波料収益があり、その85%が携帯電話で、携帯電話の料金の中に電波利用料金が組み込まれ、ユーザーは1機年間420円の利用料金を支払っている状況の中で、更に微弱電波にも利用料金を課することには納得できません。収益を回すために多くの国民に負担を求める前に行政事務の簡素化等の工夫が必要です。</p>	個人(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
54	料額	<p>弊社は、御省が現在設置しておられる電波利用料制度に関する研究会が公表した報告書中で、将来的な免許不要局における電波利用料の賦課についてご検討されているものと理解しております。</p> <p>弊社の航空機には、多くの免許不要局とされているワイヤレス機器が搭載されていることから、今回以下のような意見を述べさせていただくことに致しました。僅かに地上に停留している際の限定的、制限的、しかも極めて短距離における利用の可能性を考慮して機外に設置されているものもありますが、当該機器は主に航空機内に搭載されており、機内でのネットワーク利用に供されるという性質のものです。</p> <p>これら航空機に搭載されている機器は、主に上空を飛行している航空機内で利用される性質のものであり(即ち、航空機内に搭載されているワイヤレス機器が該当する)、地上に停留している際には僅かに利用されるのみです(即ち、航空機外に設置されているワイヤレス機器が該当する)。当該機器は、全ての航空機の機能性を高める上で重要な役割を担っています。</p> <p>航空機の放浪的性質及び前述のような当該機器の限定的、偶発的、しかも極めて短距離における利用という性質に鑑み、御省の研究会における免許不要局に対する電波利用料賦課に関する御提言に対して懸念があります。この点、御省の研究会の免許不要局に対する電波利用料賦課の御提言につきましては再考を切に願う次第であります。当該機器が電波利用料の賦課対象から除外されるべきとする弊社の見解は以下の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機の放浪的性質に鑑み、日本領空を飛行する航空機であるにもかかわらず当該機器は日本国も含めた全主要国の技術水準(航空規格DO-160Eを含む)に合致するよう試験、認証を受け、そして、弊社製造の航空機のほぼ全てに搭載されております。このように日本国内における当該機器利用には不確定要素があること及びこれら航空機の放浪的性質に鑑み、当該機器に対して電波利用料を賦課するというのは合理性を欠くものと思料致します。 2. 度重なる試験の結果、密閉された機内においては、極めて微量な電波しか機外に漏出しないことを確認済みです。また、密閉された機内における、そして日本での限定的な利用機会における電波の放射水準は、当該機器が航空規格DO-160Eを遵守していることにより極めて低いものとなっております。 	ザ ポーイング カンパニー
54	料額	<p>免許不要局であっても費用負担に応じることが原則との記載があり、これに反対します。反対の理由としては、以下に述べるとおりです。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 免許不要局から料金を徴収することは、社会的な理解が得にくいものと考えます。 2. ITU(International Telecommunication Union, 国際電気通信連合)からは、ショートレンジ装置の管理や使用者負担を最小化するために、各国の規制は可能な限りシンプルであることが推奨されておれないことが推奨されている。 3. さらに、現在は免許不要局として取り扱われるタイヤ空気圧監視システム(TPMS)やETC等の装備は、自動車の安全性を高める、或いは交通渋滞を緩和させる等、社会性を持った装備であり、自動車産業に従事する立場としては、積極的な導入と装着を奨励する立場にあります。このことは、国土交通省等の方針とも合致しており、積極的に推進させる一方で、有料化という制度が導入されることになれば、その効果を半減させてしまうことが危惧されます。今後の自動車は、レーン・キープシステム、衝突回避支援、車間距離維持装置等、IT通信の利用と合わせて安全性を高めたり渋滞緩和を目指すことは重要課題の一つであります。従って、国の制度の中では、諸手続き等の緩和や国際調和、または経済的負担を含め、むしろ支援すべきものであると考えております。 4. 現在は有線、或いは光ファイバーで結線されている車両内の通信は、将来的にはショートレンジの電波を使用して通信を行うことが予測されています(例えば、ステアリングやエンジン等のセンサーとコントロールユニットのコミュニケーション、或いは携帯電話等のハンズフリー、オーディオ・ボリュームの自動調整等)。これらを踏まえれば、将来の自動車は電波発信機の数の把握が困難なほどにショートレンジの電波が利用されることが考えられ、それらを有料化することは、自動車の開発に対する阻害要因になり得ると考えます。 	タイムラー・クワイスターAG東京代表事務所
54	料額	<p>◆免許不要局については、周波数帯の品質が保証されず、排他的権利も有していないなど受益も間接的であることから、従来通り非徴収とすべきである。</p>	トヨタ自動車(株)
54	料額	<p>Tropos Networks, Inc.はメトロスケールのIEEE 802.11規格を利用した無線機器の世界的リーディングメーカーです。免許不要局における電波利用料負担案は支持できません。またこの案は日本において、低価格で規格に策定されている機器の普及が妨げられると考えます。我々の知る限りで、このような案は日本のみで、免許不要局の電波利用料金を徴収する国は他にないはずですが、また、Wi-Fi機器に負担される電波利用料金は、それぞれのメーカーが販売価格を上げることになり、結果的に一般消費者に影響することになると考えられます。幅広く様々なアプリケーション用の低価格機器を使い免許不要無線周波数帯を利用した素晴らしい革新が民間機関により生み出されています。このような免許不要局における電波利用料負担をお止めいただくようお願い申し上げます。</p>	トロポス・ネットワークス
54	料額	<p>微弱電波局は、通信範囲が狭く、同一帯域を多くの機器で共用できるため、1局あたりの電波資源の利用率は著しく低く、これに利用料負担を求めるのは不適切だと考えます。</p>	ハーマン・パッカー オートモーティブシステムズ ジャパン 株式会社
54	料額	<p>自動車には主に安全性の向上を目的に免許不要局として微弱無線局、小電力無線局及び、特定小電力無線局に基づく電波を利用した装置が既に採用されています。弊社の取扱う車両においてもユーザーの安全確保また利便性を確保するために、以下の装置を採用しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. RKE (遠隔キーレス・エントリー・システム) 2. バックアラーム (危険を感じた時に周囲にアラームを発することができるシステム) 3. ACC (ブレーキ併用式車間距離制御機能付定速走行装置) 4. Bluetooth (携帯電話機後位接続機器) <p>又、TPMS(タイヤ空気圧監視システム)についても装備準備をしているところでも、メーカーにおいてはITSテクノロジーとして更なる安全性の向上、渋滞緩和を目指し多額の研究費を投入して研究開発をしているところでもあります。</p> <p>自動車の安全性は重要な社会的要請でもあり、常に技術開発を進め、安全な車社会の実現を目指すことは自動車業界の使命でもあります。これらの安全技術の利用が有料化の対象となると、ユーザーおよび製作者双方にとって経済的負担が大きくなり、今後の安全技術の進歩とその普及の阻害要因となります。</p> <p>また、諸外国でこれらの装置について利用料を徴収している例はないと理解しております。日本において、これらの装置について有料が求められることは、国際調和の観点からも到底賛成できるものではありません。</p>	ピー・イー・ジー・インポート株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	自動車には既に安全性の向上を図るため、微弱電波を利用した装置が利用されています。フォード自動車においても、既に米国及び欧州で、ユーザーの安全性また利便性を確保するために、RKE(リモート・キーレス・エントリーシステム)、TPMS(タイヤ空気圧監視システム)、パニックアラーム(危険を感じた時に回りにアラームを発射することができるシステム)が導入されており、RKEは既に日本向け車両に搭載、TPMSについても、今後導入を計画しております。諸外国で免許不要局として無料の扱いとなっているRKEやTPMS等の装備が日本で有料化される動きに対して、フォード自動車は不適当な貿易障壁として、重大な懸念を表明しております。世界の趨勢に反して、日本のみが有料化しようとする動きは国際調和の流れに逆行するものであって、フォード自動車並びにフォード・ジャパン・リミテッドとしては賛成できるものではありません。	フォード・ジャパン・リミテッド
54	料額	ブロードコムとして、免許不要局における電波利用料負担に強く反対いたします。一般的に、免許不要局の製品の使用、販売、または輸入における利用料負担の提案に対して、懸念があります。スペクトルの有効利用は、経済的な尺度より、テクノロジーによる尽力ではかかるべきです。ブロードコムは、日本及び他国において、テクノロジーによるスペクトルの有効利用の発展のサポートを継続いたします。	ブロードコム ジャパン株式会社
54	料額	第5章第4節 免許不要局の電波利用料負担について、「電波利用共益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則と考えられる。」とあるが、電波再配分対策(第5号事務)を除くと免許不要局の受益が明確とはいえず、負担と受益のバランスから慎重な検討が必要である。徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等については未検討だが、仮に出荷時に機器ベンダから徴収する場合、新しい無線LANやRFID等の免許不要局の普及を阻害し、電波の高度利用、ユビキタス社会の実現、国際競争力の向上を阻害する虞がある。また、海外からの無線機器の持ち込みに対して公正に課金することは困難で、国内機器ベンダが日本市場で競争上不利となる懸念もある。また、ホットスポット等の免許不要局向け通信サービス事業者から徴収する場合も、プリアラーム、FONやFMCなど事業と個人利用との中間的な利用形態が少なからずあり、料率の設定や公正な課金は困難と考えられる。	マイクロソフト株式会社
54	料額	「免許不要局の電波利用料負担」につきまして、以下の理由により、免許不要局の電波利用料負担の義務化に反対致します。 (1) 免許不要局の性格 免許不要局は、①電波干渉と源ならないような小電力である(送信出力が小さい)、②干渉を引き起こさないように帯域外漏洩電力等の規制値が厳しく決められている(特定小電力機器等)、③周波数を占有することなく共用の仕組みが組み込まれている等の性格を持っており、免許局が安心して利用するために行われる電波監視等の電波行政事務経費に充てる事を目的とした電波利用料制度の対象とはなりません。 (2) 免許不要局運用の管理 免許不要であることから、使用者または使用状況に関して一切の管理が出来ません。一年も使用しない機器から十年以上使用する機器まで、区別する事が出来ません。パソコンにおける無線LAN、Bluetooth、WirelessUSB等のように、複数の無線システムを組込んだ製品においては、全で使用されない場合も有りますが、この点を識別することも出来ません。 このような免許不要局は、電波の利用期間に応じて徴収するという電波利用料制度の本質に馴染まない物であり、公正な徴収が出来ません。 (3) 免許不要局の位置付けと市場に与える影響 免許不要局は、ユビキタス社会を実現するためのICT分野において大変重要な位置を占めております。 前述のパソコン分野だけでなく、次世代携帯電話における携帯電話・WiMAX・Wi-Fi等の複数無線システムを統合したFMC対応機、次世代デジタル家電における無線ネットワーク、車社会におけるITS(車車間・路車間通信)やETC、タイヤセンサーといった無線機器、携帯ゲーム機を中心とした無線エンターテインメントネットワーク、小売分野から流通分野において普及が期待される電子タグ(RFID)等、非常に広範囲な次世代製品の中心機能を担うものが免許不要局であり、これから実用化・普及しようとするものです。 今回の電波利用料徴収義務化の方向性決定は、このような新しい市場の健全な立ち上がりにより多大の影響を与えることが懸念され、慎重かつ十分な議論が必要とす	株式会社 パソパロー
54	料額	報告書 第5章第4節 免許不要局の電波利用料負担について(45頁)、「原則として」と述べられているが、 ①基本的に電波法では、免許人に対して「電波利用共益費用」の負担を求めており、免許人ではない免許不要局に対し、電波利用共益事務を受益している理由のみをもって、直ちに費用負担に応じるべきであるとする事については、合理的な根拠があるとは言いがたい。また、免許不要局(管理されていない利用者)が、実際に電波利用共益事務をどの程度受益しているか明確にされていない。 ②46頁に述べられている通り、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することとなった場合においても、受益者負担の観点から直接利用者へ負担を求める必要があると考えられるが、登録等の管理がなされていない利用者から徴収する具体的な方法が示されておらず費用対効果について議論が尽くされていない。 ③安易にとられる徴収方法として、機器の製造/販売者から間接的に徴収することが考えられるが、現実においては、製造/販売者はその利用料を価格に転嫁できず、前述の受益者負担とはならないことが容易に想像できる。 その結果、利用機器の普及、進歩、発展を妨げると思われる。	株式会社 アイ・オー・データ機器
54	料額	近年、電波利用が多岐にわたり、かつ量的にも多くの要望があります。その利用状況(使用周波数帯域、出力等)に応じた利用料を負担することへの理解はしております。そのためメーカーの立場としてデラー・ユーザーへの告知と理解促進のための説明は行っていました。その上で、今回の「免許不要局に対する電波利用料負担」検討につきましてご意見申し上げます。 1. 免許不要局の利用形態 ワイヤレスLAN、放送用/拡声用マイク、ラジコンプロボ、作業連絡用特定小電力、自動開閉機器の特定小電力リモコン等々 2. 利用形態 広く浅く業務・個人ユースと多岐にわたり利用されています。これらの機器は「省力・省エネルギーおよび安心・安全な生活環境の維持」にも大きな効果が及び政府が掲げる「U-Japan構想」にも添ったものです。 3. 利用料負担に対する意見 これらの機器は出力も非常に小さい上、一部キャリアセンスや、連続使用の制限タイマーを備えたりと技術基準も厳しく規定されています。以上の理由から負担料を課すことが、本来の電波利用の公平化に合致するとは考えにくい。さらに、これら機器の利用料の算出基準の確定も難しく、かつ徴収方法、及びそのコストを考えると制度化にはなじまないと考えます。もし万が一、負担制度が導入されるということになれば、技術基準の制限解除か新たな周波数の要望が得るものと想定されます。	株式会社スタンダード
54	料額	2. 免許不要局に対する徴収 (P.38 第5章 電波利用料の料額の在り方) 免許不要局については、平成16年度「電波有効利用政策研究会」の最終報告書では、産業界などからの多数のパパコメを経て、電波利用料を非徴収とすることが適当と結論付けられた。免許不要局は広く国民の間に普及し、欠かさないものになりつつある。免許不要局から徴収することは、新たな負担を国民から広く求めるものであり、国民的な議論を十分に行い、結論を出す必要があるのではないか。 平成16年度「電波有効利用政策研究会」では、「免許不要局部会」を設け、7回にわたり免許不要局からの電波利用料徴収について議論を行い、最終報告書(案)に寄せられた659者からのパブリックコメントを経て、非徴収が適当と結論付けられた。前回の研究会以降、大きな事情変更があったのであれば、それを示して頂ければありがたい。 また、無線LAN、ITS、UWB等の免許不要局は広く国民の間で普及しつつあり、身近な技術となっていることから、国民生活の向上を図る上でも、新しいビジネスを創出する上でも欠かせない技術である。免許不要局からの徴収は、利用が進む無線LAN等の更なる普及を妨げ、IT化に逆行し、イノベーションを阻害するおそれがある。さらに、免許不要局からの電波利用料徴収は、先進主要国では前例がない制度であり、徴収に踏み切ると、諸外国に比べて我が国のIT化の進展を遅らせる可能性がある。 このことから、免許不要局からの徴収については、慎重に議論すべきであり、国民的な議論を十分に行い、結論を出す必要があるのではないか。	経済産業省
54	料額	免許不要局の(電波利用料)負担には 絶対反対します。 アマチュア無線及びパーソナル無線などへの電波利用料の金額が高額な事にも疑問を感じている現状において、この上、免許不要局であるETCおよび無線LANに対しても電波利用料金を徴収しようとする事は、今後電波を利用して国力を発展させなければならない日本国の未来に対しての障壁(規制)になるだけである。 あなた方(総務省の方)は電波利用料の徴収が増えればそれで良いのですか? 自分達(総務省の方)の自由に使えるお金(電波利用料)が増えればそれで良いのですか? 日本国を支える電波技術を進化させる為に、将来を担う子供達や技術者に電波で自由に遊び学ばせる為に電波を自由に使える機会を増やして下さい、機会を奪う事はかり考えないで下さい。総務省は大学出の優秀な方々が多いため、将来発展する技術分野を潰す事は、日本の国際競争力を削ぐ事にいい加減に気がついて下さい。自らの金に捕らわれないで下さい。	個人

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<ul style="list-style-type: none"> ・免許を国からもらい広域に渡って特定の周波数を占有するテレビは、電話と同じように扱っても良いと思います。 ・微弱電波は広く国民に、平等に解放されている。そのため、電波を利用している機器すべてに、あまねく課税することは不可能であり、実験などで微弱電波を利用することも制限するものとする。これにより、科学の進歩・発展が妨げられるのは、日本国にとって非常に不利益になると考えられる。 また、課税するのであれば、すべてに課税するべきで、赤外線通信も含めて課税の対象と見なすべきである。商業利用しているからといって、微弱電波だけ課税するのは片手落ちにすぎない。 	個人
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	電波利用料金制度は3年毎に見直すことになっていて、今年がその見直し年。今まで電波利用料を取り扱っていない、微弱電波(トランシーバー、コードレス電話機、ノートパソコンに無線ランで飛ばす電波、高速道路のETC等)にも料金を求めることは納得できません。	個人
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>「電波利用公益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則と考えられる」との意見には反対です。</p> <p>これまで、電波が微弱なため、免許不要局として電波利用料が免除されていた、無線LAN、PHS等は多くの消費者が活用している情報機器であり、高速道路の自動料金収受システム(ETC)も普及が進んでいます。</p> <p>今まで、課金されなかったこのような情報機器の利用に、電波利用料が課金されれば、製品価格やサービス価格に転嫁される可能性があります。いままで電波料金の必要がなかった情報機器に、新たに電波料金が課金されるようになると、機器の料金に反映されるばかりでなく、付帯するさまざまなサービスの低下にもつながる可能性があります。また、今後、多くの次世代情報機器に無線機能がつくことも予測される中で、免許不要局に課金が行われると、消費者がIT社会を享受することの妨げになると思われます。</p> <p>電波利用料は総務省の財源ではないので、電波行政事務の簡素化、及び有効な利用料使途の検討を行い、消費者に更なる負担を強いることのないよう望みます。</p>	個人(消費生活相談員)
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	電波を利用した安全運転に寄与するシステム(車車間通信、自律システム等)は、交通事故の削減に寄与し、広く公益に資するものであることから、これらについては、電波利用料の負担を免除されたい。	国土交通省自動車交通局技術安全部
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>規制改革推進のため3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)において示された国等の電波利用料負担の考え方において、報告書(案)では、「真に高い公共性を有するサービスの例示として、「例えば、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局については電波利用料を免除又は減免する」との記述がされている。</p> <p>現在、ITSを活用して提供している、又は、本年秋頃より提供を予定している道路交通情報は国民の安全・安心を目的とする真に高い公共性を有するサービスであり、ITSに係る国の無線局については、現行どおり、電波利用料については免除とすることとされたい。</p> <p>さらに、平成18年1月に内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部が策定した「IT新改革戦略」の中では「世界一安全な道路交通社会」の実現が取り上げられ、「交通事故の未然防止や事故後の救助・救急活動の迅速化に向け、(中略)高度なITSを実現し、世界一安全な道路交通社会へと改革していくことが求められている。」とされている。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づきIT戦略本部により作成された「重点計画2006」や今後作成予定の「重点計画2007」、さらに本年6月に閣議決定された長期戦略指針「イノベーション25」においても、ITSの実用化・普及の推進による安全・安心な社会形成が掲げられているところである。</p> <p>このように、安全・安心な社会を実現するために実用化・普及を進めるITSサービスについては、真に高い公共性を有するサービスであり、これらサービスを実現するための国の路側機について電波利用料の免除対象とすることはもとより、路車が一休となったインフラ協調による安全運転支援システムの実用化に必要な不可欠な車載器についても、電波利用料の免除対象とすべきである。これらから電波利用料を徴収することによりITSの実用化・普及が遅れ、国民がITSサービスの利益を享受する機会を減じることは、IT戦略本部や閣議決定の趣旨に反するものとなり、不適当である。</p>	国土交通省道路局道路交通管理課
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>当財団では「住宅関連業界トレーサビリティ研究会」を平成15年度より開催し、主に電子タグを活用した住宅部材の物流効率化と住宅建築後の住宅設備機器についてのトレーサビリティについて調査研究を実施し、一部建材については電子タグを用い入荷検品における実証実験も実施しました。この結果、電子タグは同時複数の商品の自動検品が可能であり、住宅部材の物流における効率向上に大きく貢献できる技術である、との認識を得ました。</p> <p>・新しい技術の普及には一定期間の政策的配慮が必要で、電波利用料の減免措置を講じることが適切である。</p> <p><理由> 住宅関連業界では昨年、(社)日本建材・住宅設備産業協会において住宅部材の物流に電子タグを活用すべく、その前提として電子タグに書き込む商品コードの標準化を専門委員会を設置して検討を行いました。その結果、本年度以降経済産業省の委託により開発された「セキュア電子タグ」を活用して物流の効率化に取り組む予定になっております。</p> <p>しかしながら、電子タグ導入による効果と導入・運用にかかるコストのバランスが現在のところ不透明な状況であり、電子タグの活用による電波利用料が上乗せされると、今後の電子タグ導入シナリオに大きなマイナス要因となり、その利用促進の障害となると予想されます。</p> <p>一般的には公共物である電波の利用料は受益者負担の原則により公平に負担すべきものと考えますが、電子タグに関しましてはまだその利用が始まったばかりであり、広く一般に普及し利用者のメリットがコストを上回る状態になるまでその負担を免除いただきますようお願い申し上げます。</p>	財団法人住宅産業情報サービス
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	<p>財団法人流通システム開発センターでは、日本国内の各産業界のユーザ企業のニーズを電子タグ(RFID)の高度な利活用等にかさず、各種調査研究や標準開発の支援をしております。</p> <p>企業のサプライチェーン効率化への電子タグ活用の期待値は高いものがあります。電子タグシステムの普及のためにユーザ企業との協働で活動している当センターとしては、今回の報告書(案)に対して、電子タグシステムに対する利用料の徴収に反対する立場から以下のとおり意見を述べてさせていただきます。</p> <p>1.米、英国等と主要国では、電子タグシステムに電波利用料を賦課しておりません。その結果、わが国は以下のような点で、諸外国に比べ、非常に不利な立場におかれることとなります。</p> <p>①わが国流通のシステム化には、欧米諸国等と比べ、なお一層の努力を必要とする状況にあります。将来、なお一層の流通システム化のためには、電子タグシステムは不可欠な機能であります。しかし、諸外国において徴収されていない電波利用料が日本においてのみ電子タグシステムに賦課されることになれば、わが国流通のシステム化を諸外国に比し、なお一層阻害することになります。</p> <p>②国際物流において、わが国をハブにするというのが、政府をあげての政策であると理解しています。国際物流においても、電子タグシステムは将来における重要なツールになるものと期待されております。にもかかわらず、わが国においてのみ、電子タグシステムに対し電波料が賦課されるということになれば、この面においても、わが国を諸外国に比し、不利な立場に置くことになり、政府をあげての重要な政策に反することとなります。</p> <p>2.上述のような不安があるためにシステムメーカー及びハードメーカーの投資がそがれる可能性があり、結果的に流通システム開発及び、促進に阻害要因となりうるとの観点からも反対いたします。</p>	財団法人流通システム開発センター

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>免許不要局は、WiFiに代表される無線LAN、Bluetooth、そしてコードレス電話等のデジタル家電機器の他、ITSに於けるETC機器等、多岐に亘り利用されており、その経済波及効果や生活の利便性向上への寄与は計り知れないものがあると考えます。 このような免許不要局に対して、一律に電波利用料が徴収されるようになった場合の影響を危惧するものであり、今回の見直しに際しては、慎重な検討を要望致します。</p> <p>【記 【該当：第5章4節 45ページ、46ページ】 1. 免許不要局からの電波利用料徴収については、以下のように、様々な問題が存在すると考えます。 ①携帯電話の中に、無線LANやBluetoothの無線機が実装される等、一つの免許局に複数の免許不要局無線機器が装備される場合がある。 ②最新のノートPCの様に、当初よりPC本体に無線LANが組み込まれている場合が多いが、必ずしも全てのPC購入者が無線LANの機能を利用するとは限らない。 ③免許不要局とは、そもそも無線局の利用開始や廃棄等の管理が難しいものであり、もしも、この管理を行うことになれば、メーカー側に管理上の大きな負担がかかり、結果的に、メーカー側のコストに転嫁される可能性がある。 ④海外から持ち込まれる免許不要局については、実質的に管理が困難であり、国内出荷局との区別が難しい。 ⑤免許不要局のうち、微弱電波無線機については、送信による電界強度の上限が定められているだけで、特に監視結果を基に保護されているものではない。</p> <p>2. 以上より、下記の観点からの検討が必要であると考えます。 ①電波利用料の重複徴収が発生しないように、複数方式の無線機を具備する機器に於いては代表となる免許局から徴収する等の検討。 ②実質的に電波を利用しない機器から電波利用料を徴収するようにならないような明確な仕組みの検討。 ③電波利用料に関するメーカー側の負担も含む徴収・管理コストと実徴収額とを照らし合わせた透明性が保たれた検討。 ④国内出荷局と海外持込局との公平な取り扱いの可・不可に関する検討。 ⑤免許不要局が公衆通信サービス等の通信事業用システムの中で利用される場合と民生レベルの自営機器として利用される場合の差異の検討。</p> <p>3. 更に、国際競争力と技術開発等に関わる下記の観点からも慎重な検討が必要と考えます。 ①電波利用料を課す事によって、国内の無線機器の普及が海外より遅れ、国内企業の国際競争力が低下する可能性がないか。 ②電波利用料の徴収範囲が広がることにより、新しい無線技術の開発と普及が阻害される可能性がないか。</p>	三洋電機株式会社
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>①電波利用料を課す事によって、国内の無線機器の普及が海外より遅れ、国内企業の国際競争力が低下する可能性がないか。 ②電波利用料の徴収範囲が広がることにより、新しい無線技術の開発と普及が阻害される可能性がないか。</p>	三洋電機株式会社
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>2006年に策定された政府の「IT新改革戦略」では、ITの特性を利用者視点に立って有効に使い、国民生活及び産業競争力を向上させることを目的としています。その実現のために免許不要局、特に電子タグ(RFID)関連機器は、欠くことのできない重要なツールとなるものであります。「重点計画—2007(案)」の中でも電子タグの高度な利用・活用を推進する施策が掲げられております。このような中で、免許不要局に対して電波利用料を賦課することは、「IT新改革戦略」の趣旨に反するものであります。金額の多少に依らず、電波利用料の負担は、電子タグの普及促進を阻害するものと考えられます。また、電子タグの利用においては、国際的に流通する商品や輸送容器に添付する使用法が国際取引のルールになる可能性が高く、日本の産業界または消費者だけが電波利用料を賦課されるのは、国際競争力の強化の観点からも好ましくない影響を与えるものと考えられます。</p>	次世代電子商取引推進協議会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>背景 建材・住宅設備産業界には、住宅に関わるあらゆる種類の商品を取扱う業界があり、また、多様な消費者ニーズにきめ細かく対応する必要があることから、中小企業の割合が大きい産業である。 経済財政諮問会議「成長力加速プログラム」の第2章 サービス革新戦略 3. IT革新 (1)ITによる生産性向上 (2)業種や取引関係を越えた情報共有の仕組みの構築を図るとあり、そのために「電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する」とある。</p> <p>「免許不要局の電波利用料負担(45ページ)についてへの見解 (1)当協会も昨年度経済産業省の支援の下「電子タグの商品コード標準化委員会」を設置し「商品コード体系」の検討を行った。このように業界に導入を図ってより効率的なサプライチェーンを構築する検討をしている段階で、実使用が始まるようとしている「電子タグシステム」に電波使用料を徴収することになった場合、価格のアップを伴い新技術の導入を阻害し、流通・物流分野の生産性向上に悪影響を及ぼすと考えられる。 (2)電子タグは国際的にもISOでの標準作業が進み、欧米、アジア諸国での電波の割り当ての検討が行われている。諸外国においては免許不要局からの電波利用料を徴収せず産業界での技術革新を促進し自由な活動による国際競争を展開しており、この面での国際整合性が極めて重要である。我が国においてのみ、電子タグに電波利用料を課金することは、我が国の国際競争力を低下させ、政府が提唱している「ITによる生産性向上と市場創出」の主旨の阻害要因になる。 上記の理由から「免許不要局の電波利用料負担」には問題点があり、反対します。</p>	社団法人 日本建材・住宅設備産業界協会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>当協会としては、電波は、有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことは、充分に認識致しており、また電波の逼迫状況が極めて深刻化している中で、電波再配分および電波有効利用のための規制緩和等多くの施策が実施されていることについては感謝しております。 しかしながら、「免許不要局における電波利用料負担」に関しては、必ずしも関係者と十分な議論がないまま、「原則負担」と結論づけられております。情報家電、無線LAN、ITS、電子タグ等の免許不要局は、今後、わが国が目指しているユビキタスネットワーク社会の重要な担い手であり、たとえ一部の分野であっても電波利用料を徴収することは、IT産業発展の阻害要因となります。また、電波利用料負担の増加に対しても、懸念を持っています。 IT関連製品のメーカー等、約500社からなる業界団体である当協会としては、「電波利用料制度に関する研究会 報告書(案)」に対して以下の意見を述べます。</p>	社団法人 電子情報技術産業協会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>「IT新改革戦略」基本方針に反します 【該当：第5章 46ページ】 「IT新改革戦略」は、ITの特性を利用者視点に立って有効に使い、国民生活及び産業競争力を向上させることを目的としています。その実現のために免許不要局は、重要な役割を担っております。「重点計画—2007(案)」の中でも高速無線LANの研究開発、ITSサービス展開の推進、電子タグの高度な利用・活用などIT関連製品の活用・普及を推進する施策があります。産業界においても、コスト削減に最大限努力し、新技術の活用を図ることで、発展に努めております。 このような中で、仮に製品分野を一部に限定したとしても免許不要局にたいして電波利用料を賦課することは、「IT新改革戦略」の方針に反するものであるとともに、普及促進を阻害するものと考えます。</p>	社団法人 電子情報技術産業協会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>情報家電の普及促進が重要であります 【該当：第5章 46ページ】 情報家電は、「経済成長戦略大綱」においてもわが国経済の将来の発展を支える戦略分野として期待されています。今後、国際競争力強化のために、連続的なイノベーションによって各種新しい製品が開発される分野でもあります。一定帯域を占有する情報家電が開発されたとしても、それを免許不要局として電波利用料を賦課することは、先進的な国内市場創出の機会損失となり、国際的にもわが国の競争優位性を脅かすこととなります。</p>	社団法人 電子情報技術産業協会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>小電力無線システムから電波利用料を徴収している国はないと認識しております 【該当：第5章 46ページ】 米欧等の諸外国に於いても、小電力無線システム(免許不要局)からは、電波利用料を徴収していないと認識しております。また、諸外国では、電波を使用して事業を行っている免許人と一般ユーザたる免許不要局の公平論など論ぜず、免許不要局の自由な活動を担保し、それにより技術革新を図っています。</p>	社団法人 電子情報技術産業協会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担</p> <p>電波利用料の賦課は、広い意味での規制強化であると考えます 【該当：第5章 46ページ】 免許不要局であっても、一定の周波数帯域を確保し利用しているのであれば、応分の負担を求めるとの見解が述べられています。しかし、小電力無線システムは免許局と異なり、あくまで結果として恩恵に預かる反射的利益を受けるものであり、利用料賦課等の制限を加えることなく、自由な利用を担保すべきであります。また、免許不要局に電波利用料の賦課という行政関与により、行政目的を達成しようとすることは、広い意味での規制強化となり、本来の免許不要局制度の精神に反し、IT産業の円滑な発展を阻害する恐れがあります。</p>	社団法人 電子情報技術産業協会

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	徴収コストがかかり過ぎると考えます 【該当:第5章 46ページ】 免許不要局から阻害の要因にならない程度の極めて低い利用料額を定めるべきとの議論もありませんが、逆に海外製品も含めて遅く徴収するための制度創設および維持も含めた徴収コストを考慮した場合、徴収の実益に乏しく、免許不要局から利用料を徴収すべきではないと考えます。	社団法人 電子情報技術産業協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	ビジネス機器分野の普及・促進について(第5章 45ページ) 我が国のビジネス機器関連産業は、世界市場でも高い国際競争力を有し、今後とも継続的な技術開発により各種の新しい製品が開発される分野であります。この分野で重要な役割を担う無線LAN、ICカード、電子タグ等の免許不要局にたとえ一部の製品分野であっても電波利用料を新たに課すことは、これらの普及・促進及び新たな市場創出を阻害するものと考えます。	社団法人ビジネス機械情報システム産業協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	諸外国の免許不要局からの電波利用料徴収について(第5章 45ページ) 免許不要局(小電力無線システム)への電波利用料賦課は、国際的にも前例のない制度であると理解しております。諸外国では、免許局と免許不要局との公平性の議論なしに、免許不要局の自由な活動を担保し、それにより技術革新や新たな産業の育成を図っております。	社団法人ビジネス機械情報システム産業協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	免許不要局の受益について(第5章 45ページ) 免許不要局であっても、周波数帯を占有し、電波管理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであれば、応分の分担に応ずべきであります。しかし、免許不要局は事業目的で電波を利用するのでなく、あくまで結果としての恩恵に預かるものであります。したがって、免許不要局に関しては利用料賦課等の制限を加えるのではなく、本来の免許不要局制度の精神に則り、自由な利用を担保し、円滑な発展を図るべきものと考えます。	社団法人ビジネス機械情報システム産業協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	徴収コストについて(第5章 45ページ) 海外製品を含めて免許不要局から電波利用料を徴収するための制度創設及び維持を含めた徴収コストを考慮した場合、徴収の実益に乏しいのではないかと考えます。	社団法人ビジネス機械情報システム産業協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	当協会としてはコピキタス社会を実現するためには無線通信が究極的な手段であり、電波は有限かつ希少な資源であり有効に利用することの重要性は十分に認識しております。 しかしながら国を挙げて推進しているIT化によって各企業は更なる効率化を目指し、研究、模索を始め新技術の活用を図り発展に努めているところに免許不要局に電波利用料を負荷することは、これらの発展、普及の大きな阻害要因となり反対せざるを得ません。＜電子タグ推進への影響＞ 1、電子タグの導入により流通及び物流の効率化、顧客満足度の向上等、経済の発展と国民生活の便益向上に寄与することが期待されている中で、電波利用料を徴収することとなった場合には、新技術の導入を阻害し、流通、物流分野の効率化に悪影響を及ぼすとともに、新たな産業の発展を阻害することが考えられます。 2、電子タグによる電波利用はそれ自身が収入に結びつくものでなく受益と負担の公平性の観点からも逸脱しないと考えられる。また、電波利用者が多岐にわたり公平な利用料徴収は難しいと考えられ、対象から外すべきと考えます。 3、世界的な動向としてもEPCグループを中心としたネットワークが確立されつつある現状をふまえ、電子タグに課金する考えはグローバル化に乗り遅れ、グローバルなシステムの導入が阻害される恐れが生じる。欧米と日本において課金の違いによって国際競争力の強化を阻害する恐れもあると考えます。	社団法人日本アパレル産業協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	最終報告書(案)では、現行制度を変更し電波を利用する無線局は、利用者、免許形態に関係なく、電波利用料を徴収することの是非が示されています。当協会は、事業用、一般用の区別なく、免許形態に関係なく微弱無線局を含めた免許不要局からも電波利用料を徴収することについて、反対の意見を述べさせていただきます。 1. RFID利活用による行政の基本計画達成の阻害 【該当:序章 1ページ】 RFIDは、コピキタスネットワーク社会の実現に向けた政策(u-Japan政策など)において、重要な位置づけがなされており、今後、自動認識システムの中核を担うRFIDの発展なくして行政の基本計画の達成はおぼつかないものがあります。今回の最終報告書(案)は、行政の基本計画の達成を阻害しているものであります。 2. RFIDは国際的にも重要な技術 【該当:第5章 45ページ】 RFIDは、国際的にもITの利活用の中核として経済社会を發展させる重要な技術です。 諸外国では、免許不要局からは電波利用料を徴収せず産業界での技術革新を促進しています。この面での諸外国との制度の整合性の確保が必要です。今回の最終報告書(案)は、国内産業インフラコスト高になり国際競争力が低下し、国内ユーザ企業の負担が大きくなると考えます。 4. 規制緩和による効果 平成14年、ワイヤレスカードシステム(13.56MHz)は高周波利用設備の誘導式読み書き通信設備として規制緩和が行われました。この結果、カード(電子乗車券や電子マネー等)利用分野など利活用の範囲が広がり多大な効果をもたらしました。 今回の最終報告書(案)は、このような健全な経済発展を阻害するものと考えます。	社団法人日本自動認識システム協会
54	料額	免許不要局の電波利用料負担	免許不要局のうちETCについては、次の理由から、電波利用料を徴収すべきではないと考えます。 ① ETCは、他の無線局による運用を阻害するような混信等の妨害を与えないように使用できることから、免許を受けずに自由に使用できることになっており、その使用には、電波監視等の電波行政事務の需要や有限な電波資源を効率的に利用させるべき需要のような、「電波の適正な利用の確保」に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務を発生させる要因が認められない。 ② 例えば、家庭内の無線LANや自動ドア、自動車のオートロックのような無線の使用について電波利用料を徴収しないとすれば、ETCについても同様に電波利用料を徴収する理由がない。 ③ ETCには、キャッシュレス・決済なしで料金所を通過できるという利用者にとっての利便性や快適性の向上のほか、料金所渋滞の解消等により周辺環境を改善し、環境にやさしい道路を創造するなど、我が国の社会経済に大きな波及効果をもたらす公益性がある。こうした環境やITの推進といった観点を踏まえて、現在ETCの普及促進に官民挙げて取り組んでいるところである。また、国の施策により首都高を距離別料金制に円滑に移行させる上でも、ETCの普及促進が欠かせない。ETCの普及には、一般の利用者が自由に利用できる環境が重要であり、電波利用料の徴収により公益性を阻害するような制度設計を行うべきではない。	首都高速道路株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>21ページに「免許不要局でも利用者はその周波数が使えるという受益があることを、利用者は認識すべき」とあるが、たとえば高速無線LANを組み込んだパソコンの利用者の中で、電波利用共益事務の受益を感じている者はどれだけのだろうか？ 受益と負担のバランスを考えると、徴収する理由に関して、ユーザの納得性を得るのは難しいと考える。</p> <p>また、46ページに「電波利用共益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則」とあるが、現在免許不要局が、電波利用料の徴収対象になっていない理由のひとつとして「電波利用料は、専ら免許局が安心して利用できる環境を整備するための事務に用いると観念されており、免許不要局は直接の受益者ではなく、反射的利益を受けているに過ぎないと考えられる。」(総務省資料「電波利用料制度見直しのための論点整理」の9ページ<平成15年12月>)とある。これは、免許局と免許不要局では、電波利用共益事務の受益の程度が大きく異なることを意味する。具体的には、免許不要局の場合、アクセス制御が掛けられないので、場合によっては、ある地域、ある時間帯の通信の質が低下することは原理的に避けられない。</p> <p>しかし、免許不要局は他の免許局と周波数帯域を共用せざるを得ないので、電波利用料徴収の対象でなくても電波を有効に利用するというくみは機能している。具体的には、高速無線LANの場合に、周波数共用のためにレーダとの干渉を最小限に抑えるDFS機能のような干渉抑圧技術の開発を行ってきた。以上のことから、電波利用共益事務の受益の程度が免許局に比べて少ないと考えられる免許不要局については、今までどおり電波利用料を徴収すべきでないと考える。</p>	情報通信ネットワーク産業協会
54	料額	<p>46ページに「これ(注:免許不要局の電波利用料負担)については、徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していく必要がある」とあるが、そもそも免許不要であるので、その周波数帯の利用者は誰かが判らない訳である。従ってそのような状況の下で、あくまで実際に周波数帯を利用している者を特定した上で、電波利用料の請求を行うことは膨大な行政コストが必要になり、電波利用料の徴収という目的に対して、コスト的に整合しないと考えられる。</p> <p>また、仮に電波を利用する機能を備えていた場合でも、実際にそれを利用しているか否かを特定するのはさらに難しい。例えば、現在のパソコン等の多くは無線LAN機能が標準でインストールされているが、実際にその機能を利用しているか否かを確認することなく電波利用料を請求することは出来ないはずである。</p> <p>さらに、将来当該周波数の再配分の必要性が生じたとしても、そのために既存利用者にその周波数の利用を停止させる手段等がない。従ってそのような状況では、周波数を効率的に利用するインセンティブが働かないので、電波有効利用のための周波数再編が円滑に進まない可能性がある。</p>	情報通信ネットワーク産業協会
54	料額	<p>(免許不要局は将来のユビキタス社会の発展を支えるものである。)</p> <p>本来、免許不要局は広範な電波利用の環境の下に自由闊達なワイヤレスIT産業の発展が図れるように、特定の事業を行う免許局とは別に并存しながら、効果のある電波利用を実現すべきものであると考える。従って、IT産業の健全な発展のためにも、メーカーからもユーザからも電波利用料を徴収することは好ましくない。</p> <p>特に、小電力無線通信システム等の免許不要局については、電波利用料を徴収することよりも、まずはこれからユビキタスネットワーク社会の中心的役割を果たせるように、自由な技術開発やサービスの発展や促進を図ることの方が重要である。</p>	情報通信ネットワーク産業協会
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担については、免許不要局の電波利用者から納得が得られよう留意されることを要望します。また、新技術を利用した産業振興の観点から、負担の是非についての十分な議論が必要と考えます。</p>	全国電力関連産業労働組合総連合
54	料額	<p>免許不要局の電波利用料負担については、免許不要局の電波利用者から納得が得られよう留意されることを要望します。また、新技術を利用した産業振興の観点から、負担の是非についての十分な議論が必要と考えます。</p>	中国電力株式会社
54	料額	<p>免許不要局にも電波利用料の負担を求めることは、今後のユビキタス社会の環境整備に貢献する無線LAN、ICタグ、PHS等の利活用促進が阻害されると考えます。そのため、周波数帯を占有している観点から安易に免許不要局に電波利用料の負担を求めるのではなく、それによる影響や課題などを考慮のうえ負担の是非について十分な議論が必要であると考える。</p>	電気事業連合会
54	料額	<p>東レインターナショナル(株)では米国から輸入した電子タグ、リーダーライターおよびソリューションを国内で提供することにより、電子タグによる効率化、安心、安全、環境の向上の実現を支援しております。弊社は電子タグの普及という観点から、以下の理由により、電波利用料の徴収に反対します。</p> <p>米国、EU等の先進国では電波を公共財産と捉え、電波を使用することによる受益者が一定のルールにより電波を共用することが基本となっています。自動車税、ガソリン税、通行料等は道路網の整備という受益者負担の目的税という考え方が明確ですが、これと比較して、電波利用料の考え方が明確ではありません。なぜ、我が国だけが電波利用料を徴収する必要があり、それが、どのように受益者へ還元されるのか、諸外国は受益者が負担しなくても電波を有効利用できているのはなぜか、我が国の電波行政の仕組みと諸外国の電波行政の仕組みは何処が違うのかについて、説明が必要と考えます。</p> <p>電子タグは企業、組織を超えた情報の共有化により、安心、安全、環境向上を実現するための有力な手段です。IT先進国として我が国は最初に成功例を確立し、その成功例を諸外国へ発信することが期待されています。電波利用料の徴収により、電子タグの普及を阻害することのないように、再検討をお願い申し上げます。</p>	東レインターナショナル(株)
54	料額	<p>1. 免許不要局の電波利用料負担について</p> <p>◆免許不要局からは、これまでどおり、電波利用料を徴収すべきではない。</p> <p>理由</p> <p>① 免許不要局は小出力であって電波の伝播範囲が狭いため、電波秩序に悪影響を及ぼすおそれが極めて少ないばかりか、免許局のように一定の周波数帯を排他的・独占的に占有する権利も認められていない。</p> <p>② 仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、免許不要局も等しく電波監視行政の受益者として電波干渉等による電波利用の侵害から保護を求めることができるものとすべきであるが、このような制度を創設・運用することは事実上困難といわざるをえない。</p> <p>③ 免許不要局は開設者の把握ができないため、既存端末の利用者からは電波利用料を徴収することができず、今後免許不要局を開設する者との間に不公平が生じることとなる。</p> <p>④ 国際的にも免許不要局から電波利用料を徴収している国はなく、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、外国から輸入される端末の利用者からも電波利用料を徴収しなければ国産端末の利用者との間に不公平が生じることとなる。</p> <p>以上、日本自動車工業会から提出した意見と弊社は同様の考えであります。</p> <p>加えて、</p> <p>⑤ 大型トラック・バスの環境対策、CO2対策、安全対策を推進しておりますが、その対策には最新の各種IT機器の活用が不可欠であります。免許不要局からの電波利用料の徴収は、対策技術の普及を妨げ国の環境政策等に逆行することになります。</p>	日産ディーゼル工業株式会社
54	料額	<p>1. ルノー社は、より安全でより環境にやさしい自動車作りを目指し、微弱電波を利用した予防安全、事故回避、衝突安全等の分野での先端技術の開発と導入を推進しております。有料化によるこれらの安全性向上を支援するテクノロジーに対する経済的負担の増加は、自動車メーカーの交通安全と環境配慮のための先端技術の普及促進を阻害する要因となります。以上の理由から、免許不要局を対象から除外し、自動車先進技術を普及促進させ、安全なクルマ社会の実現のために支援すべきであると考えます。</p> <p>2. 免許不要局に対する有料化は、欧米諸国にも例はないと理解しております。他の先進国で積極的な安全・環境技術が進む中、諸外国で無料となっている技術や装備が、日本だけ有料となることは、国際調和の観点からも賛成できません。</p>	日産トレーディング(株)ルノージャパン

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>第5章 電波利用料の料額のありかた、第4節 免許不要局の電波利用料負担 (45、46ページ)</p> <p>1. ルノー社は、より安全でより環境にやさしい自動車作りを目指し、微弱電波を利用した予防安全、事故回避、衝突安全等の分野での先端技術の開発と導入を推進しております。有料化によるこれらの安全性向上を支援するテクノロジーに対する経済的負担の増加は、自動車メーカーの交通安全と環境配慮のための先端技術の普及促進を阻害する要因となります。以上の理由から、免許不要局を対象から除外し、自動車先進技術を普及促進させ、安全なクルマ社会の実現のために支援すべきであると考えます。</p> <p>2. 免許不要局に対する有料化は、欧米諸国にも例はないと理解しております。他の先進国で積極的な安全・環境技術が進む中、諸外国で無料となっている技術や装備が、日本だけ有料となることは、国際調和の観点からも賛成できません。</p>	日産トレーディング株式会社 ルノー・ジャパン、サービス部
54	料額	<p>「免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則と考えられる。」とあるが、微弱電波利用機器など免許不要にいたった論理的根拠と、実際に利用料が「管理費」としてスタートした背景などをあわせ鑑みると、費用負担に応ずべきとの結論づけは論理性に欠けるものと思われる。</p> <p>また「徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していく必要がある」とあるが微弱電波利用機器等への電波利用料の負担を実施するか否かの合理的な説明が十分ないままに徴収方法の検討など、徴収ありきの報告書内容に関しては反対する。</p> <p>微弱電波利用機器を使用した優良な防犯機器等の普及促進の疎外要因ともなり得るため免許不要局の費用負担に関して必要か否かまで遡った検討が再度必要と考える。</p>	日本EAS機器協議会
54	料額	<p>当協会は総合スーパー及び食品スーパーを中心に現在79社約8,800店舗で構成されている業界団体であるが、具体的取組みとして、3~4年前より経済産業省及び農林水産省のご指導を受けつつ、鉱工業品や農林水産品のSCM(サプライ・チェーン・マネジメント)事業の一環として、RFID(電子タグ)のシステムとしての導入を目的に、会員企業(小売業)のみならず製造業及び卸売業とともに検討してきており、既に一部の企業では実証実験も行っているところである。今般の報告書(案)の内容は、このRFIDの利活用の推進にブレーキをかけ、SCMの取組み全体に負の影響を与えるものであると考える。</p> <p>・我々のRFIDの導入に向けての取組みは、業界団体や一企業の受益を目的にしているわけではない。</p> <p>RFIDの導入は流通・物流の効率化による業界の発展のほか、多くの産業の発展にも関わることであり、わが国経済の発展や国民生活の向上にも資するものと考えている。</p> <p>また、この取組みを通じた流通・物流の効率化においては、各種商品の効率的生産や在庫管理システムの向上が期待できるほか、トラック等の効率的輸送にも大きく関わるものである。このことは、ひいては国家的課題であるCO2排出削減や容器包装等の発生抑制など環境問題への取組みにも繋がるものであると考えている。</p> <p>・電子タグ(ICタグ)の開発については、欧米諸国で国際標準を狙った研究開発への取組みが盛んに行われており、また、アジア地域においても欧米諸国の狙いに対抗すべく日・中・韓の共同によるICタグに関する技術開発への取組みが行われていると聞いているが、当然貴省も承知のことと理解している。</p> <p>こうした諸外国の動きの中で、貴省ははじめ経済産業省や農林水産省が中心となって、トレーサビリティ(生産履歴の追跡)機能の確立を含め、ICタグの国際標準作りの主導権を目指し取組んでいると認識している。</p> <p>従って、今般の電波利用料徴収範囲の拡大は、国の取組みにも影響するものとする。</p> <p>以上の理由から、免許不要局の全ての範囲を対象として電波利用料負担を課すことには反対である。</p>	日本チェーンストア協会
54	料額	<p>免許不要局からは、これまでどおり、電波利用料を徴収すべきではない。</p> <p>(理由)</p> <p>①免許不要局は小出力であって電波の伝播範囲が狭いため、電波秩序に悪影響を及ぼすおそれが極めて少ないばかりか、免許局のように一定の周波数帯を排他的・独占的に占有する権利も認められていない。</p> <p>②仮に免許不要局から電波利用料を徴収することとなれば、免許不要局も等しく電波監視行政の受益者として電波干渉等による電波利用の侵害から保護を求めることができるものとすべきであるが、このような制度を創設・運用することは事実上困難といわざるを得ない。</p> <p>③免許不要局は開設者の把握ができないため、既存端末の利用者からは電波利用料を徴収することができず、今後免許不要局を開設する者との間に不公平が生じることとなる。</p> <p>④国際的にも免許不要局から電波利用料を徴収している国はなく、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することとなれば、外国から輸入される端末の利用者からも電波利用料を徴収しなければ国産端末の利用者との間に不公平が生じることとなる。</p>	日本自動車工業会
54	料額	<p>利用料金負担者の拡大、特に免許不要局への負担拡大に反対。</p> <p>・従来その脆弱性等により総務省が自ら電波監視の対象としていない「免許不要局」に対して電波監視を根拠として電波利用料の負担を求める(報告書p39、図表によるb群にかかる露出)ことについては根拠がない。</p> <p>このことは、p40、④において、「現行通り無線局数で按分」とされている一方、現状、免許不要局が負担していないことから推して、新制度の下においても按分の対象とはならないと研究会も認識していると理解できる。この点を確認願いたい。</p> <p>・同様にして、a群についても「免許不要局」が利用料使途から受益していない現状では、電波利用料の負担を求められる理由がない。</p> <p>従って、免許不要局に対する電波利用料の負担拡大には反対である。</p> <p>・このような受益・負担関係の不正さに加え、免許不要局への負担拡大は政府の唱導するIT化の推進、IT新改革戦略に盛り込まれてきている諸施策の効果を減殺する。</p> <p>・自動車工業等に典型的に見られる工場等におけるIT活用にあたって、工場、オフィス等の柔軟なレイアウト変更に対応でき業務コスト、省資源に多大な効果がある無線LANの活用は、重要な要素である。また電子タグも、企業における高度IT活用推進の今後の有力ツールである。にもかかわらず、これらを利用料の徴収対象に追加する、「免許不要局」への電波利用料賦課はその進展を阻害し、政策的に不整合である。</p> <p>・また、自動車業界は、安全・環境保全を目標に通信モジュールを活用した各種システムの開発・採用が進んでいるが、これら技術の成立の前提として、「免許不要局」は重要な役割を果たしており、免許不要局への電波利用料賦課は新技術の導入、開発努力に水をさす。</p>	日本自動車部品工業会
54	料額	<p>第5章 電波利用料の料額のありかた、第4節 免許不要局の電波利用料負担 (45、46ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>1. 新IT改革戦略での目標「世界一安全な道路交通社会の実現」を目指して、現在 官民あげてインフラ協働による安全運転支援システムの技術開発、実証実験そして普及促進に取り組んでいます。このような安全運転支援システムの根幹技術として、自動車業界では多額の開発費用を投入し、車車間通信、路車間通信技術、衝突防止用レーダーなどのセンサー技術、タイヤ空気圧モニター等々の安全警報技術の開発・導入を進めております。有料化によるこれらの安全技術に対する経済的負担の増加は、今後の普及促進を阻害することになることから、車の安全技術等を利用しての免許不要局を対象から除外し、普及促進とその結果による交通事故件数の低減に取り組むべきと考えます。</p> <p>2. 免許不要局に対する有料化は、欧米諸国と比べて極めて異例と言わざるを得ません。今後も各国で様々な技術開発が進む中、諸外国で免許不要局として無料となっている装備が日本で有料となることは、諸外国からの強い反発が予想されることから、徴収すべきでないと考えます。</p>	日本自動車輸入組合
54	料額	<p>日本出版インフラセンターとしては、免許不要局については自由な電波利用環境を維持する観点から現行どおり非徴収とすべきであると考えますので、報告書案の記述に反対いたします。</p> <p>日本出版インフラセンターは、当センター内に設けたICタグ研究委員会の議論や出版電子タグ実証実験等を通じて、出版物へ電子タグを貼付することによる電子タグ活用の有効性について大きな期待をしているところです。</p> <p>とりわけ経済産業省委託事業電子タグ実証実験において、技術的な諸課題やプライバシー保護対策等はかなり解決されました。</p> <p>現在、電子タグの実導入に当たっての最大の障壁は「導入コスト」に絞られてきたことができます。この中にはタグそのものの価格、装着に関する諸費用、電子タグのリダー・ライターの価格、それら周辺の機器類およびシステム構築費用など広範囲に含まれます。導入の意思決定に関わる判断材料を日本出版インフラセンターでは提供しております。電子タグを利用しようとする立場から申し上げますと、出版業界の様々な分野におけるコスト削減が最大の誘因となります。</p> <p>それが仮に電子タグ及びリーダー・ライター等の周辺機器類の価格(初期及びランニングコスト)に反映される、あるいは何らかの形で出版業界で負担を強いられることになれば、業界全体としてあるいは個別企業におけるコスト削減に逆行することになるので、出版業界としては電子タグの利用・導入については消極的になることは明白です。</p> <p>免許不要局であっても費用負担に応じべきとの考えは、電子タグ等の普及の阻害要因となると懸念いたしますので反対いたします。</p>	日本出版インフラセンター
54	料額	<p>・免許不要局からの電波利用料徴収に反対する。</p> <p>仮に製品分野を一部に限定したとしても、免許不要局に対して電波利用料を賦課することは、IT技術の有効活用を妨げることから、反対である。</p> <p>徴収予定額と徴収コストの関係を十分検討すべきである</p> <p>免許不要局から徴収する場合、徴収方法とコストについて十分に検討し、徴収予定額と比較しなければ、実効ある税制とはならないはずであるが、理念的にどうあるべきかについて集中的に議論し、実務的な検討については、「引き続き検討していくことが必要と考えられる」と先送りになっている。</p> <p>実務を踏まえ、徴収予定額と徴収コストの関係について十分検討すべきである。</p> <p>・免許不要局からの電波利用料徴収について海外の事例を説明すべきである。</p> <p>免許不要局からの徴収について、諸外国での徴収状況について記載がないが、海外の情報も入手・検討し、報告書に記載すべきである。</p>	日本鉄鋼連盟

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>ユビキタス社会の実現に向け、電波は最重要な資源であり、これの有効利用をより一層図ろうとする姿勢、政策の方向は歓迎するところです。また、時代のニーズに合わせた長年の慣行を打破して再配分を積極的に行なうという基本的視点もまた高く評価するものです。しかしながら、今回の電波利用料制度の見直しにおける免許不要局の扱いに関しては下記のような諸課題があるため、免許不要局については従来通り非徴収であるべきと考えます。</p> <p>1. 国の目指す方向であるユビキタス社会の実現に向け、ブロードバンド化やモバイル化、デジタル化などの施策が加速度的に進行、高度なビジネスが急速に展開され、国民がその成果を享受しようという段階に至ろうとしています。特にユビキタス社会実現に向けての総務省の役割は大きく、今回の電波利用料の見直しもその施策の一環であると理解しています。当工業会におきましてもその一翼を担い、無線を利用した情報家電商品を通じて国民生活を豊かにすることに貢献しようとしており、結果的に産業貢献もできるものと考えています。今回の電波利用料の見直しの中で、免許不要局からの徴収案が出されていますが、これはようやく市場に出始めた段階にある情報家電の育成・普及を阻害し、新たな産業創造の芽を摘むのではないかと強い危機感を抱かせるものです。日本の国際競争力がある分野への実質的な課税ともいえる電波利用料の徴収は、上記国家施策・総務省施策に相反し、国としての方針に矛盾が生じることになり、国民、そして産業界の理解を得ることは難しいと言わざるをえません。</p> <p>2. 電波は国民の共有財産であるという意味については、基本的に各人が他人に電波干渉を起こさない範囲で使用するのは国民個人々人の財産であり、それらの権利を侵さない範囲で、特定の事業者等に使用を許可する権限を国に委ねているという考え方があります。この考え方に立てば、各家庭のような閉じた、限られた範囲で使用される低出力の無線局・免許不要局などに対して電波利用料を求めることについては、国民個人の範囲での財産権を侵すのではとの危機が生じかねません。</p> <p>3. 昨今、海外からの電波利用商品の輸入も増加しており、これらへの電波利用料の課金が正しく行われなければ、等しく公平性を欠くことになるおそれがあります。また個人が持ち込む機器に対しても同様、公平性のある対応が不可欠ですが、電波利用料の徴収は難しいと言わざるをえません。</p>	日本電機工業会
54	料額	<p>日本百貨店協会は、電子タグ活用による経営改革、消費者への付加価値サービス提供に、業界活動として取り組んでいる観点から、以下のことより、電子タグに対する普及拡大の妨げとなる電波利用料の課金に、反対いたします。</p> <p>1. 百貨店業界での電子タグの取組みの現状について (1) 実用化状況 百貨店業界における電子タグの実運用は、平成17年4月より開始しており、徐々に拡大してきていますが、発展途上であり、タグの形状・チップの種類・周波数は今後変更の可能性があります。まだまだ解決すべき課題は多く、ユーザー及びベンダーがトライアンドエラーにかかる負担を負っている状況です。更に百貨店業界は流通業界の中で実用化の先駆けであるため、流通業界の実用化課題を先行で解決している面があります。 (2) 技術運用状況 百貨店業界での電子タグ活用は、現在のところ13.56MHz帯パッシブタグが中心で飛距離は50cm以下、かつメーカー・物流・店舗における室内での利用に限定されています。 また、今後UHF帯へ移行したとしても、必要となる飛距離は1m程度で、室内での利用となります。 従って、干渉・反射といった事象は、ユーザー及びベンダーの負担で解決しており、公共サービス・社会インフラに影響を及ぼすものではありません。</p> <p>2. 百貨店業界での電子タグ活用例による電波利用料制度に関する意見について (1) 無線局と免許不要局では、行政による管理サービスの享受度が大きく異なること 免許不要局の利用者として、国で取り扱っていただいている事項は、①割り当て周波数の管理、②人体への影響等電波の諸問題の調査、③電波資源拡大のための開発、等と認識しております。 しかしまた割り当て周波数の範囲内において、民間が解決している課題は多いものと認識しています。 従って、無線局と免許不要局では、行政による管理サービスの享受度が大きく異なります。 (2) 電子タグは、まだ普及途上にあること 電子タグは普及の途上であり、プレーヤーのいずれもが負担を負っている上に、更に負担が増えるのは普及の妨げになります。また、実証実験段階で実用化前における業界・業態に対しては、実用化を阻害する大きな要因となります。</p>	日本百貨店協会
54	料額	<p>免許不要局からは、これまでどおり、電波利用料を徴収すべきではない。 理由 ① 免許不要局は小出力であって電波の伝播範囲が狭いため、電波秩序に悪影響を及ぼすおそれが極めて少ないばかりか、免許局のように一定の周波数帯を排他的・独占的に占有する権利も認められていない。 ② 仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、免許不要局も等しく電波監視行政の受益者として電波干渉等による電波利用の侵害から保護を求めることができるものとすべきであるが、このような制度を創設・運用することは事実上困難といわざるをえない。 ③ 免許不要局は開設者の把握ができないため、既存端末の利用者からは電波利用料を徴収することができず、今後免許不要局を開設する者との間に不公平が生じることとなる。 ④ 国際的にも免許不要局から電波利用料を徴収している国はなく、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、外国から輸入される端末の利用者からも電波利用料を徴収しなければ国産端末の利用者との間に不公平が生じることとなる。</p> <p>以上、社団法人日本自動車工業会の見解に同意します。</p> <p>加えて ⑤ 我が国の物流を支える運送業者は、燃料代の高騰、運賃の低迷下で事業を継続するためにテレマティクスの活用等、運行効率向上による競争力向上等を図りつつあるが、情報通信料の負担が増える中で、更なる負担増となる。 ⑥ また重量の大きい商用車は事故時の加害性が大きく、被害低減のための安全装置も電波通信技術を活用し、普及を図っている状況だが、装置価格が高くなり普及しない状況。この状況下で電波利用料が加算されると、普及に歯止めがかかるおそれがあり、ひいては交通事故数低減等の動きへの影響が懸念される。</p>	日野自動車株式会社 総合企画部
54	料額	<p>電波利用料の徴収に反対します。 免許不要局の電波利用料負担について 既に無線を利用する機器は日常生活・社会に数多く普及し今後も益々拡大傾向にある。もし、電波利用料が徴収されることになると、同種の機器の購買意欲が低下しわが国のIT化促進の大きな阻害要因となる。</p>	本田技研工業株式会社
54	料額	<p>財団法人流通システム開発センターでは、日本国内の各産業界のユーザ企業のニーズを電子タグ(RFID)の高度な利活用等にいかすべく、各種調査研究や標準開発の支援をしております。 企業のサプライチェーン効率化への電子タグ活用の期待値は高いものがあります。電子タグシステムの普及のためにユーザ企業との協働で活動している当センターとしては、今回の報告書(案)に対して、電子タグシステムに対する利用料の徴収に反対する立場から以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>1.米、英国等と主要国では、電子タグシステムに電波利用料を賦課していません。その結果、わが国は以下のような点で、諸外国に比べ、非常に不利な立場におかれることとなります。 ①わが国流通のシステム化には、欧米諸国等と比べ、なお一層の努力を必要とする状況にあります。将来、なお一層の流通システム化のためには、電子タグシステムは不可欠な機能であります。しかし、諸外国において徴収されていない電波利用料が日本においてのみ電子タグシステムに賦課されることになれば、わが国流通のシステム化を諸外国に比し、なお一層阻害することになります。 ②国際物流において、わが国をハブにするというのが、政府をあげての政策であると理解しています。国際物流においても、電子タグシステムは将来における重要なツールになるものと期待されております。にもかかわらず、わが国においてのみ、電子タグシステムに対し電波料が賦課されるということになれば、この面においても、わが国を諸外国に比し、不利な立場に置くことになり、政府をあげての重要な政策に反することとなります。 2.上述のような不安があるためにシステムメーカー及びハードウェアメーカーの投資がそがれる可能性があり、結果的に流通システム開発及び、促進に阻害要因となりうるとの観点からも反対いたします。</p>	流通システム開発センター
54	料額	<p>免許不要局が電波利用料を徴収するのは適当ではない。</p> <p>(修正案) 第5章 電波利用料の料額の在り方 第4節 免許不要局の電波利用料負担(P46) 電波利用料が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担にのびるべきことが原則と考えられる。周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監視がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担について検討していくことが必要である。 しかしながら、これについては、徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していくことが必要と考えられる。 免許不要局は、発する電波が低出力で伝播範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどないため、電波利用料を非徴収とすべき。 また、現行の「免許不要局の代表例である小電力無線LANが使用している2.4GHz帯は、識別信号無しに電磁波を放射する電子レンジやISM機器等が混在する。いわば「保護されないバンド」である。このように、周波数帯の品質が保証されず、周波数帯に対する排他的権利も有していないことを考えると徴収は適当ではない。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社
54	料額	<p>(修正案) 第5章 電波利用料の料額の在り方 第4節 免許不要局の電波利用料負担(P46) 電波利用料が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担にのびるべきことが原則と考えられる。周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監視がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担について検討していくことが必要である。 しかしながら、これについては、徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していくことが必要と考えられる。 免許不要局は、発する電波が低出力で伝播範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどないため、電波利用料を非徴収とすべき。 また、現行の「免許不要局の代表例である小電力無線LANが使用している2.4GHz帯は、識別信号無しに電磁波を放射する電子レンジやISM機器等が混在する。いわば「保護されないバンド」である。このように、周波数帯の品質が保証されず、周波数帯に対する排他的権利も有していないことを考えると徴収は適当ではない。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	「電波利用共益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則と考えられる」とありますが、2.4GHz ISMバンド等無線LANの免許不要局は、電波干渉上保護されず品質が保証されないものであり、安定的な電波利用が期待されるものではないと考えます。また、今後考慮される徴収方法、負担額に対する徴収コスト等についても免許不要局の数を考慮すると実現化は容易ではないと考えるので、免許不要局が電波利用共益事務費用を負担するのは適当ではないと考えます。	ソフトバンクモバイル株式会社
54	料額	「しかしながら、これについては、徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していくことが必要と考えられる。」との結論については、早期に検討が着手されるべきと考えます。	KDDI株式会社
54	料額	電波利用共益事務は確かに免許不要局に対しても受益があり費用負担の原則に関しては賛成ではある。しかしながら、個人が開設した免許不要局においては、その利用環境を監視し把握することは不可能であり、個人が利用する免許不要局での費用負担は妥当ではなく、事業としての利用用途に限定すべきである。特に2.4GHz帯においては同帯域を利用する機器が多数存在しており、免許不要局の電波利用負担の根拠とされる「安定的な電波利用」が必ずしも利用できる訳ではなく、本周波数帯を利用する免許不要局での費用負担は妥当ではないと考え、5.15～5.25GHz等の「安定的な電波利用」が期待できる免許不要局に限定すべきである。	ブラネックスコミュニケーションズ株式会社
54	料額	現在、免許必要局の電波利用料が、公正で妥当な物理的基準の下で徴収されているとは、とても言えない。したがって、もしも免許不要局からも電波利用料を徴収するのであれば、はじめに公正で妥当な物理的基準を設け、その下で料金を定め、徴収すべきである。当然のことながら、「公正で妥当な物理的基準」は、免許必要局に対しても免許必要局に対しても、同様に適用可能な基準でなければならない。各OECD加盟国は、無線局が空間に放出する電波の電力密度に、人体の安全を優先した規制を施している。日本の場合、免許不要局には総務省も支持しているWHOガイドライン下の規制を施している。免許必要局は、WHOガイドラインをはるかに超える強度の電波を放出しているが、しかし総務省は、別の規制を施し、人体の安全を担保している。とはいえ、別の規制を施す場面においても、空間に放出する電波の電力密度を基準にしている。人体の安全を優先する必要があるため、免許不要局で使用する伝送装置にも免許必要局で使用する伝送装置にも、空間に放出する電波の電力密度を厳密に設定した設計が施されている。したがって電力密度は、電波利用料を徴収する場面でも公正で妥当な物理的基準となり得る。免許不要局の電力密度(6分間平均)は1平方センチメートルあたり1mWである。これを単位とすべきである。たとえば、ある免許必要局の電力密度が1平方センチメートルあたり10Wであるとする、その免許必要局から徴収する電波利用料は免許不要局の1万倍とすべきである。仮に免許不要局から年間100円徴収するのであれば、年間100万円徴収すべきである。免許不要局から徴収する電波利用料の額にもよるが、携帯電話会社から基地局あたり年間数百万円、地上波デジタル放送を開始しているテレビ放送会社から送信アンテナあたり年間数億円の電波利用料を徴収することになるかもしれない。しかし行政は公平でなければならない。家庭で使用する無線LANの親機から電波利用料を徴収するのであれば、NTTやNHKからも相応の電波利用料を徴収すべきである。	個人
54	料額	高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている無線局の電波利用料を免除又は減額する例として、「非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局」があげられていますが、ITS分野においても、国民の利益の観点から、安全・安心サービス(交通事故の削減)を目的とした無線局については、電波利用料を免除又は減額することが望ましいと考えます。	新交通管理システム協会
54	料額	第5章、第4節(ページ45) 免許不要局に対する電波利用料金負担義務化について以下の通り弊社意見を述べます。 <ul style="list-style-type: none"> - 特定省電力機器に対して電波利用料金負担義務化は以下の理由により適切では無いと弊社では考えている。 - 特定省電力機器は、無線LAN、Bluetooth、UWB及び標準化団体にて検討しているシステムが対象と認識。弊社理解ではこれらの機器は基本的に屋内での使用を目的とした機器で有る。 - 特定省電力機器は、技術的に非常に低い送信電力を持ち、通信可能範囲(距離)も非常に限定されている。また、保護対象となる無線システムに対する干渉は影響が小さい。 - 特定省電力機器は、免許不要で有る。 - 特定省電力機器は、保証される無線帯域が無く、また、他の無線機器からの干渉から保護される保証も無い。 - 一方、保護される無線機器(例:レーザー機器等)に対して干渉を及ぼす事が有ったとしても、干渉を回避する為の手段が規定されている。(例:DFS機能等) - 特定省電力機器は、無線帯域を占有する事が無く、帯域をベストエフォートベースにて共有する。0 特定省電力機器は、技術的基準適合証明または設計認証が条件となり免許不要と規定されている。0 弊社では、免許不要局は使用者の特定及び管理が出来ないと認識しており、使用者が電波利用がされているか否かに係らず料金徴収をする事は適切では無い。 - 使用者の機器使用年数も不明瞭のまま徴収する事も適切では無い。 <ul style="list-style-type: none"> - 該当案については、市場の状況を十分に考慮し、再検討すべきで有る。 - 省電力無線技術は、コンシューマ市場において成長の牽引となっている。0 コンシューマ製品において、基本機能となっている無線技術に対し料金又は税金を徴収する事は市場に対し多大なる影響を及ぼしかねない。 - 使用者は、無線技術搭載のコンシューマ製品を複数所持している場合が多く(例:デジカメ、プリンター、パソコン、ゲーム機器等)、その全ての製品・機器に対し利用料・税金を徴収する事は、使用者の負担が高額になる。結果として、市場成長が鈍化してしまう。 - コンシューマ製造メーカーは、新規無線技術を搭載した製品を既に開発検討しており、今後の市場成長の阻害となる。 - 海外においては、省電力無線機器に対する利用料又は税金徴収の例は無い。 <p>以上の理由により、免許不要局に対する電波利用料金負担義務化については賛成し兼ねます。つきましては、再考及び再検討の程お願い致します。</p>	マーベルジャパン株式会社
54	料額	半径100m程度の狭域のみしか届かないサービス機器を使ったサービスであり、消費者が無免許で利用できるなら、無料が適切と思います。一方、免許を国からもらい広域に渡って特定の周波数を占有するテレビは、電話と同じように扱っても良いと思います。徴収することになると、結局負担をかぶるのは消費者となる国民です。不公平を是正するのはいいことだと思いますが、国民の経済負担減を考慮してください。例えば、テレビから徴収するようになるなら、その分電話の徴収額を下げる、などです。徴収を口実としたNHKの受信料の値上げは容認できません。値上げしないし続かないなら受信料制度を廃止してください。「財源潤い民減ぶ」では意味がありません。大事なのは株式会社・民間事業の興隆に他ならないと思います。企業の負担をセーブしつつ公益になる道を重視してください。	個人
54	料額	今回の電波利用料の論議において、免許不要局について監理の面から費用徴収という事で非常に驚いている。実のところ、免許不要局は監理を受けていたとしても実際は産業振興・ブロードバンド事業育成の為に免許不要局はこのまま電波利用料については徴収しない方針であると理解していた。つまり、総務省は免許不要局の混乱と対応については不熱心であり、無線LANアクセスポイント製品だけでも現在推定700万台程度。無線LAN子機も推定1000万台以上という免許不要無線局が存在しながら、監理業務をほとんど行わずに財源の見通しが立たず「混乱が急拡大している。」という現状をこのまま放置し続けると半ば諦めていた。今回の第4節が免許不要局に対する現状の政策の転換になる事に繋がるのは間違い事であり電波料徴収の方針を心より歓迎したい。	個人(北陸無線データ通信協議会)

章	節	意見原文	意見提出者
54	料額	<p>当方が調査研究してきた小電力データ通信システム(無線LAN、以下無線LANとする)において監理上の問題点が多く浮かび上がり、何度も無線LANセキュリティのガイドラインについて総務省に改訂を要望してもその作業を開始する発表もないと記憶する。技術の進歩は続いており正確に追いついて妥当な政策を総務省として示す事ができずに「ちぐはぐな」対応が日増しに目立つようになった。総務省が今年3月に発表した学校インターネットにおける校内LANの手引書では無線LANの記述においても必ず必要な「パスワード(パスワード)は学校の名前の固有名称などを使用せずユニークな文字列を使用すること。」が欠けているなど研究不足であることが直ぐ判明した。総務省として免許不要局は「対応しなくても良い分野」として認識され無線LANセキュリティ問題では予算措置もされていない分野でもあり技術水準の上昇により無線LANセキュリティのガイドライン「安心して無線LANを利用するために」そのものがセキュリティ問題の中心になり国民から非難の矢面に立たれる一歩手前であると指摘する。</p> <p>当方の調査研究の成果から、「安心して無線LANを利用するために」は今年春で「賞味期限切れ」と判断しており、早急な見直しが迫られているし遅くとも来春までには新ガイドラインは必要と判断している。つまり総務省の監理業務ができていないのかを世界から問われる事になる。</p>	個人(北陸無線データ通信協議会)
54	料額	<p>徴収方法としては製造・販売会社・販売代理店がその出荷台数によって課金し、無線LANアクセスポイント機器(無線LAN搭載ブロードバンドルーター、無線LANブリッジ、無線LAN VLAN等)と無線LANクライアント機器と役割が明確なものについては徴収料に差額を付けることで良いと考える。無線LANアクセスポイントは1台500円程度、無線LANクライアント製品は1台200円程度。出荷時に一括徴収が良い。免許局は1年毎の徴収であるが免許不要局は一度切りの一括徴収が良い。</p> <p>日本は電波利用料の徴収額が多いという指摘があるが、国土と人口密度から考えても「少なすぎる」という認識である。ネット社会の論理からするとすべて自己責任を振り回して有限の電波資源について理解を示さうという気概も無い人々が居るのも頭の痛い問題である。無線LANは今後更に増加し、無線LANアクセスポイントで1000万台時代があると1年後に迫っている。予想はされたとはいえ無線LAN製品の爆発的な大量出荷は無線LANセキュリティ上の問題点も突然急浮上し社会問題化する可能性も日増しに高まっている。</p> <p>もっと強力に監理業務として監視業務の高度化と違法局の摘発取り締まりを推進し、目に見える形で免許不要局の利用環境が改善され安心して利用できる環境を実現する「制度改革」を実現して頂きたい。</p>	個人(北陸無線データ通信協議会)
55	料額	<p>各無線システム内での負担の個別配分における勘案要素</p> <p>電波特性を勘案要素とすることについては、十分な検証、検討をお願いしたいと考えます。</p>	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
55	料額	<p>各無線システム内での負担の個別配分における勘案要素</p> <p>「②通信量、利用頻度に関しては、これが少ない場合に料額を低く設定するとすることは、電波の有効利用を促す考え方と逆行することになりかねないこと、から、各無線システム内での負担の個別配分においては、現時点での電波利用料制度の趣旨に照らして、何れも勘案することは適当でないと考えられる。」との結論については、既に周波数の割り当てを受け、かつ、相当程度の有効利用が図られているなかで使用される通信量の極めて少ない局(ユビキタス志向のモジュール型端末等)の場合は、新たな周波数の割り当てを受けずに既存システムを活用できる観点から、必ずしも電波の有効利用に逆行することにはならず、むしろ有効利用が促進できると考えられることから、料額算定や徴収の方法を含めて今後の検討課題とすべきと考えます。</p>	KDDI株式会社
55	料額	<p>各無線システム内での負担の個別配分における勘案要素</p> <p>携帯電話システムの高度化に伴い、携帯電話のネットワークの用途が、従来の音声だけではなく、データ通信の分野にも広がってきました。このことは、携帯電話システムで通信する端末の多様化を示唆しており、今後はいわゆる携帯電話端末上でのデータ通信に留まらず、様々な専用端末によるデータ通信ニーズへの対応がなされていくものと思われます。多様化していく端末のなかには、非常に少量のデータを扱うような端末が出てくることも十分に予想され、その場合、トラヒックの量にあわせて、極めて低額なサービス料金を設定されることが想定されます。こうした見直しがあるなか、従来の携帯電話端末や料金前提とした一律的な負担額では歪みが生じる可能性があり、今後の端末やサービスの多様化を鑑み、それらとのバランスが取れた制度設計や対応が必要になるものと思われます。</p>	アイピーモバイル株式会社
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>ラジオ放送への配慮が必要。 民放の中波・短波・FMラジオ社も、平成17年の電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大(特にAM50KW超、FM5KW)しており、厳しい経営環境の中でこれ以上の負担増には耐えられない状況であります。 ラジオ放送の周波数帯域については、たとえば800MHz近傍のような逼迫帯域とは事情が異なり、今回、電波利用料財源で検討されているような用途によって逼迫が解消されるといった性質のものでもありません。したがって、それによる直接的な受益は感じられず「a群」の増大によって利用料負担が増えることには納得できません。 また、ラジオ放送については、公共性等に関する電波利用料の勘案事項として、「①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)」、「②国民の生命・財産保護に著しく寄与する」の2点が適切に設定されており、こうした勘案事項は今後も維持すべきであります。こうした点を踏まえ、ラジオ放送の電波利用料について、さらなる減額措置を検討するべきであると考えます。</p>	株式会社エフエム大阪
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>民放のラジオ放送は極めて困難な経営環境下であり、電波利用料負担増はより深刻な経営環境となる。またラジオ放送の周波数帯は逼迫している周波数帯ではないので、電波利用料の財源で検討されているような用途で、直接的な利益は受けにくい。このような観点からラジオ放送の電波利用料負担増は、納得できない。</p>	株式会社宮崎放送
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>今回電波利用料の新用途で示されている周波数帯の電波の逼迫状況の解消は、中波ラジオ放送の外国波混信を解消するものではなく、中波ラジオ放送帯域を利用するものにとつてならん受益は感じられない。したがって、a群の増額による中波ラジオ放送の電波利用料負担が増えることについては合理性にかけるといわざるを得ない。</p>	株式会社文化放送
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>ラジオの周波数帯に関して言えば、今回、電波利用料財源で検討されているような用途によって逼迫が解消されるような性質のものではなく、直接的な受益を感じることは出来ない。 加えて、FMラジオ放送においては、既存アナログテレビ局との共建で中継局を運営している箇所が多く存在する。国家的事業であるテレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行に伴い、共建解消や、共用設備負担の増額等、収益に無関係な部分での費用負担が増大している。しかし、報告書にある「主な新用途案」にある「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」ではこの点については全く触れられて無く、支援も見込まれない状況である。 従って、報告書にあるような「a群」の増大により利用料負担が増えることには納得がいかない。</p>	広島エフエム放送株式会社
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>1. ラジオ放送の公共性について十分な配慮を要望(5章・40～42頁) ラジオ放送は、国民生活に密着したメディアとして広く普及するとともに、非常災害時における情報伝達手段として重要な役割を担っております。しかしながら最近では、メディアの多様化に伴い広告市場におけるシェアは低減傾向にあり、インターネット広告とその地位が逆転するなど大変厳しい経営環境に置かれております。さらに平成17年度には、電波法改正により電波利用料負担額が大幅に増大するなど、経営を圧迫している状況であります。電波利用料の料額算定にあたっては、このような厳しい経営状況から、負担額の著しい引き上げによる経営への重大な影響についても、十分配慮されるべきであると考えております。 ラジオ放送の扱いについては、「平成17年度電波有効利用見直しに係わる料額算定の具体化方針」により、公共性等に関する勘案要素として①国民への電波利用の普及に係る責務等(ユニバーサルサービス等)、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与するの2点が設定されておりますが、これは極めて重要な指摘であり、この公共性に関する勘案措置が、十分配慮されるよう強く要望いたします。</p> <p>2. ラジオ放送の周波数は、逼迫帯域とは言えず、さらなる配慮が必要(5章・38～40頁) a群の用途の振り分けにおいて、逼迫帯域等を使用する無線局で、その費用を負担することありますが、ラジオ放送の周波数帯域は、当案で検討されているような用途により逼迫が解消されるといった性質のものではなく、a群の増加に伴う負担増の考え方は、妥当ではないと考えます。ラジオ放送の公共性と経営規模を考慮した上で、さらなる減額措置についても検討されることを要望いたします。</p>	株式会社 TBSラジオ&コミュニケーションズ
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>ラジオ放送の周波数は逼迫帯域とは言えず、減額措置を検討すべきである。 中波・短波・FMなど民放ラジオ放送事業者の電波利用料負担額は、平成17年の電波法改正で大幅に増加しており、厳しい経営環境の中で経営を圧迫している。 ラジオ放送の周波数帯域は、例えば800MHz近傍のような逼迫帯域とは事情が大きく異なり、「逼迫帯域の経済価値を向上させる」恩恵に浴することがなく、「a群」の増加による追加徴収を容認するわけにはいかない状況である。 ラジオ放送の扱いについては、①国民への電波利用の普及に係る責務等、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与するという2点で、極めて高い公共性がすでに認められているところであり、加えて逼迫帯域ではない事情や経営への圧迫に考慮し、減額措置も含めた検討をすべきである。</p>	株式会社山陰放送
57	料額	<p>(その他) (ラジオ)</p> <p>ラジオ放送の周波数は逼迫帯域ではなく、さらなる配慮が必要(5章・38～40頁) 中波・短波・FMなどの民放ラジオ社の電波利用料負担額は平成17年の電波法改正で大幅に増加しており、厳しい経営環境の中で経営を圧迫している。ラジオ放送の周波数帯域は逼迫帯域ではなく、「経済価値を向上させる」恩恵に浴することがない。従って「a群」の増加に伴う負担増は考えられない。 ラジオ放送の扱いについては、①国民への電波利用の普及に係る責務等、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する、の2点で極めて高い公共性がすでに認められているところであり、加えて逼迫帯域ではない事情や経営への圧迫に考慮し、さらなる減額措置も含めた検討を行うよう要望する。</p>	株式会社東京放送

章	節	意見原文	意見提出者
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送の周波数は逼迫帯域とは言えず減額配慮すべき。 弊社は中波ラジオ兼営社であるが、厳しい経営環境の中、ラジオの電波利用料負担額は平成17年の電波法改正で大幅に増加した。 ラジオ放送の周波数帯域は、例えば800MHz近傍のような逼迫帯域とは事情が大きく異なっており、今回、電波利用料財源で検討されているような使途によって逼迫が解消されるといった性質のものでもない。従って、それによる直接的な受益は感じられず、「a群」の増大によって利用料負担が増えることには納得できない。 ラジオ放送の扱いについては、①国民への電波利用の普及に係る責務等、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する、の2点で極めて高い公共性がすでに認められているところであり、加えて逼迫帯域ではない事情や厳しい経営状況に考慮し、減額措置も含めた検討を行うよう要望する。	株式会社南日本放送
57	料額 (その他) (ラジオ)	報告書の中で電波利用料の料額の在り方において、第5章第二節41頁、別紙1 12頁において、負担額の算定にあたりラジオ局等の公共性を勘案することが盛り込まれている点については、適切で妥当な措置であると考えられる。また、「平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」によりラジオ放送の公共性等に関する電波利用料の勘案要素として、①国民への電波利用の普及に係る責務等 ②国民の生命、財産の保護に著しく寄与する、の2点が設定されており、この考え方は、今後も維持すべきである。 ラジオ放送は基幹メディアとして法令規程に基づき高い公共性をもったメディアであることについて再認識を求める。 前回平成17年度の電波利用料改定時においてもラジオ局の負担分は大幅に増大(弊社においては親局、中継局その他電波利用料総額で18倍以上の増額)しており、厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増にラジオ局は耐えられない状況である。今回の報告書で示されている試算例では、使途の拡大による総額の増加、及びa群、b群の振り分け見直しにより、ラジオ局の負担がさらに最大2.3倍にまで増大する可能性が示されている。これを踏まえ本報告書(案)に対し下記の意見を述べる。 1. FM放送の周波数帯域は、今回の電波利用財源で検討されているような使途によって逼迫が解消されるわけではなく直接的な受益はないと考える。従ってa群に対するFMラジオ局の負担は更に下げられるべきものであり、それに見合った減額措置の検討をお願いしたい。	㈱エフエム東京
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送の周波数は逼迫帯域とは言えず減額を検討すべき。 民放ラジオ社の電波利用料負担額は平成17年の電波法改正で大幅に増加しており、厳しい経営環境の中で経営を圧迫している。ラジオ放送の周波数帯域は、例えば800MHz近傍のような逼迫帯域とは事情が大きく異なっており、使途によって逼迫が解消されるというのではなく、恩恵に浴することはなく、「a群」の増大による追加徴収は納得できない。ラジオ放送の扱いについては、①国民への電波利用の普及に係る責務等、②国民の生命・財産の保護に著しく寄与する、の2点が設定されており、極めて高い公共性がすでに認められている。加えて逼迫帯域ではない事情や経営への圧迫にも考慮し、さらなる減額措置も含めた検討を行うよう要望する。	山陽放送株式会社
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送の周波数は逼迫帯域ではなく、さらなる配慮が必要。 中波・短波・FMなどの民放ラジオ社の電波利用料負担額は平成17年の電波法改正で大幅に増加しており、厳しい経営環境の中ですでに経営を圧迫している。このような状況においても、2.にも述べたように、「災害放送」においても、真先に被災地に入り、音声放送特有の機動性を生かした「災害報道」を担っており、地域の聴取者に直接情報を提供するなど、ラジオ放送は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与する」点で極めて高い公共性がすでに認められているところであり、加えて逼迫帯域ではない事情や経営への圧迫を考慮し、さらなる減額措置も含めた検討を行うよう要望する。	北陸放送株式会社
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送の周波数は逼迫帯域とはいえず、さらなる配慮が必要(第5章・38～40頁) 民放の中波・短波・FMラジオ各社も、平成17年の電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大しており、厳しい経営環境の中でこれ以上の負担増には耐えられないのが実情です。 ラジオ放送の周波数帯域は、今回電波利用料財源で検討されているような使途によって逼迫が解消されるといった状況ではなく、直接的な受益は感じられず、「a群」の増大によって利用料負担が増えることには納得できません。 特に中波放送の周波数帯は、世界的に放送業務で利用するよう規定されており、放送業務以外の新規参加ができる環境にはありません。「船舶、航空に関する国際協定等の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも、妥当性を欠くものではない」とされていると同様、中波放送についてもさらなる減額措置が検討されるべきです。	毎日放送
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送への配慮が必要。 民放の中波局は、平成17年の電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大しており、厳しい経営環境の中でこれ以上の負担増には耐えられない状況である。中波放送の周波数帯については、世界的に放送業務で使用するよう規定されており、事実上放送業務以外の新規参加が出来る環境にはない。「船舶、航空に関する国際協定等の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも考慮する必要がある」との記述があるが、中波放送もこれと類似した状況にある。こうした点を踏まえ、ラジオ放送の電波利用料について、更なる減額措置を検討すべきである。	株式会社大分放送
57	料額 (その他) (ラジオ)	中波ラジオ放送は、台風、地震等非常災害時の情報伝達手段として重要な社会的責任を果たしてきており、現在設定されている公共性等に関する電波利用料の勘案要素は今後も維持すべきである。	株式会社文化放送
57	料額 (その他) (ラジオ)	中波ラジオ放送で使用している帯域はジュネーブ協定にもとづく世界的な周波数使用計画により放送業務で利用するよう規定されており、事実上他の用途に利用することは想定できない。本報告書の「研究会の整理」のなかで、「船舶、航空に関する国際協定等の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも考慮する必要がある。」とされているが、中波ラジオ放送についても同様に考えられ、電波利用料のさらなる減額を検討すべきである。	株式会社文化放送
57	料額 (その他) (ラジオ)	報告書の中で電波利用料の料額の在り方において、負担額の算定にあたりラジオ局等の公共性を勘案することが盛り込まれており、この点については、適切で妥当な措置であると考えられる。	広島エフエム放送株式会社
57	料額 (その他) (ラジオ)	言うまでもなく、放送事業の高い公共性は誰もが認めるところであり、ラジオは平常時のみならず、非常災害時においても、被害状況や避難所の情報など、より地域に密着した情報を提供できるメディアである。厳しい経営環境の中、平成17年に実施された電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大している。ラジオ放送の公共性等を考慮し、電波利用料について、増額しないことはもとより、さらなる減額措置を希望する。	広島エフエム放送株式会社
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送への配慮が必要。 民放のラジオ社も、平成17年度の電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大している。収入の下落傾向が続き、旧来の設備の更新にも迫られるなどローカル局は厳しい経営環境の中にあり、これ以上の負担増には耐えられない。 ラジオ放送の周波数帯域については、今回電波利用財源で検討されているような使途によって逼迫が解消されるものではないし、それによる直接的な受益は感じられない。「a群」の増大によって利用料負担が増えることは納得できない。減額措置も含めた検討を行うよう要望する。	静岡放送株式会社
57	料額 (その他) (ラジオ)	ラジオ放送の周波数は逼迫帯域とはいえず、さらなる配慮が必要。 民放の中波・短波・FMラジオ社も、平成17年の電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大しており、厳しい経営環境の中でこれ以上の負担増には耐えられない状況である。 ラジオ放送の周波数帯域については、例えば800MHz近傍のような逼迫帯域とは事情が異なり、今回、電波利用料財源で検討されているような使途によって逼迫が解消されるといった性質のものでもない。従って、それによる直接的な受益は感じられず、「a群」の増大によって利用料負担が増えることには納得できない。 特に中波放送の周波数帯については、世界的に放送業務で利用するよう規定されており、ジュネーブ協定にもとづく周波数使用計画のもと、事実上、放送業務以外の新規参加ができる環境にはない。一方、「国等の無線局における電波利用料負担」に関して、「船舶、航空に関する国際協定等の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも、妥当性を欠くものではない」との記述があるが、こうした観点の減額措置を検討するのであれば、中波放送についても適用を検討すべきものと考えられる。 こうした点を踏まえ、ラジオ放送の電波利用料について、さらなる減額措置を検討すべきである。	日本民間放送連盟
58	料額 (その他)	衛星通信システムの場合、利用する周波数は他の衛星系及び地上系の無線システムと共用しており、他の無線システムと共用することなく独自の周波数を利用する無線局とは、電波の利用環境や周波数の価値等が全く異なっています。また、地上系のシステムについては、外国と周波数調整を行うことなく利用できる周波数帯が多数存在する一方で、衛星通信システムについては、国際電気通信連合条約附属無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整を経て初めて使用可能となります。その周波数調整においては、衛星通信事業者自身が外国の事業者と詳細な技術的協議を継続的に行うことが必要となります。このような状況に鑑み、衛星通信システムの場合、これまでと同様に周波数の共用及び外国の無線局等との周波数調整等の必要性を勘案して電波利用料を算定すべきと考えます。また国民の生命、財産の保護にも著しく寄与していることから、これについても引き続き勘案して電波利用料を算定すべきと考えます。	ジェイサット株式会社

章 節	章	節	意見原文	意見提出者
59	料額	(その他)	報告書(案)の参考1に次期電波利用料負担の試算額が示されていますが、利用期限が定められた4GHz・5GHz帯固定無線局の移行に伴う局数減を考慮すると、弊社負担額は現行の約7倍以上になり、代替伝送路への移行に伴う多額な投資負担に加え、更に電波利用料まで負担増を強いられるのは、経営的にも許容できるものではありません。 さらに、4GHz・5GHzから退出する固定無線局は電波を安定的に利用できないこと、利用期限までの残存期間が更に短くなっていることから、利用期限の定められた4GHz・5GHz帯固定無線システムの電波利用料は少なくとも据置きをお願いいたします。	東日本電信電話株式会社
59	料額	(その他)	弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条において、国民生活に不可欠な電話役務のあまねく日本全国における適切・公平かつ安定的な提供(ユニバーサルサービス)を義務付けられています。 そのため、小笠原・硫黄島などへの衛星による電話サービスや、採算が厳しい条件不利地域に向けた電話サービス、非常災害時の臨時回線作成など、6GHz以下の周波数を利用せざるをえない状況です。 したがって、マイクロ固定局、衛星地球局、非常災害用の無線局についても、市場活動を越えた公共性などを勘案いただき、電波利用料の負担軽減を要望いたします。	東日本電信電話株式会社
59	料額	(その他)	弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」において、国民生活に不可欠な電話役務のあまねく日本全国における適切・公平かつ安定的な提供(ユニバーサルサービス)を義務付けられています。 ユニバーサルサービスには、山間部、離島等の通信を行っているルーラル加入者無線局、マイクロ固定局及び、地球局並びに、災害対策用通信の無線局があり、通常の市場活動を越えて提供しております。 従いまして、ユニバーサルサービスを提供している無線局については、料額の算定において、その公共性を勘案することを要望いたします。	西日本電信電話株式会社
59	料額	(その他)	マイクロ固定通信を行う無線局は周波数利用計画、他方式への移行を進め平成24年11月末までに縮退予定であることから電波利用料の据置きをお願いしたいと考えます。	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム
90	(他)	(その他)	電波利用料制度に関する研究会報告書(案)について、以上に記述するもの(KDDI提出意見)以外に関しては賛成いたします。	KDDI
90	(他)	(その他)	まずこの度、次期電波利用料の制度、使途、料額について意見を述べる機会をいただきましたことについて、感謝申し上げます。 当社は、携帯電話市場の新規参入事業者として目下事業開始に向け準備を進めておりますが、事業の性格上電波利用料制度との結びつきが強い事業であることから、当研究会での電波利用料制度の見直し議論に対しては、高い関心を有しており、その動向に注目してまいりました。当社としては、今回公表された報告書(案)の方向性について、大枠賛同いたしますとともに、見直しが行われるものについてはタイムスケジュールを設けるなど具体性が示されることを希望いたします。 また、携帯電話等にかかる電波利用料について、今後は小電力レピータ、組込型端末等の小出力・低トラフィック無線局が進展し一層の普及拡大が見込まれるなど、携帯電話事業を中心に電波利用料の歳入は、これまで以上に増えるものと考えております。 今後、携帯電話等にかかる電波利用料額の算定にあたっては、そうした現況及び今後の見通しを鑑み、個別の無線局については、利用額の引き下げを含めた対応につき、検討いただくことをあわせて希望いたします。	アイビーモバイル株式会社
90	(他)	(その他)	パブリックコメントの期間について。 今回のパブリックコメントの募集期間に関して、休日ならびに連休、その上、国政選挙期間などを含んだ上で2週間に設定されており、他の総務省のパブリックコメントの募集期間から比較しても、その内容の重要性を鑑みて最低1ヶ月程度を確保すべきものと考えます。特に免許不要局への電波利用料の徴収という、国民負担の増大をとまなう、極めて重大な内容を含んでいることから、十分な時間をかけて議論、並びに意見募集をすることが不可欠であると考えます。	インテル株式会社